

中国延辺地域における農地流動化の進展と「專業農場」経営の展開
—図們市 Y 鎮を事例として—

Progress of the Rural Land Circulation and Development of [Specialized
Farms] Management in Yanbian, China
A Comparative Case Study of Y Town, Tumen City

2014 年 3 月

岩手大学大学院
連合農学研究科
生物環境科学専攻
(山形大学)

金紅蘭

目 次

序章 課題と分析方法	1
第1節 研究背景	1
第2節 農地流動化に関する先行研究	3
1.農地流動化に影響を与える要因に関する研究	4
2.農地流動化における農家意思・行為に関する研究	6
3.農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究	8
4.先行研究の課題	11
第3節 研究課題・方法・構成	12
1.研究の課題と分析方法	12
2.研究の構成	14
第1章 中国における農地流動化と延辺地域の「専業農場」	16
第1節 改革開放以降の農地流動化制度の変遷（1984年～）	16
1.農地流動化制度の開始段階（1984～1992年）	17
2.農地流動化制度の確立段階（1993～2001年）	19
3.農地流動化制度の法制化段階（2002年～）	22
第2節 中国における農地流動化の状況	25
第3節 延辺地域における農地流動化の現状と「専業農場」の展開	28
1.延辺地域の農地流動化の概要	28
2.延辺地域の「専業農場」の展開	30
第2章 延辺地域における農地流動化の実態と課題—Y鎮のM村とQ村の農家調査を事例として—	33
第1節 調査概要	33
第2節 M村・Q村の基本概要	33
第3節 M村・Q村における農地流動化の実態	34
1.調査農家の実態	34
2.調査農家の農地流動化の実態	36

第4節	M村・Q村の農地流動化における農家の意識	38
第5節	各農家の農地流動化に関する今後の意向	42
	1.貸出農家・自作農家の農地借入意向	42
	2.借入農家・自作農家の農地貸出意向	42
第6節	小括	44
第3章	延辺地域における「専業農場」の現状と課題—Y鎮の「専業農場」経営者意識調査より—	45
第1節	調査概要	45
第2節	Y鎮「専業農場」の実態	47
	1.「専業農場」の基本状況	47
	2.「専業農場」の運営方式—YR「専業農場」を事例として—	50
	3.「専業農場」の経営試算	50
第3節	Y鎮の「専業農場」における経営者意識	53
	1.「専業農場」を設立した理由	53
	2.「専業農場」における経営意識	54
第4節	小括	56
第4章	延辺地域における「専業農場」の発展過程と展開方向—図們市Y鎮のYR農場・CX農場を事例として—	58
第1節	調査概要	58
第2節	YR農場・CX農場の概況	58
第3節	YR農場・CX農場における設立経緯と発展過程	61
	1.YR農場の経営者による設立経緯と発展過程	61
	2.CX農場の経営者による設立経緯と発展過程	64
	3.両農場の比較	66
第4節	YR農場・CX農場における農地集積と経営状況	69
	1.YR農場・CX農場の農地集積	69
	2.YR農場・CX農場の経営状況	70
第5節	YR農場・CX農場における加入農家の意識と今後の意向	71

第6節 YR農場・CX農場における経営者の意識	73
第7節 小括	76
第5章 各章の要約と結論	78
第1節 各章の要約	78
第2節 結論	81
第3節 今後の展望	82
引用文献・参考文献	85
参考資料	90
農地流動化の実態と農家意識・意向に関する聞き取り調査票（2011年）	90
農地流動化と「専業農場」経営状況に関する経営者聞き取り調査票（2012年）	94
「専業農場」経営者聞き取り調査票（2013年）	96
「専業農場」参加農家の現状と将来に関する聞き取り調査票（2013年）	100
謝 辞	103

図 表 目 次

【図】

図序-3-1	調査地に関する地図	13
図 1-2-1	中国農家数の推移	25
図 1-2-2	一戸当たり耕地面積の推移	25
図 1-2-3	中国の農民一人当たり純収入の推移と都市との格差の比較	26
図 1-2-4	2008 年以来中国全体の農地流動化比率の推移	27
図 1-3-1	延辺地域の農民一人当たり純収入の推移と都市との格差の比較	29
図 1-3-2	2008 年以来全国と延辺地域農地流動化比率の推移	29
図 2-4-1	農地流動化における農家意識	41
図 4-3-1	C 氏と J 氏の農業経営の変遷	68

【表】

表 1-1-1	農地流動化制度の開始段階（1984－1992 年）における重要な政策・法規	18
表 1-1-2	農地流動化制度の確立段階（1993～2001 年）における重要な政策・法規	21
表 1-1-3	農地流動化制度の法制化段階（2002 年～）における重要な政策・法規	24
表 1-3-1	延辺地域の農業経営状況（2011 年）	28
表 1-3-2	「専業農場」向け優遇政策(2012 年現在)	31
表 2-2-1	Y 鎮の M 村と Q 村の概況（2011 年 6 月）	34
表 2-3-1	調査農家の実態の比較	35
表 2-3-2	M 村と Q 村における農地流動化の推移	36
表 2-3-3	2011 年農地流動化（貸出）状況	37
表 2-3-4	2011 年農地借入状況（M 村：30，Q 村：20）	38
表 2-4-1	貸出農家から見た農地貸出促進要因（複数選択）	39
表 2-4-2	借入農家から見た借入流動促進要因（複数選択）	39
表 2-4-3	自作農家から見た農地貸出制約要因（複数選択）	40
表 2-4-4	自作農家から見た農地借入制約要因（複数選択）	40

表 2-5-1	貸出農家・自作農家の農地借入意向	42
表 2-5-2	借入農家・自作農家の農地貸出意向（複数選択）	43
表 2-5-3	借入農家の農地貸出意向（経営規模基準，複数選択）	43
表 3-1-1	延辺地域における「専業農場」の状況（2011年12月）	46
表 3-2-1	図們市 Y 鎮「専業農場」の基本状況（2011年12月）	49
表 3-2-2	Y 鎮農場における経営試算（2011年12月）	52
表 3-3-1	「専業農場」を設立した理由（3つまで選択）	53
表 3-3-2	経営者の「専業農場」における経営意識（5つまで選択）	55
表 4-2-1	YR 合作社と CX 合作社の概要（2012年末）	59
表 4-2-2	YR 農場と CX 農場の概要（2012年末）	60
表 4-3-1	YR 農場の経営者 C 氏の農業経営の発展過程	63
表 4-3-2	CX 農場の経営者 J 氏の農業経営の発展過程	65
表 4-4-1	YR 農場と CX 農場の農地集積状況	69
表 4-4-2	YR 農場と CX 農場の直接生産経営状況（2012年末）	70
表 4-5-1	「専業農場」加入農家の個別農業経営状況（2013年4月）	72
表 4-5-2	「専業農場」加入理由（2013年4月）	72
表 4-5-3	「専業農場」加入農家の個別農業経営維持可能性（2013年4月）	73
表 4-6-1	YR 農場と CX 農場の経営者意識（2012年2月&2013年4月）	75

序章 課題と分析方法

第1節 研究背景

近年中国では、「三農（農業・農村・農民）問題」^{注1}を解決するため、さまざまな改革が進められている。そのなかで、特に農地流動化の促進と農業経営組織の育成が重要課題として位置付けられている（倪鏡 [26]）。1978年以降の「改革開放」政策に伴う中国の経済発展は、都市部と農村部の経済格差を拡大した。農業の収益性低下は、農家の農業生産意欲を低下させ、農地に対する経済的意識の希薄化を促し、非農業部門へ就業する農民を増加させた（王峰 [36]）。中国では一戸当たりの農地経営面積は 8.37 ムー^{注2}（0.56ha、2011年）と極めて僅小である。1990年代から2000年代にかけて中国の農業構造には大きな変化がなく、大部分の農家は日本の農家よりも経営規模の小さな零細農家で、大規模専業農家が少ないという特徴を持っている。加えて、社会主義市場経済の発展と農業のグローバル化の進展は小規模農家と市場経済とのつながりをいかに図るかという課題をもたらした（神田健策・大島一二 [15]）。こうした中国における請負地の零細分散錯圃制は、日本の農業構造改善事業がすでに経験したように、中国の農地流動化を妨げる要因になると考えられる（李明権 [21]）。中国の農村では「農民の貧困」という問題に加え、農民の出稼ぎ者を増加させ、農村では高齢化と担い手不足が大きな問題になっている。

1980年代半ば以降、中国政府は「集団所有・農家請負経営」という基本原則を維持し、農地請負関係の安定を強調しながらも、農地の利用効率を向上させようとして、農地流動化促進政策を展開してきた。農地請負経営権の全部又は一部の移転の促進に関する政策が次第に打ち出されるようになり、農地請負経営権移転に関する法律・政策面の推移は、「原則禁止—規制緩和—積極的推進」という過程をたどった（秦大忠 [28]）。しかし、農家が請負契約（契約期間 30年）により取得した農地請負経営権は、契約期間内において、又請負、賃貸、交換、譲渡等が認められているが、農地の流動化はあまり見られず、農家の農業経営規模拡大は思うほど進んでいない。特に、土地利用型の耕種経営において、規模拡大は、農地流動性と深くかかわっている（陳鍾煥 [2]）。

2008年10月に開催された17期三中全会において、中国の今後の農村改革の方向性を示した「農村の改革・発展を推進するに当たっての若干の重大な問題に関する決定（以下決定）」が採択され、農地の流動化に関する政府の新しい方針が注目されている。この決定

では、現有の農地請負関係を維持・発展させるとともに、農地の請負期間を「長期間変えない」ことを明確に打ち出し、農地請負経営権の又請負、賃貸、交換、譲渡、株式合作等の方式での流動化を促進し、適度な規模での農業経営の発展を認めた。条件の整っている地方においては、大規模専業農家、家庭農場、農民専業合作社等の様々な経営規模の経営主体が考えられる。

中共延辺州委延辺州人民政府では、統籌城郷（都市部と農村部を見渡して計画を立てる）の戦略と当地の状況を受けて、2008年に「農村改革発展実施推進に関する意見」を制定・発表し、「専業農場」建設を強化することで農地流動化を促進することを目指した。延辺州は吉林省に属し、中国の少数民族地域の中で朝鮮族の密度が最も高い地域であり、北朝鮮、ロシアと国境を接している。延辺地域の総面積は427万ha、その内耕地面積は36.6万haで、一戸当たりの農地経営面積は1.56ha^{注3)}（2011年）である。人口は218.6万人、その内朝鮮族が79.8万人で36.5%を占めている。地域の特殊性から、多様な軍事的・政治的・民族的課題を抱え、経済発展から取り残されつつある（金虎範・上野和彦 [13]）。その結果、労働力は収入の高い国内外への長期出稼ぎに向かい、農村部は離農率が高く、高齢化が進んでいる。特に、1992年の中韓国交樹立は韓国への出稼ぎを活発化させ、韓国企業の中国進出も可能にした。ここで得られる収入は高く、朝鮮族農家の農業生産意欲を低下させ、農地を貸し出す農家が多くなり、多くの農村労働力は離農している。その反面、近年の農産物価格上昇と補助金政策によって朝鮮族農民の中にも農業生産意欲を強くもつものも現れ、延辺地域の農地流動化の現状は混沌としている。

2008年以來、延辺州政府では「専業農場」の関連事業に力を入れている。延辺州政府は、農業の近代化、農家所得の増加、都市化の推進等に焦点を当て、「専業農場」を発展させ、農地流動化を促進させることが、都市と農村を一体的に発展させるために重要であり、今後延辺州の農村改革と発展の方向であると判断して、「専業農場」の設立を促すため「専業農場」向けの優遇政策を実施している。それにより、「専業農場」は急速に増加し、2011年には199カ所、2012年には451カ所にまで拡大した。延辺地域の「専業農場」という経営形態は中国の浙江寧波、上海松江、安徽郎溪、湖北武漢などの地域の大規模農場経営とともに注目されている。

第2節 農地流動化に関する先行研究

中国の学界では農地流動化の推進に対して大きく慎重派と促進派に分かれた二つの主張がある。慎重派は、温鉄軍 [65]、賀雪峰 [49]、李昌平 [50] 等を代表とするもので、集団（村又は村民小組）が農地に対し、一定のコントロール権を持つことを主張し、農地は農民生活を基本的に保障するものであり、現代社会で農地流動化、集中化及び私有化（農地永久請負制）の推進は、恐らく大量の農地を失う農民を生む可能性が高く、その推進は慎重に行うべきであるとしている。促進派は、秦暉 [58]、党国英 [44] 等を代表とするもので、集団の権利を弱め、農地の権利を最終的には農民に与えることを主張し、資本の力を通じて農民自らの意思で取引を行うことを提唱し、農地流動化制度を整備し、農業経営の大規模化を推進するべきであるとしている。

「人口が多くて土地が少ない」、「農家の土地経営規模が最も小さい国の1つである」という中国の国情を短期間に改めることは不可能であり、家族経営は最も普遍的な農業経営形式となっている。工業化と都市化の推進により、農家の土地請負権と経営権の分離が続く状況であり、農業の生産効率を高め農民の収入を増やすため、適度な大規模経営を実現する必要がある（徐小青 [35]）。

中国政府は人民公社解体（1982年）後における「農地の集団所有・農家請負経営」制度を堅持しつつ、農地請負経営権の移転は中国における農地流動化促進の最も重要な手段であり、これにより農地利用の効率性が向上し、耕作放棄地の拡大が防止される等の面で意義があると考えている（秦大忠 [28]）。

現段階の中国は一戸当たりの経営面積が小さく、上述の促進派のように集団の権利を弱め、農地の権利を最終的に農民に与えた場合、異なる農家の経営に対する意識や意向によって、農地集積がさらに難しくなる可能性が高い。慎重派の主張のように集団（村又は村民小組）が農地に対し、一定のコントロール権を持つことが必要である。但し、「農業」の低生産性、「農村」の荒廃、「農民」の貧困等の「三農問題」を解決するためには、農地流動化による農業経営規模拡大は不可欠であり、それにより「農業」の高生産性、「農村」の活性、「農民」の増収が期待される。

また、東アジア諸国は、経済の発展段階や経済制度、文化構造の違いもあって、それぞれの独自性もちろん無視できないほど強いのであるが、基本的に同じ農業構造を有して

おり、農業構造の抱える問題は共通で、それが従来の方法論で解決しがたいことは共通しているという。したがって、日本農業に対する処方箋は他の東アジア諸国にも有効であると考えられるし、日本での今後の取り組みは大いに参考になるであろうとしている（盛田清秀 [24]）。

そこで先行研究の検討では、中国と日本の農地流動化において、農地の請負経営権を握っている農家の意識と意向及び農地流動化による農業経営規模拡大に焦点を当てる。まず、農地流動化に影響を与える要因に関する研究、次に、農地流動化における農家意思・行為に関する研究、最後に農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究に分けて先行研究を整理する。また、これらの考察を基に、本研究における研究課題を提示することとする。

1. 農地流動化に影響を与える要因に関する研究

1) 中国における農地流動化に影響を与える要因に関する研究

中国における農地流動化に影響を与える要因に関する研究は数多く蓄積されており、主要なものとして、農業労働力の他産業への移転程度に注目した李明権・闫新華 [51]、農地請負経営権の安定性に注目した黎霆・趙陽・辛賢 [53]、農家の家庭収益最大化に注目した錢忠好 [57]、地域の経済発展水準に注目した包宗順・徐志明・高珊・周春芳 [43]、農地流動化のプロセス及び支援政策に注目した俞炳強 [41] 等が挙げられる。

李明権・闫新華 [51] は延辺地域の又請負（転包）の状況を貸出農家、借入農家、請負地のみを経営する自作農家の3つのタイプに分けアンケート調査を実施し、188の有効回答に対し多元回帰モデルを用い農地流動化に影響を与える要素を分析し、農地流動化に最も直接的に影響を与える要素は農業労働力の他産業への移転程度であると主張している。

黎霆・趙陽・辛賢 [53] は、山東省、江蘇省、重慶市の12の行政村における農家アンケートを分析し、貸出農家、借入農家いずれにとっても、農地請負経営権の安定性予見は農地流動化の重要な影響要因であると主張している。

錢忠好 [57] は農民の非農業就業が必ず農地流動化を招くわけではないと主張している。農家は世帯収益最大化を考慮し、農外就業の機会がある時、農地の貸出は農地の規模等の条件、家族労働者の労働能力、農業と非農業の利益の比較等の要因の影響を受けている。農家は収益最大化を実現するため、家族成員のうち非農業就業者がいても、他の成員は農地を貸し出しせずに農業に従事し、兼業農家として農業経営を行う場合もある。中国では、

政府が農業経営の規模拡大を提唱するのにもかかわらず、一人当たりの農地面積が少ないため、自作農業が十分に可能なことが、政策目標に至らないと主張している。

包宗順・徐志明・高珊・周春芳 [43] は、江蘇省を事例として蘇南・蘇中・蘇北の地域レベルで、経済発展水準の地域性が、農地の流動規模、流動速度、流動方式、集積程度及び農家の流動化への対応における地域差をもたらしているという。また非農業の発展水準、労働力の教養素質、一人当たり純収入、社会保障水準、農業生産構造が農地流動化に対し顕著な影響を与え、そのうち前四つの項目は農地流動化に対しプラスの影響を与え、全体的に、これらの全ての要因は農地貸出率への影響程度が農地借入率への影響程度より高いと主張している。

俞炳強 [41] は、経済発展が進んでいる蘇南地域に位置する常熟市を事例に、農地流動化の実態を分析し、農地流動化のプロセス及び支援政策の意義を明らかにした。農地流動化のプロセスは直接型、仲介型及び（土地株式）合作社型の三つあり、農地流動化補助の対象は主に仲介型及び合作社型で、農地流動化のプロセスにおいて、村民委員会は仲介組織として農地の流動化及び集約化に重要な役割を果たし、また非農業の発展水準及び農地の条件は、農地の流動化や賃借料水準に影響していると主張している。

2) 日本における農地流動化に影響を与える要因に関する研究

日本における農地流動化に影響を与える要因に関する研究も多くの蓄積があり、経営主体の変化に注目した高橋大輔 [31]、取引費用に注目した草苺仁 [20]、藤栄剛 [5]、転用期待に注目した神門善久 [6] 等が挙げられる。

高橋大輔 [31] は、2010 年センサスにおいて農地貸借が進展した背景には、正の流動化（借地）のプッシュ要因として「貸し手である小規模農家が農地を手放す条件が整った」ことと、プル要因として「借り手である大規模農家や集落営農が農地を借り入れることができた」ことがあったと想定され、こうした構造変動には、「昭和 1 桁世代」を中心とする高齢農業者のリタイアや、「水田・畑作経営所得安定対策」等の大規模経営体や集落営農を重視した政策の影響であると指摘している。

草苺仁 [20] は、取引費用の存在が規模間の地代格差を生じさせることを示し、藤栄剛 [5] は、探索費用と妥協費用を明示的に扱い、探索費用の上昇は地代の上昇と耕作放棄地を含む未利用率が上昇することを示し、取引費用の存在は、これがゼロであれば農地貸借市場に参入するはずの潜在的貸し手、借り手の参入を阻害すると指摘している。

神門善久 [6] は、所有権と利用権の分離が不完全な日本の商慣行にあっては、転用収入期待があるために、経営効率が悪い農家でも、農地の売却はもちろん、農地の貸付に対してさえ慎重になり、この結果、農地流動化は遅れるし、転用期待が農地流動化の阻害要因となっていると指摘している。

中国と日本における農地流動化に影響を与える要因に関する研究から、両国とも農地流動化は主に賃貸借により行われていることが明らかである。両国の研究とも、農業労働力の不足から大規模農家や組織的な経営体に農地が集積されることに注目している。但し、中国の研究では、農地請負経営権の安定性予見は農地流動化の重要な影響要因であると主張するが、日本の研究では、所有権に対する強い権利意識が農地流動化の阻害要因であると主張している。さらに、農地流動化においては取引費用、地域性、農政の動向等の様々な影響があることから、農地流動化における農家意思・行為が非常に重要だと考えられ、以下ではそれに対して関連する研究成果をサーベイする。

2. 農地流動化における農家意思・行為に関する研究

1) 中国の農地流動化における農家意思・行為に関する研究

中国の農地流動化における農家意思・行為に関する主な研究としては李英花・伊藤亮司・青柳斉 [22]、李啓宇 [52]、鐘漲宝・汪萍 [69] 等が挙げられる。

李英花・伊藤亮司・青柳斉 [22] は、黒竜江省鶏西市 H 村の事例を通じて、主に貸し手及び借り手双方の農家経済・経営分析から、朝鮮族農家による農地利用権（経営権）の貸出が増大していること、特に漢民族の多い隣接する農村への貸出が多く、また稲作規模拡大のため借地志向の農家が潜在的に多いこと等を明らかにしている。

李啓宇 [52] は、農地請負経営権を供給する主体である農民の農地流動化に対する意思がその行為を決定し、農地流動化に対して影響を与えていると仮定し、健全な社会保障、高い農家の家庭収入、高い農外収入、合理的な地代と有効な仲介組織が農家の農地流動意思を増強し、農地流動化を推進することを明らかにしている。

鐘漲宝・汪萍 [69] は浙江省と湖北省の 43 行政村の 230 戸の農家に対し実地調査を実施し、異なる経済発展水準の農家の農地流動行為に対し比較研究を行った結果、その特徴は地域の第二、三次産業の発展水準及び商品経済発展水準と密接に相関し、農家の農地流

動行為は経済行為だけでなく、人情関係等にも関わる社会行為であることを明らかにし、農村経済、社会発展水準が極めて不均衡的な中国の状況では、統一的な農家の農地流動行為のモデル化は難しいと指摘した。

2) 日本の農地流動化における農家意思・行為に関する研究

日本の農地流動化における農家意思・行為に関する研究には、農家の農地賃貸借に関する経営意向という視点で倉澤貴幸・門間敏幸 [17]、仙田徹志・藤栄剛 [30]、新田義修 [27] 等が挙げられる。

倉澤貴幸・門間敏幸 [17] は、中山間地域における畑作経営（主要作物コンニャク）の規模拡大を取り上げ、借地による規模拡大に関する生産農家の意思決定要因の解明を試みた。その結果、①規模拡大に関するコンニャク農家の動機の顕在化では、所得の増加意欲が基本となり、機械施設の整備に関する判断が規模拡大の動機の顕在化を規定し、②規模拡大に対する判断では、後継者の存在が重要であり、さらに将来性を判断する価格動向が主な意思決定となり、③借地圃場の決定では、圃場一枚の広さやまとまり、家からの距離といった物理的な条件を基本となるが、農家の自作農地の割合や栽培作物の種類によって圃場の生産履歴などの情報が重視されることが確認できた。

仙田徹志・藤栄剛 [30] は香川県における調査結果を用いて、農業経営における圃場分散と面的集積への意向の規定要因を分析した。その結果、一般的に経営規模の拡大はまず、親戚・友人等をはじめとする集落内の地縁者からの農地借入を通じて行われ、その後、それらの者以外からの農地借入を通じて行われるため、経営規模の拡大過程において、農地の貸し手が地縁者の範囲を超えるとき、圃場分散が進む。また、役職経験がある者は面的集積よりも規模拡大を志向し、賃貸借において農業委員会のあっせんを利用する意向を持つ農家が面的集積の意向を持ち、団地化の実現がいつそう面的集積の意向を強めることを明らかにした。

新田義修 [27] は、今後農地を集積することが想定される大規模借地農への農地選択に関するアンケート調査を行い、規模を拡大する意向の多い、大規模借地経営体による農地の選択と農地集積の効果を分析した。その結果、農地集積の要素として自宅からの遠近、既存の耕作地からの距離の遠近を意識するだけでなく、圃場区画の大小、排水条件、灌漑調整の難易、大型機械の利用制約の有無等の作業能率及び団地化の有無を意識し、担い手の農地集積への意向は「農地集積」、「作業能率」、「団地化」の順であることを明らかにし

た。

以上の研究サーベイから、中国における農地流動化における農家意思・行為に関する研究は、農地流動化に貸し手（農地貸出農家）と借り手（借入農家）の分析にとどまり、今後農地流動化に影響を与える可能性が高い貸借をしていない請負地のみを経営する農家（以下、自作農家）に関する分析はほとんど行っていない。日本における農地流動化における農家意思・行為に関する研究は、主に農地貸借に関する経営意向という視点で、農地流動化による規模拡大・面的集積・団地化等に焦点が当たっている。また、両国の研究とも農地流動化に影響を与える要素の分析に止まるとともに、今後農地流動化に影響を与える可能性が高い貸借をしていない自作農家の意向の分析も不十分である。

3.農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究

1) 中国における農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究

中国における農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究には、村民委員会等の村集団の仲介に注目した董彪・菅沼圭輔 [3]、董啓森 [4]、合作社・農場・企業等の組織による成果に注目した倪鏡 [26]、李遠東 [54]、菅沼圭輔 [34] 等が挙げられる。

董彪・菅沼圭輔 [3] は、黒龍江省海林市新安朝鮮族鎮を事例として、朝鮮族から漢民族への農地流動化の現状を明らかにし、朝鮮族村における担い手の変化と借地による大規模経営の存立条件は、村民委員会の借地関係への介入により村内耕作農家を重点対象に団地化配分を行い、耕作農家への利益を保障するような借地料を算定することと農業機械化の発展及び融資の可能性等であると指摘している。

董啓森 [4] は、農家間の直接的な農地の移動は零細農家の小規模な拡大に貢献している。零細農家による借地の利用は、一般に短期の契約（ほとんどが1年間）の下で零細で分散した農地の借り入れとみられ、適正な大規模経営の創出を期待する政策の意図には反しているとし、一方で、村集団経由で農地の集積はスムーズに進み、団地的に行われており、政策目的に合致していると評価している。

倪鏡 [26] は、農地集積の主体が個別農家から合作組織や企業に移行する傾向にあり、経営規模の拡大や協同組合組織の普及が進められるなか、農民合作組織への農地の集積面積が増えているとし、特に、大都市部と沿海部の経済が発達した地域を中心に、農地株式合作社の設立が盛んであるという。その典型的な地域である江蘇省の調査を行った結果、

農地株式会社は農地流動化や農家所得向上などの面では、政策効果が実現されているものの、長期的に見た場合、協同組織としての運営方式や加入農家の利益と権利の確保などにおいて課題が多いと指摘している。

李遠東 [54] は、農業生産方式を大きく「農戸（農家）制」と「農場制」に分け、農戸制の下での家庭農地請負経営と農業産業化経営（「公司（企業）+農戸」）は解決できない欠陥を持っており、農場制経営は農戸制経営に取って代わる最有力な方式で、農場制を基に農業産業化を推進するのが中国現代農業発展の方向で、条件に合わせた農場の経営規模を決め、また、農場で当地農民を採用することで請負経営権を持っている農民として責任感と積極性を高められるとしている。

菅沼圭輔 [34] は、近年中国東部地域で見られる農民が大規模農場経営に参入するケースについて、浙江省の三つの農場経営の事例分析を行い、その結果、第一に、農家間の耕地貸借の制約が大きいため農場経営は村を通じて借り入れる方法で設立されていること、第二に、農場経営は家族経営では参入できない新しい市場ニーズに対応した分野に参入し、農場経営は加工・流通を含めた多角的企業経営の一環として位置づけられていること、第三に、大面積の借地を土台とする農場を設立するには、地方政府が関与して土地利用権貸借の仕組みを作り上げることと土地基盤整備を行うことが不可欠な条件であることを明らかにした。

2) 日本における農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究

日本における農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究には、大型経営体の土地集積の過程と地域社会内での存在状況に注目した細山隆夫 [8]、大区画圃場整備に注目した細山隆夫 [9]、経営の適正規模に注目した平石学 [7]、農地集積のための環境や戦略に注目した数寄竜也 [16]、大規模稲作経営の複合化や多角化に注目した吉田俊幸 [40] 等が挙げられる。

細山隆夫 [8] は、日本農業の構造改革先進地である十勝畑作における大型経営群を対象とし、土地集積の動向と今後の展望として、地域における農業構造変化の地域性を把握しつつ、100ha 超の大型経営がどのように土地集積を図ってきたか、また地域社会内でのいかなる存在状況にあるかを検討した。その結果、大規模法人経営といえども、集落による農地調整ルールが機能する下、その土地集積は順調でないが、大規模化により地域の農地を維持することにも結びついている。また、いずれの法人でも規模拡大を志向するものの、

地域の農地需給構造から見れば容易でなく、同じような大規模経営体が多数形成されることは想定し難いとしている。

細山隆夫 [9] は、大規模借地経営と集落営農が併存しつつ、大区画圃場整備が進行している新潟県上越市三和区を対象とし、現地行政データの集計と実態調査を通じて、地域における大規模借地経営と集落営農の存在状況を検討し、また、区内では最大規模の N 経営を対象とした実態調査から、大区画圃場整備を通じた農地集積、及び団地化状況を明らかにした。大規模借地経営の中でも、先端経営では省力化農業に加え、農地の団地化が実現されている。大区画圃場整備によって管理作業、資源管理共同作業が大幅に省力化され、大規模借地経営の行動の自由度が増している。同時に、脱農の顕著な集落では面積シェア拡大とともに、農地の団地化=農場制農業が実現されている。そこでは集落から農地の受け手として期待され、他の入作者との農地集積調整を図りながら、いっそうの集積と団地化を狙う経営戦略も可能となっている。

平石学 [7] は、大規模経営の先行する大規模畑作地帯である北海道十勝地域を対象として、大規模畑作・野菜作農業の発展過程を整理するとともに、大規模経営の経営資源の保有・利用及び生産性の階層間格差を分析することによって、大規模畑作・野菜作農業における適正規模を考察した。第 1 が、所得総額とそこでの適正な資源利用といった私経済の視点で、経営耕地面積 80ha 前後から収益性の低下が認めることから、「家族経営における最大適正規模」が存在し、第 2 が、生産費、生産力といった社会経済の視点で、省力作物に偏重した土地利用が取られるとともに単収低下がうかがえ、生産物当たり生産費の上昇すら懸念されることから、十勝地域において家計費を充足するのに要する「必要最小規模」は 30ha 弱と推定される。

数寄竜也 [16] は、経営耕地の拡大を志向する経営がどのような戦略を選択すると農地集積が達成できるのかという視点から、経営ごとの農地集積の状況と外部・内部環境と農地集積戦略の関係を把握することにより、農地集積のための環境や戦略を明らかにした。農地集積のためには、農地を潜在的に借入れやすい外部環境や農地を借入れる際の取捨選択が必要になる。また、付近に大規模個別経営が複数存在すると、戦略の施し合いとなってしまう、いずれかが農地集積を達成できないという事態も生じる。

吉田俊幸 [40] は、大規模稲作経営の複合化や多角化が進んでいる中、法人や大規模稲作経営、認定農家等は複合化・多角化を通じた規模拡大の意欲が高く、特に加工部門をもつ稲作経営ではその傾向が強いことを指摘している。

以上の研究サーベイから、農地流動化と農業経営規模拡大に対して、中国も日本も大規模農家や組織的な経営体に農地が集積されている。また、先行研究は規模拡大による経営の複合化や多角化にも注目し分析している。これをより具体的に明らかにするためには、その発展過程や方向性を明らかにする必要があるため、農地流動化を基に大規模経営を行っている経営者とその経営に農地を提供している農家や共同で大規模経営を行っている参加農家の意識と意向まで研究する必要であろう。

4. 先行研究の課題

以上の先行研究の検討を踏まえ、農地流動化における影響要因と農家意思・行為に関する研究及び農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究は、次の課題を抱えている。

農地流動化に影響を与える要因と農家の意思・行為に関する研究は多様な方面から行っている。しかし、①農地流動化に農地貸出農家と借入農家の現状の分析にとどまり、今後農地流動化に影響を与える可能性が高い自作農家に関する分析はほとんど行っていない。また、②農地流動化に影響を与える要素の分析に止まり、農家の意向に対してはまだ不十分である。

農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究に関しては、農地流動化と農業経営規模拡大に対して、中国も日本も大規模農家や組織的な経営体への農地集積が注目されている。中国における農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究は、主に村集団・村民委員会・(土地株式) 合作社・農場等の組織による農地集積の重要性に注目し、日本における農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究は農地集積のプロセスと経営の発展過程を重視している。また、規模拡大による経営の複合化や多角化にも注目しており、その発展過程や方向性を明らかにする必要性があるが、それに対する研究はまだ不十分であり、農地流動化を基に大規模経営を行っている経営者とその経営に農地を提供している農家や共同で大規模経営を行っている参加農家の意識と意向にまで踏み込んでいないという問題がある。

第3節 研究課題・方法・構成

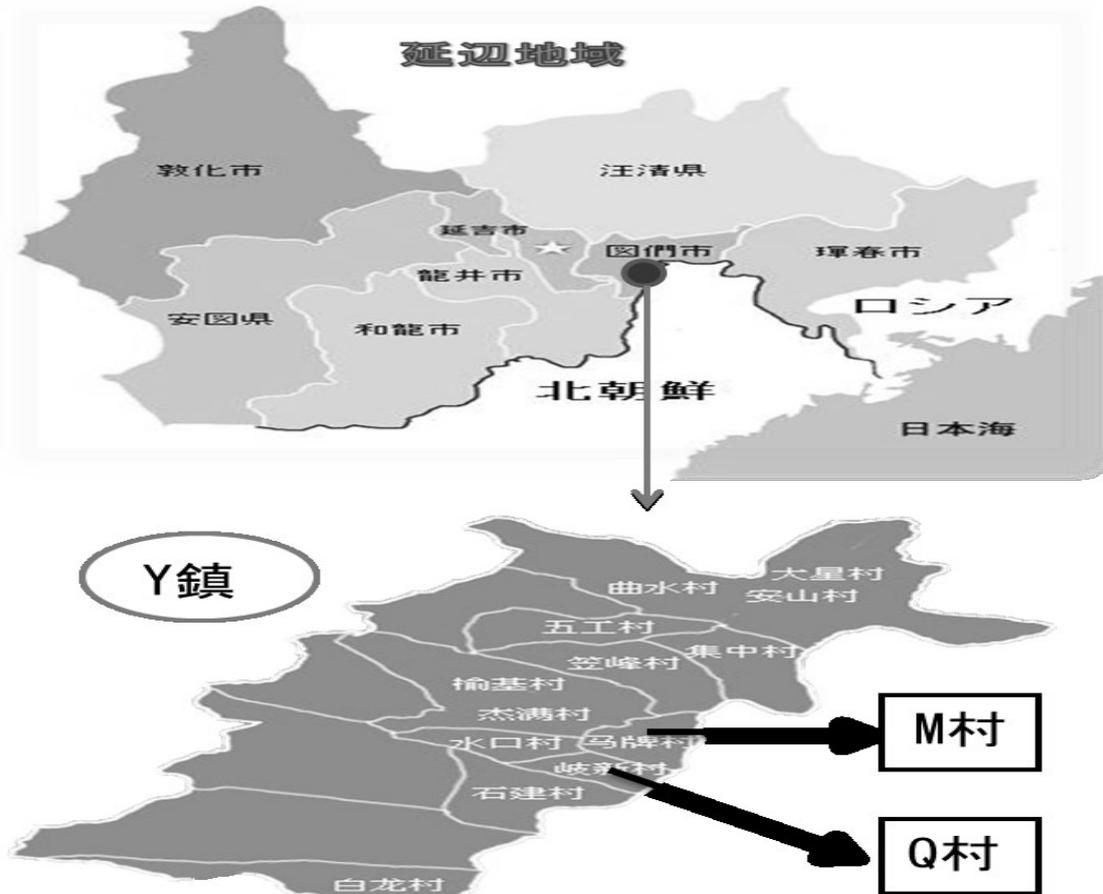
1. 研究の課題と分析方法

中国では、農村労働力の農外流出に伴い、農地経営権の流動化と大規模経営の形成が進行している。地域の労働市場の発展程度や出稼ぎの進展具合により、農地流動化の程度は異なるが、本研究の事例対象である延辺地域は、農村労働力の多くが収入の高い韓国又は国内の韓国関連企業に就職することから、全国的にも最も農地流動化が進んでいる地域の一つである。但し、近年の農産物価格上昇と補助金政策によって朝鮮族農民の中にも農業生産意欲を強くもつものも現れ、延辺地域の農地流動化の現状は混沌としている。

農地の請負経営権が平等に付与されているにも関わらず農家の行動は異なる。農地流動化に影響を与える要因と農家意思・行為に関する研究のサーベイからも明らかなように、農地流動化の実態を解明するためには請負経営権を持っている貸出農家、借入農家、貸借を行っていない自作農家、それぞれの意向に踏み込んだ分析が必要である。

また、中国において農地流動化は1984年から一貫して政府によって容認され、適度な大規模経営政策にも力が注がれているが、その効果はあまり顕著でない。農地流動化と農業経営規模拡大に関する研究のサーベイからも明らかなように、近年、合作社、農場等の組織による農地流動化が進み、適度な大規模経営が行われるようになった。延辺地域における「專業農場」は、農地の集約化及び農業経営の強化を目指し、三農問題の対策としてその役割は重要である。それで、延辺地域における「專業農場」政策の意義と課題及び「專業農場」の展開過程や運営内容の実態について、農地流動化を基に大規模経営を行っている経営者とその経営に農地を提供している農家や共同で大規模経営を行っている参加農家の意識と意向にまで踏み込んだ分析が必要である。

延辺地域における農地流動化の進展と「專業農場」経営の展開に対する分析を通じて、中国における大規模農業経営の展開可能性についての新しい知見が期待できる。本研究は、延辺地域における農地流動化の進展と農業経営規模拡大の組織である「專業農場」経営の展開に関して、図們市Y鎮を事例とする。



図序-3-1 調査地に関する地図

先行研究を踏まえ、本研究では、延辺地域における農地流動化の実態を解明し、延辺地域の農地流動化を促進している手段である「専業農場」の現状を把握しつつ、設立経緯と発展過程及び展開方向に対する解明を課題として、次の3つを設定する。

第一は、Y鎮のM村とQ村の貸出農家、借入農家及び自作農家の聞き取り調査に基づいて農地流動化の実態を明らかにすると同時に、三つの立場の農家意識・意向を比較し、この地域の農地流動化の課題を検討する。

第二は、Y鎮の「専業農場」経営者に対して聞き取り調査を行い、「専業農場」の実態及び「専業農場」経営者による農場設立の目的・経営意識を把握して、大規模経営を目指す「専業農場」の現状と課題を検討する。

第三は、Y鎮で生産・加工・販売までの一体的経営を行っているYR・CX「専業農場」経営者と加入農家への聞き取り調査によって、「専業農場」の発展過程と展開方向を明らかにする。

2.研究の構成

本研究の構成は次のとおりである。

序章では、中国における農地流動化の重要性と、延辺地域において農地流動化を促進する重要な手段で、農業経営規模拡大を実現している「專業農場」の必要性を指摘し、関連する先行研究を整理し、本研究の課題を提起し、研究全体に関わる課題と方法について述べた。

第1章では、中国の各段階における農地流動化の変遷を整理した上で、中国における農地流動化及び延辺地域における農地流動化の現状と「專業農場」の展開について紹介する。

第2章「延辺地域における農地流動化の実態と課題—Y鎮のM村とQ村の農家調査を事例として—」では、朝鮮族農家が大多数を占める延辺州図們市Y鎮のM村とQ村を事例として貸出農家、借入農家及び自作農家の聞き取り調査に基づいて農地流動化の実態を明らかにすると同時に、三つの立場の農家意識・意向を比較し、この地域の農地流動化の課題を検討する。

第3章「延辺地域における「專業農場」の現状と課題—Y鎮の「專業農場」経営者意識調査より—」では、延辺地域の図們市Y鎮において、2010～2011年に設立された「專業農場」15の内、現在運営されている14カ所の「專業農場」経営者に対して聞き取り調査を行い^{註4)}、「專業農場」の実態及び「專業農場」経営者による農場設立の目的・経営意識を把握して、大規模経営を目指す「專業農場」の現状と課題を検討する。

第4章「延辺地域における「專業農場」の発展過程と展開方向—図們市Y鎮のYR農場・CX農場を事例として—」では、図們市Y鎮で先行して生産から加工・販売までの基盤を整えて「專業農場」を設立したYR農場と隣接する村で新たに2011年に「專業農場」を設立し、それと同時に基盤を整えたCX農場を事例として、経営者と加入農家への聞き取り調査によって、「專業農場」の発展過程と経営実態を分析し、経営内部の問題、両者の関係性、今後の展開方向を明らかにする。具体的には、経営者と加入農家の意識や経営構造から見た経営内部の問題、YR農場とCX農場の発展過程と経営者意識から見た両者の関係性、そして、延辺地域における專業農場の今後の展開方向を検討する。

第5章では、本研究の分析結果に基づいて、結論を総括し、最後に「專業農場」に関する今後の展望を述べる。

注

- 1) 農村部の「三農問題」は農業・農村・農民の問題と総括されているが、より具体的には「農業」の低生産性、「農村」の荒廃、「農民」の貧困を指し、1990年代半ばから深刻になっている（小林一穂・劉文静 [18]）。
- 2) 『中国統計年鑑 2012』から中国全国一戸当たりの農地経営面積は 0.56ha と推計される。郷村戸数 26,606.97 万戸，郷村人口 96,808.58 万人，中国全国一人当たりの農地経営面積は 2.30 ムーである。一戸当たり農地経営面積＝一人当たりの農地経営面積×郷村人口/郷村戸数，ムーは中国の土地面積の単位で，10 ムーは約 0.67ha である。
- 3) 『吉林統計年鑑 2012』から延辺地域一戸当たりの農地経営面積は 1.56ha と推計される。郷村戸数 23.52 万戸，耕地面積 36.65 万 ha である。
- 4) Y 鎮の「專業農場」担当者 J 氏によると，Y 鎮で認定され，登録されている「專業農場」は 15 カ所である。その内実際運営されている「專業農場」は 14 カ所（調査対象）である。1 カ所は代表者が韓国へ出稼ぎに行って在村していないため，「專業農場」が有名無実であり，農場内での経営は「專業農場」の設立前と変わらない個別農家経営である。加入している農家には他の「專業農場」との契約の動きが見られている。2012 年から Y 鎮政府の資料ではこの 1 カ所が外されている。

第1章 中国における農地流動化と延辺地域の「專業農場」

中国の土地はすべて公有だが、公有制には国家所有（全人民所有）と集団所有の2種類がある。都市の土地は国家所有であり、農村と都市郊外区の土地は農民の集団が所有すると憲法で定めている。農地だけでなく、農家の宅地と自己保留地、自己保留山地も農民の集団所有である。ここでいう農民の集団とは、自然に構築された村に近い村民小組、いくつかの村民小組の集合体である行政村（権益機関は村民委員会又は村集団経済組織）と郷鎮農村集団経済組織である（阮蔚 [29]）。現在、農村の土地の90%以上は村民小組の所有であり、約9%は村民委員会、残りの1%弱が郷鎮農村集団経済組織の所有になっている（趙陽 [67]）。

中国では土地の所有権と経営権（使用权）は分離され、農民は集団所有である農地の経営権（使用权）を請負って農業生産を行っており、農地流動化は農地の請負経営権の移転という形で行われている。「農村土地請負法」の第32条に規定されている農地請負経営権の移転の方式は、又請負、賃貸、交換、譲渡又はその他である。

又請負は請負農家が集団から請負った土地の一部または全部を一定の条件付きで同一集団内の第三者に再度請負わせる行為である。この場合、元の請負農家の集団に対する権利、義務関係は変わらず、元の請負農家が国家と集団にする義務を履行する。又請負は貸し手と借り手が同一集団の所属であるのに対して、賃貸は他の集団に所属している農家への農地流動化である。交換は同一集団経済組織内部の異なる土地請負経営権者がそれぞれの需要に合わせて土地請負経営権の相互取引を行うことである。譲渡は請負農家が請負契約を第三者に譲り、集団組織は第三者と新しく請負契約を締結する形態であり、元の請負契約は破棄され、元の請負農家と集団との権利、義務関係は終結する。その他の方式で重要なのは出資（株式合作制）で、これは請負農家が集団から請負った土地を株として投資し、株式合作経営から所得配分を受ける形態である。

第1節 改革開放以降の農地流動化制度の変遷（1984年～）

改革開放後、中国農村では、人民公社体制の下で実施されていた統一経営から、紆余曲折を経て、農家の自主的な農業生産が可能な農家請負経営へと移行し、1983年までに農家請負経営がほぼ全国的に普及し、農村土地請負制度が形成された。その形成から現在まで

の経過を、河原昌一郎 [14] は①形成期（1978～1983年）、②第1期請負期（1984～1992年）、③第2期請負期（1993年～）の3期に区分できるとしている。

2008年「決定」の発表により、中国の農地流動化に関する問題が本格的に注目されているが、1984年から一貫して政府によって容認され、適度な大規模経営政策にも力を注いでいる。中国の農地流動化制度を、文華 [60] は明令（明文による命令）禁止段階（1978～1983年）→政策解禁段階（1984～2002年）→制度規範段階（2003～2007年）→政策推广（普及・押し広める）段階（2008年～）と変遷してきたとしている。また、韓学平 [48] は、農地流動化を基にした中国の適度な大規模経営政策は発現段階（1978～1984年）→試験的探索段階（1985～1992年）→正式確立段階（1993～2001年）→法制化段階（2002～2007年）→新时期段階（2008年～）の変遷をたどったとしている。本研究は、以上の分け方を踏まえ、農地流動化と農業経営規模拡大に関して焦点を当て、中国における農地流動化制度の変遷について、開始段階（1984～1992年）、確立段階（1993～2001年）、法制化段階（2002年～）に分ける。

1. 農地流動化制度の開始段階（1984～1992年）

農村土地請負制度を導入した当初は、目の前の農業経済の建て直しに目が向けられ、農地圃場分散問題に関して有効な対策が講じられておらず、農地の請負期間は3年～5年とされていた（陳鍾煥 [2]）。

農地請負期間を延長し、農家請負経営を安定化させることを重要な目的として発布されたのが中共中央1984年1号文件である。同文件では農地請負期間を一般的に15年以上とし、請負期間の統一化及び長期化によって農家請負経営の本格的な定着化が図られることとなった。そこでは、耕作できない農家または耕作面積を減らす農家に対して集団の同意を受けて又請負（転包）形式の農地流動化が承認され、初めて農地が種田能手（有能な農家）に集中することを奨励され、現在の中国の農地流動化制度の基礎を形成した。

中共中央1986年1号文件では、農民が非農業産業への移転によって、農地が種田能手（有能な農家）に集中することを奨励し、適度な規模の栽培專業農家が展開することを示し、初めて「適度な規模」の用語が用いられた。

農業収入と非農業収入の格差の拡大により、発展地域の農民の農業に対する積極性が低下し、一部の地域では自発的に農地流動化を行い、適度な大規模経営を実現した。中共中

中央 1987 年 5 号文件では、北京・天津・上海の郊外、蘇南地区と珠江デルタ等の地区で各 1～2 県を選定し、計画的に適度な規模の家庭農場あるいは合作農場を創設し、農地流動化を承認し、農地集約経営に取り組むことを示し、典型地区での実際の操業を通じて農地流動化の基本モデルを形成した。

1988 年 4 月、「憲法」改正では、農地の使用権について法律の規定に基づく譲渡が認可され、農地使用権の合法的流動化を憲法で保障するようになった（王洪生 [62]）。

表 1-1-1 農地流動化制度の開始段階（1984－1992 年）における重要な政策・法規

政策・法規	農地流動化に関する主要内容	影響・意義
1984 年 1 月, 中央 1 号文件「1984 年農村工作に関する通知」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地請負期延長, 15 年以上確立 ● 耕作できない農家または耕作面積を減らす農家が集団の同意を受けて又請負（転包）形式で農地流動化することを承認 ● 初めて農地が種田能手（有能な農家）に集中することを奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農家請負経営の安定化 ◆ 農地流動化制度の基礎を形成
1986 年 1 月, 中央 1 号文件「1986 年農村工作に関する部署」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地が種田能手（有能な農家）に集中することを奨励し, 適度な規模の栽培專業農家の展開を奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 初めて「適度な規模」の用語が出現 ◆ 農地の適度な規模の経営に関する問題が正式に出現
1987 年 1 月, 中央 5 号文件「農村改革を深める（中国語：把農村改革引向深入）」	<ul style="list-style-type: none"> ● 北京・天津・上海の郊外, 蘇南地区と珠江デルタ等の地区で各 1～2 県を選択し, 計画的に適度な規模の家庭農場あるいは合作農場を創設することを承認し, 農地流動化を承認し, 農地集約経営の実践を奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 典型地区の実践を通じて農地流動化の基本モデルを形成
1988 年 4 月, 「憲法」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の使用権は法律の規定に従い譲渡可能に 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農地使用権の合法的流動化を憲法で保障

資料：韓学平 [48] を参考に筆者作成。

第1期請負期でもあるこの段階では、農家請負制の安定と請負契約の整備保護を図るための施策が順次実施され、農村の土地請負経営権が法的保護を受けることが法律上も明確化されるが、土地請負経営権の具体的な内容等についての規定はなく、法的保護についての制度的整備はまだ不十分であった（河原昌一郎 [14]）。農地流動化に関してこの段階では、各地区で条件に適合する適度な大規模経営モデルが試行され、その内容も地域によって様々であったが、農地流動化による農業経営規模の拡大に関する政策・法律に対して基礎を形成した時期である。

2. 農地流動化制度の確立段階（1993～2001年）

農家請負経営によって、農家による自主的な農業経営が可能となり、農家の積極性が引き出されて農業生産量が大きく拡大した。一方、労働力の投入場所を農家自らが決定できるようになったことから農家が各種の産業に参入して農村商工業等の発展を促すこととなり、中国農村経済の基本的制度としての農家請負経営の長期安定化と改善が農村政策の最重要課題であると認識されるようになった（河原昌一郎 [14]）。請負期間を15年とする第1期請負期は90年代半ばごろから期間満了を迎え、農地流動化を進め適度な経営規模拡大を実現するためには、より長期間で安定的な請負期間が必要である。

このような事情を背景として、1993年11月5日に公布された中共中央・国務院「当面の農業及び農村経済発展に関する若干の政策措置」において、農家請負経営のさらなる安定化のために、土地請負期間は、もとの土地請負期間が終了した後、さらにそのまま30年延長することとされた。なお、この文件では、請負土地の頻繁な変動や農地経営規模の細分化を防止するために、請負期間内は「人が増えても土地は増やさず、人が減っても土地は減らさない〔増人不増地、減人不減地〕」という方式を実行することが提唱された。また、土地の集団所有と土地用途を改変しないという前提で、貸し手の同意を経て、土地使用権の有償譲渡を認めること、第二次、三次産業の比較的発達した地域では、請負土地について必要な調整を行い、適度な大規模経営を実施することができることという農地の流動化に関する規定も併せてなされている（河原昌一郎 [14]）。

1995年3月、国務院「農地請負関係を安定させ改善することに関する農業部意見を承認伝達することについての通知」では、農地請負期間を30年延長する作業を積極的かつ堅実に進めるよう指示し、土地の用途を変えない前提で法による又請負、譲渡、交換、株

式合作，その他の合法的な権利と利益が保護されるとされ，請負農地流動化のメカニズムを構築することが明確に打ち出された（丁関良 [46]）。

2001年12月，中共中央18号文件「農家請負土地使用権の移転業務を適切に行うことに関する通知」では，農家請負経営制度の長期・安定を前提とした農地使用権の流動化は法律により，自願，有償原則を堅持し，「反租倒包」（郷鎮政府・村級組織が農家の請負地を賃貸し，転貸すること）を禁止し，企業・事業団体・都市住民への農地使用権の貸借を原則とした。これは，初めて農地使用権の流動化に関して出された中共中央の文件で，農地請負制度を強固にした。

この段階では，農地請負経営権の移転を規範化するなか，農業経営の規模拡大も重視した。これで農業経営の規模拡大の実現は農地請負経営権の流動化を基礎とすることが明確化された。

表 1-1-2 農地流動化制度の確立段階（1993～2001 年）における重要な政策・法規

政策・法規	農地流動化に関する主要内容	影響・意義
1993 年 11 月，中共中央・国务院「当面の農業及び農村経済発展に関する若干の政策措置」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地請負期間は，もとの農地請負期間が終了した後，さらにそのまま 30 年延長 ● 人が増えても土地は増やさず，人が減っても土地は減らさない（増人不増地，減人不減地） ● 土地の集団所有及び土地用途を改変しないことを前提として，貸し手（農地所有集団）の同意を経て，土地使用権の有償譲渡を認めた 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農家請負経営のさらなる安定化 ◆ 請負土地の頻繁な移動や経営規模の細分化を防止 ◆ 農地の流動化に関する規定
1995 年 3 月，国务院「農地請負関係を安定させ改善することに関する農業部意見を承認伝達することについての通知」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地請負期間を 30 年延長する作業を積極的かつ堅実に進めるよう指示 ● 土地の用途を変えない前提で法による又請負，譲渡，交換，株式合作，その他の合法的な権利と利益が保護される 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農地請負経営権の流動化のメカニズムを構築 ◆ 地方法規も多数整備
1998 年 8 月，全国人民代表大会常务委员会「土地管理法」改正，1999 年 1 月 1 日施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地請負経営権の 30 年間への延長を法制化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農家の農地使用权を憲法で保障
2001 年 12 月，中共中央 18 号文件「農家請負土地使用权の移転業務を適切に行うことに関する通知」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地使用权の合理的な移転は農業発展の客観的要求であるとした 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中共中央で初めて農地使用权の流動化に関する文件

資料：河原昌一郎 [14]，丁関良 [46]，韓学平 [48] を参考に筆者作成。

3.農地流動化制度の法制化段階（2002年～）

2002年8月29日に農村土地請負法が制定され、土地請負経営権に関する一応の法的整備がなされることとなり、2003年3月1日から施行され、中国における農村農地請負経営権流動化制度が正式に確立した（王洪生 [62]）。2005年農業部「農村農地請負経営権流動管理弁法」によって、農地流動化方式、合同締結、管理に関してさらに詳細に規定され、強化された。

2007年3月、全国人民代表第5次会議で「中華人民共和国物権法」が制定され、2007年10月1日から施行された。同法で初めて農地請負経営権を物権として明確に定義付け、農地請負経営権などに代表される用益物権が登記制度を通じて保証され、契約期間満了後の取扱いや政府による土地収用の際の住民補償が規定され、農地請負経営権の長期性と安定性を確保する排他的効力が賦与され、農地に対する徴収補償に法律的な基礎を提供することになった。「物件法」には農地流動化と適度な大規模経営の新しい規定はなかったが、適度な大規模経営の実現に法理的な基礎を提供した（韓学平 [48]）。

2007年10月、「中国共産党第17回全国代表大会報告」では、農村の基本的な経営制度を維持し、農地請負経営権市場の健全化を図り、条件のあるところでは多様化した形式の適度な大規模経営が可能になった。これは、土地資源の配置を最適化させ、農地集積を通じた適度な大規模経営の実現に対して決定的な意義をもっている。

2008年10月、17期三中全会の「決定」は中国の農地流動化において大きな転換点である。「決定」では、土地請負（経営権）の期限に関して、従来の「長期不変」から「長久不変」に変更され、制度の安定性が強調されている。請負の期限が長ければ長いほど、農地における使用权と所有権の差が小さくなり、農地の資産としての価値も高くなる。決定は①土地の集団所有制を変えてはならない、②農地の用途を変えてはならない、③請負農家の権益を損なってはならないことを条件に、「土地請負経営権の流通市場を確立、整備し、法令順守・自由意思・有償の原則に従って、農民が又請負、賃貸、交換、譲渡、株式合作などの方式で土地請負経営権を流通させることを認め、さまざまな形の適度な大規模経営を発展させる」と明記している。また、農地流動化の促進とその規範化を進めるため、農地流動化センター（農村土地流転服務中心）と呼ばれる仲介組織も中国各地で続々と設立されている（實劔久俊 [11]）。

この段階は 2008 年の「決定」の採択を起点として「法制化」と「法制化+政策的奨励」段階に分けられる。2002 年から 2008 年「決定」が採択するまでの段階では、中国では農地流動化の法制度作りが行われ、農地流動化主体の行為を規範化し、権利と義務の関係を明確化することで、体系的な農業経営の規模拡大を図った。適度な大規模経営における内容は直接に法律規範として出現していないが、上述した内容はその法律制度の形成の基礎を構築した。また、2008 年「決定」の採択以降、農業の生産性を高めるためには、農地の集約化による規模の経済性を生かすことが必要だとされ、農地の流動化による農業規模拡大政策が続々出されている。2013 年の中共中央 1 号文書では、農村土地経営権を大規模な農業経営者、家庭農場、農民合作社に貸し出す方向を奨励し、支持するとし、「家庭農場」という概念が初めて掲載された。

表 1-1-3 農地流動化制度の法制化段階（2002年～）における重要な政策・法規

政策・法規	農地流動化に関する主要内容	影響・意義
2002年8月, 全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和國農村農地請負法」で採択(2003年3月1日から施行)	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族請負形式で取得した農地請負経営権は, 法律で規定するところにより又請負, 賃貸, 交換, 譲渡又はその他の方式による移転などの農地請負経営権の移転の方式, 原則, 主体, 合同に関する規定を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中国における農村農地請負経営権の流動化制度が正式に確立
2005年1月, 農業部「農村農地請負経営権流動管理弁法」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地流動化方式, 合同締結, 管理に関してさらに詳細に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法制的に強化
2007年3月, 全国人民代表第5次会議「中華人民共和國物権法」制定(2007年10月1日から施行)	<ul style="list-style-type: none"> ● 初めて農地請負経営権を物権として明確に定義付け ● 農地請負経営権などに代表される用益物権が登記制度を通じて保証 ● 契約期間満了後の取扱いや政府による土地収用の際の住民補償に関する規定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農地請負経営権の長期性と安定性 ◆ 農地請負経営権に排他的効力を賦与 ◆ 農地に対する徴収補償に法律的な基礎を提供 ◆ 適度な大規模経営の実現に法理基礎
2007年10月, 「中国共産党第17回全国代表大会報告」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農村の基本的な経営制度を維持し, 農地請負関係を安定させる. そして法律に基づいた自己意思による有償譲渡の原則を踏まえ, 農地請負経営権市場の健全化を図り, 条件のあうところでは多様な形式の適度な大規模経営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土地資源の配置を最適化させ, 土地集中の実行を通じて, 適度な大規模経営の実現に対して決定的な意義
2008年10月, 17期三中全会「農村の改革・発展を推進するに当たっての若干の重大な問題に関する決定」	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の流動化に関する政府の新しい方針が注目されている現有の農地請負関係を維持・発展させるとともに, 「長期間変えない」ことを明確に打ち出し, 農地経営権の「又請負, 賃貸, 交換, 譲渡, 株式合作などの方式で流動化を促進し, 適度な規模での農業経営の発展」を認め, 大規模農業経営育成の方針を提示 ● 健全な農地請負経営権流動化市場の構築が提案 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農民の土地に対する権利が大幅に強化され, 中国における農村農地請負経営権の流動化に関する政策体系が基本的に形成

資料：韓学平 [48], 王洪生 [62] を参考に筆者作成。

第2節 中国における農地流動化の状況

中国は農民大国であり，未だに農家数は増え続け，2011年 26,607 万戸に達した（図 1-2-1）．また，中国は世界でも有数の零細農業経営構造のもとにあり，平均的には 0.5ha～0.6ha（図 1-2-2）で，個別農家の農業生産額が少なく，農業所得が非常に低い．1990年代の半ばから都市住民と農村住民の所得格差の拡大は急伸し，その格差が3倍以上に至っている（図 1-2-3）．このような状況で，適度な大規模経営が求められるようになった．

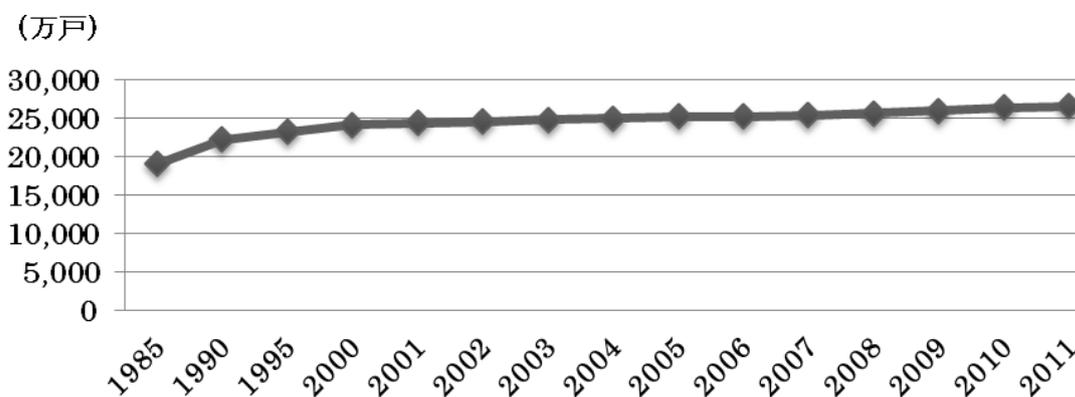


図 1-2-1 中国農家数の推移

資料：中華人民共和国国家統計局国家数据 <http://data.stats.gov.cn/>

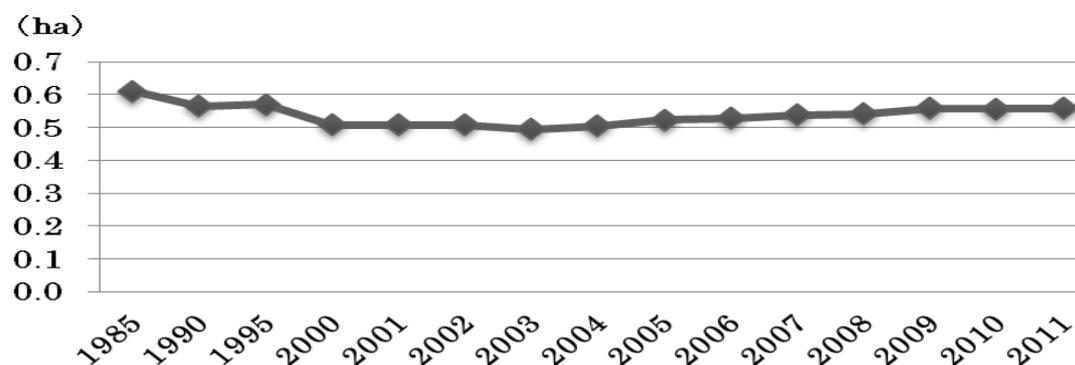


図 1-2-2 一戸当たり耕地面積の推移

資料：中華人民共和国国家統計局国家数据 <http://data.stats.gov.cn/> をもとに，全国一戸当たりの家庭農地経営面積，郷村戸数，郷村人口より推計．

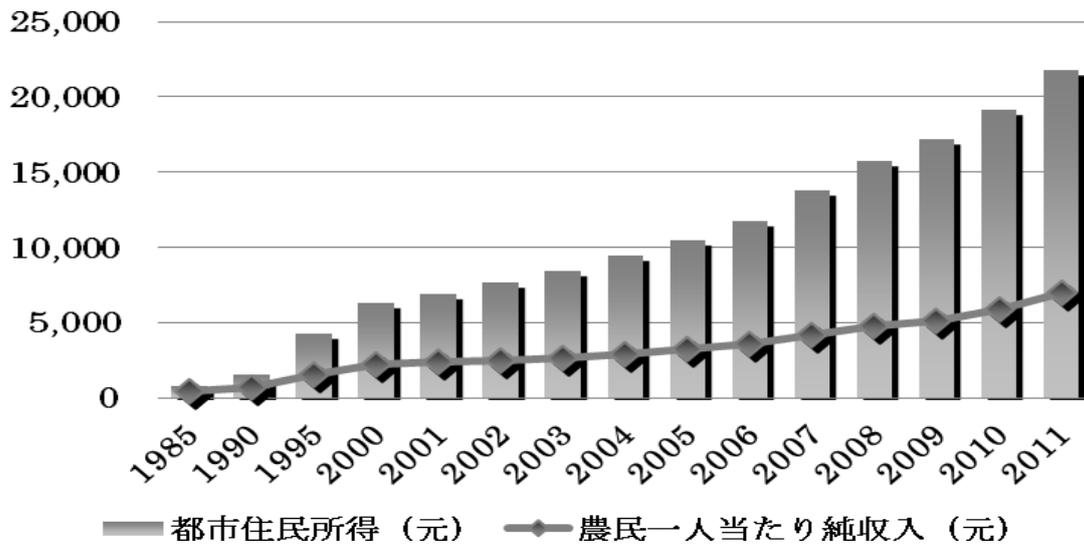


図 1-2-3 中国の農民一人当たり純収入の推移と都市との格差の比較

資料：中華人民共和国国家統計局国家数据 <http://data.stats.gov.cn/>

中国の農地流動化は1980年代から始まり、既に30年を経過するが、まだ順調とは言えない。農地流動化の比率が高まっているものの、進展が緩やかであり、1.53億人(2010年)の農村労働力移転という規模に比べ、約15%の農地流動化の規模は小さい。1984年末、農地貸出農家数は請負農家数の2.7%で、貸出面積は総耕地面積の0.7%を占めた(中央書記処農村政策研究室[68])。1984~1992年の間で、農地流動化経験がない農家数の割合は93.8%で、請負地のうち一部流動化した農家も1.99%しかない(劉淑春[55])。1992年全国では473.3万戸の農家が又請負・譲渡された面積は1,161万ムー(77.4万ha)で、請負農家数の2.3%、請負地総面積の2.9%を占めた(農業部農村合作經濟研究課題組[56])。1998年の8つの省に対する国の調査によると、請負經營權の移転が行われた農地は農地全体の3%~4%しか占めておらず、流動化された農地の比率が最も高い浙江省でも、その割合は7%~8%にすぎなかった(姚洋[64])。2001年末までに、全国での流動化された農地面積は、請負地総面積の6%~8%を占め、經濟の發達している地域は一般的に10%を超え、農地流動化が進んでいる地域はその割合が20%~30%になり、内陸部では一般的に約5%で、農地流動化が進んでいる地域はその割合が10%~20%になっている、という調査結果がでた(張謀貴[66])。

農地流動化は經濟發達している沿岸部から内陸部にまで及んでおり、また政府が自発的な請負經營權の移転を国の政策や法によって秩序化するように導くことにより増加してい

るが、その原因としては、①請負地から得られる利益が少なく、都市へ出稼ぎに行くために農地を放棄し農村から離れる人が多く、②1990年代から、国内の工商企業や外資企業が、農家が持っている零細な請負農地を集めて、大規模な原料生産地として農業開発を行う事態が生じ、③農業産業化政策の実施や農業産業構成の調整のために、零細な請負農地を集めた広い土地が必要となっていることなどが考えられる（李永燃 [23]）。

しかし、中国の独特な農地制度で「所有権」と「経営権（使用権）」が分けられ、農家は賃貸借に対し不安感を持ち、長い間農地流動化は親戚や知人などによる相対に留まり、農地流動化は進まなかった。また、中国では独特の戸籍制度があり、社会保障制度を受けられないため、農家は簡単に農地を手ばなさない。この結果、農地集積による農業経営の規模拡大はなかなか実現されなかった（倪鏡 [26]）。

中国の農地流動化の進展度には地域格差が大きく、経済発展が著しい沿海地域では農民の非農業就業が進み、農業生産への意欲が低下しているため、専業農家や農民専業合作社、龍頭企業などによる農地取引を通じて大規模経営が進んでいる（寶劍久俊 [12]）。このように、中国では発展した地域を始め、農業経営組織により農地の流動化が進み、農民合作組織などへの利用集積面積が拡大している。農地流動化は「三農」に関わる重要な問題であり、政府の指導・管理政策が必要である（鄧志鋒 [45]）。

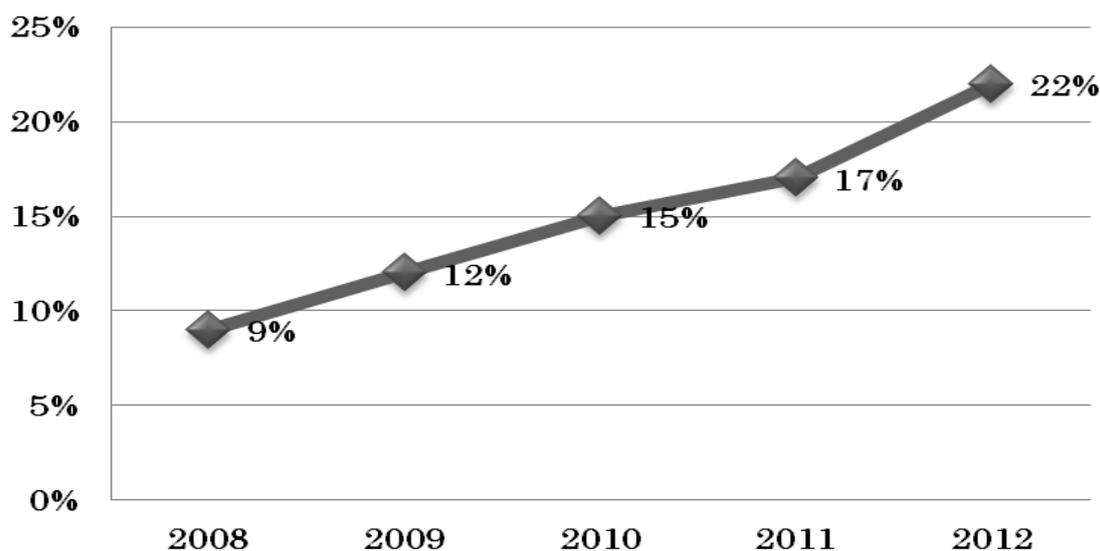


図 1-2-4 2008 年以来中国全体の農地流動化比率の推移

資料：中国農業信息网 www.agri.gov.cn

図 1-2-4 は、「法制化+政策的奨励」段階である 2008 年以降の中国全体の農地請負経営権の移動面積が農地請負経営権総面積に占める割合を示しており、この比率は年々増加している。2012 年 12 月まで中国全体の農地請負経営権の移動面積は 2.7 億ムー（1,800 万 ha）で、その割合は 21.5%まで達した。その結果、経営面積が 100 ムー（6.7ha）以上の専業農家と家庭農場は 270 万戸以上となった。農地流動化を通じて、農地の集約化及び大規模を実現し、生産コストを節約し、農業発展と増収を促進している（顧仲陽 [47]）。

第 3 節 延辺地域における農地流動化の現状と「専業農場」の展開

1. 延辺地域の農地流動化の概要

表 1-3-1 で見られるように、延辺地域の一戸当たりの耕地面積は 1.56 ha/戸で、中国全体の約 3 倍になり、他の地域に比べると適度な大規模経営の条件が整っているといえる。但し、延辺地域内でも各縣市によって大きな差があり、本研究の主な調査地である図們市の一戸当たりの耕地面積は 1.11 ha/戸である。

表 1-3-1 延辺地域の農業経営状況（2011 年）

	農家数 (戸)	耕地面積 (ha)	一戸当たりの耕地面積 (ha/戸)
延辺州	235,181	366,469	1.56
延吉市	24,042	17,472	0.73
図們市	8,556	9,525	1.11
敦化市	65,194	164,018	2.52
琿春市	29,246	31,288	1.07
龍井市	20,518	27,258	1.33
和龍市	26,132	28,880	1.11
汪清県	35,241	55,214	1.57
安図県	26,252	32,814	1.25

資料：『吉林統計年鑑 2012』

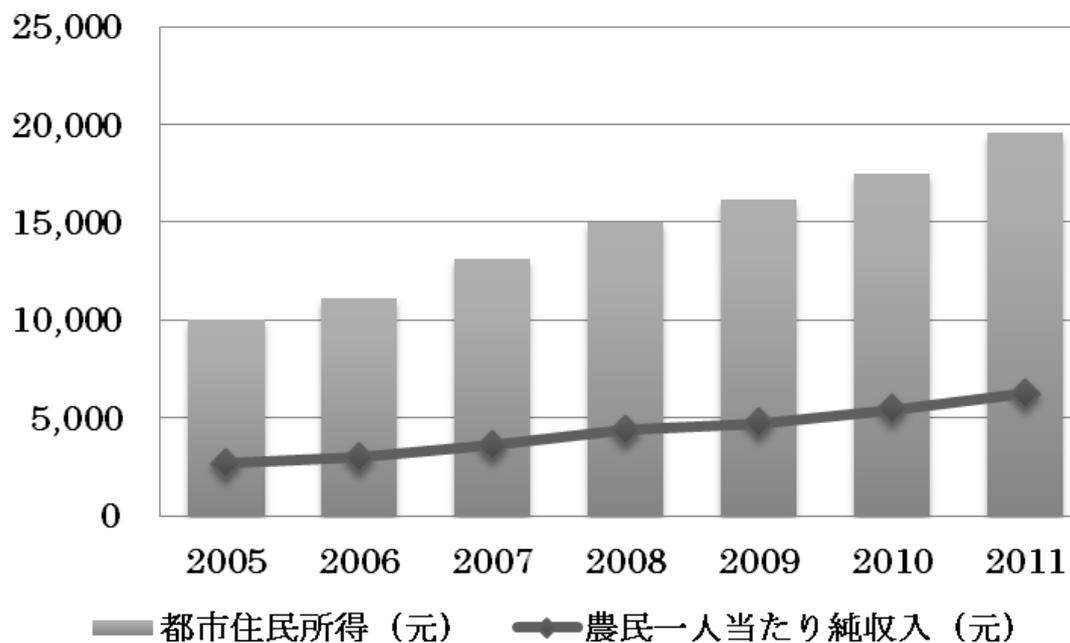


図 1-3-1 延辺地域の農民一人当たり純収入の推移と都市との格差の比較

資料：『吉林統計年鑑 2012』

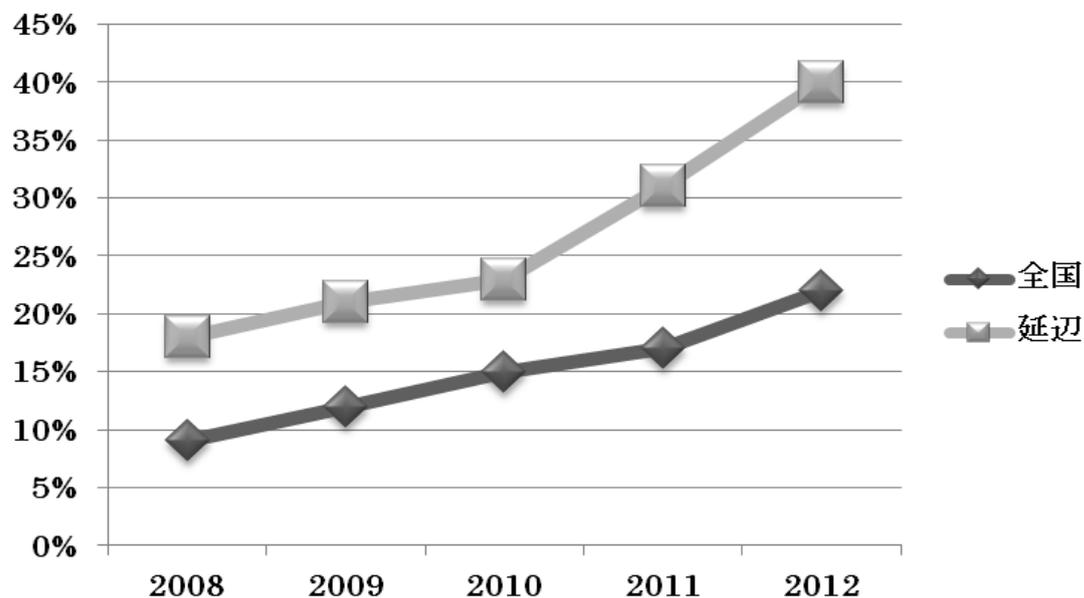


図 1-3-2 2008 年以来全国と延辺地域農地流動化比率の推移

資料：全国の数字は中国農業信息网 www.agri.gov.cn，延辺の数字は延辺朝鮮族自治州農委農經站統計資料により筆者計算。

図 1-3-1 で見られるように、延辺地域も中国全体と同じように都市住民と農村住民の所得格差の拡大は顕著である。図 1-3-2 で見られるように、延辺地域の農地請負経営権の移動面積が農地請負経営権総面積に占める割合は全国よりも高く、2012 年には約 40%で、全国の 2 倍の水準となっている。朝鮮族の比率が 36.5%を占める延辺地域の農地流動化は他地域に多くみられる過剰労働力に起因する流動化^{注1)}とは異なる性格を持っている。1992 年の中韓国交樹立は韓国への出稼ぎ^{注2)}を活発化させ、韓国企業の中国進出も可能にした。ここで得られる収入は高く、朝鮮族農家の農業生産意欲を低下させ、農地を貸し出す農家が多くなり、多くの農村労働力は離農している。その反面、近年の農産物価格上昇と補助金政策によって朝鮮族農民の中にも農業生産意欲を強くもつものも現れ、延辺地域の農地流動化の現状は混沌としている。

2.延辺地域の「專業農場」の展開

延辺州政府では 2008 年に「中共延辺州委延辺州人民政府、農村改革發展實施推進に関する意見」を制定・発表し、「專業農場」建設を強化することで農地流動化を促進することを目指した。2009 年には「中共延辺州委延辺州人民政府、專業農場發展、土地流動促進、都市と農村の一体化試験地域工作に関する指導意見」、2010 年に「中共延辺州委延辺州人民政府、都市化方向を堅持し、都市と農村の一体化の過程の加速に関する意見」を制定・発表し、2011 年には過去 3 年間の経験を基に「中共延辺州委延辺州人民政府、專業農場發展、土地流動促進を通じて都市化推進の加速に関する若干の意見（試行）」を制定・発表した。2011 年に 100 ヶ所、2012～2015 年の期間に毎年 200 ヶ所以上の「專業農場」の設立を目標とし、2015 年までに全州の半分以上の村で「專業農場」による集中耕作を実現し、その面積が全耕地面積の 60%以上になることを目指している。

但し、「專業農場」の發展における最大の課題は資金不足である（延辺州人大農業農村委員会調研組 [63]）。この問題を解決し、「專業農場」の設立を促すため「專業農場」向けの優遇政策を實施している（表 1-3-2）。

表 1-3-2 「專業農場」 向け優遇政策(2012 年現在)

政策項目	「專業農場」 に対して	一般農家に対して
1.「專業農場」 専用ローン	2011～2014 年，農地を水田，野菜，經濟作物で 50ha 以上，その他の作物で 100ha 以上集積した「專業農場」に対してローン利息の 60%を政府(州と県市で各 30%) が負担	対象外
2.国家農業財 政補助政策	経営主体に対する身分と戸籍制限を無くし，各種の国家農業財政補助政策で支援	農家はこれまで通り享受
3.農機具購置 補助	農地を水田，野菜，經濟作物で 50ha 以上，その他の作物で 100ha 以上集積した「專業農場」に対して一回に 5 台(セット) まで農機具購置補助(主に中央補助，機械の種類によっては省補助，一般農家に比べ「專業農場」に優先的に補助)	2011 年には一回 1 台(セット)，2012 年には一回 2 台(セット) まで農機具購置補助(主に中央補助，機械の種類によっては省補助)
4.地代保険	農業経営の規模拡大によるリスクを最小化するため，不作時に延辺地域の地代に相当する水田 3,000 元/ha，畑 2,000 元/ha の保険金が支給される地代保険を提供．年間保険料は，トウモロコシは保険金の 10%，水稻と大豆は保険金の 8%であるが，その保険料は，專業農場，州，県市で 1：1：1 の比例で負担	対象外
5.資金補助	農民專業合作社補助政策，農業綜合開發プロジェクト政策，国家貧困補助プロジェクト政策，新農村建設プロジェクト政策，国家農村土地整理関連政策，農村産業化プロジェクト政策等を含む 10 種類のプロジェクトに対する資金補助(主に中央補助．一般農家に比べ「專業農場」に優先的に補助)	農民專業合作社補助政策，農村産業化プロジェクト政策など一般農家を対象外とする政策もある
6.税金優遇政 策	全免付加価値税，城鎮土地税，全免・減免所得税，その他の税金の優遇	課税なし
7.土地利用権 を付与	関連部門の許可を経て，集団建設用地・未利用土地に倉庫など建築物を建てることのできる	対象外

資料：Y 鎮政府の提供資料及び Y 鎮政府「專業農場」業務担当者 J 氏に対する現地聞き取り調査より筆者作成。

注

1) 嚴善平 [38] は、中国における世帯単位でみる出稼ぎ行動の規定要因を、「出稼ぎ者の人数は世帯員数や世帯主の教育水準と正の相関関係を、水田面積や幼児・児童の数と負の相関関係を有している」と言及している。一般的には、世帯員数が多い、水田面積が小さいといった世帯から出稼ぎ者が出ている。

2) 朝鮮族の韓国への出稼ぎは1980年代初期には「親戚訪問」、1992年に中韓外交関係が樹立されてからは「技術研修者」（中国語では「労務輸出」）の形態で行われている。

第2章 延辺地域における農地流動化の実態と課題—Y 鎮のM村と Q 村の農家調査を事例として—

第1節 調査概要

延辺地域の農地流動化の実態、貸出農家、借入農家、自作農家の農地流動化に対する意識等を把握するために、2011年4月及び同年9月に、図們市 Y 鎮の M 村と Q 村で合計108世帯の農家に対して、聞き取り調査を実施した。調査農家の選定は、各村民小組の組長に貸出農家、借入農家、自作農家のリストの作成を依頼し、その中から聞き取り調査が可能な農家を対象とした。具体的には、農地借入農家と自作農家は村長と組長と相談して協力可能な農家（M 村で45世帯、Q 村で35世帯）、貸出農家は出稼ぎでほとんど村にいないため村の常住している農家（M 村で20世帯、Q 村で8世帯）を選定した。また、地域の概要については、村長、村会計と各村民小組長の記録を参照した。

第2節 M 村・Q 村の基本概要

延辺朝鮮族自治州図們市 Y 鎮は北朝鮮との国境地域として図們市中心部から10km 離れ、全鎮面積は238.65km²、総世帯数は3,567世帯、総人口が10,298人、朝鮮族が90%以上の伝統的な朝鮮族居住地で、耕地面積は2,226ha、その内水田が467ha、畑が1,759ha(2011年)である。調査地である M 村と Q 村とも Y 鎮に属し、M 村は六つの村民小組、Q 村は五つの村民小組で構成され、農地は村民小組所有になっている。

表 2-2-1 に示すように、M 村の耕地面積は270ha、その内水田面積は170ha、畑面積は100ha、Q 村の耕地面積は246 ha、その内、水田面積は52ha、畑面積は194ha であり、一戸当たりの平均耕地面積は M 村が0.98ha、Q 村が1.64ha である。

表 2-2-1 Y 鎮の M 村と Q 村の概況 (2011 年 6 月)

村名	農家数 注)	人口	耕地面積 (ha)		平均耕地面積 (ha/戸)			
			水田	畑		水田	畑	
M	274	855	270	170	100	0.98	0.62	0.36
Q	111	468	246	52	194	1.64	0.42	1.22

資料：村民委員会資料及び村幹部インタビューにより作成。

注：戸籍上家族構成員のうち請負権持ち農民がいる世帯を 1 農家とカウントする。

第 3 節 M 村・Q 村における農地流動化の実態

1. 調査農家の実態

表 2-3-1 は、聞き取り調査を行った貸出農家、借入農家及び自作農家の平均値を示している。M 村と Q 村とも、三つの立場による請負地面積にはあまり差がない。世帯主の平均年齢は両村とも貸出農家が最も若い。農業従事者数は両村とも自作農家、借入農家、貸出農家の順で多く、非農業従事者はその逆の順である。平均総所得は両村とも貸出農家、借入農家、自作農家の順で、とりわけ自作農家は著しく低い。M 村の借入農家は Q 村のそれに比べ経営規模が小さく、農業従事者数も少ないにも関わらず、農業所得は高い。これは M 村では所得の高い水田の耕作が中心で、Q 村は畑の耕作が中心であることが影響している。1ha 当たり農業所得は、M 村の借入農家が 9,637 元/ha、自作農家 10,401 元/ha、Q 村の借入農家 6,912 元/ha、自作農家 8,486 元/ha である。借入農家に比べ自作農家の方が所得が高い。家族人数の内その他は在村している非農業従事者と無職の労働力で、特に貸出農家でその比率が高い。貸出農家は請負地全てを貸し出しているが、地域内に十分な農外就業機会がないこと、加えて対象地域の場合には朝鮮族という特徴から出稼ぎの方が有利なためと考えられる。

表 2-3-1 調査農家の実態の比較

項目	農家類型	M村			Q村		
		貸出 (n=20)	借入 (n=30)	自作 (n=15)	貸出 (n=8)	借入 (n=20)	自作 (n=15)
年齢 ^{注1)}		52.0	55.3	56.2	52.3	58.2	57.3
家族人数 (人)		3.20	3.27	2.87	4.00	3.05	3.07
	男	1.50	1.67	1.33	2.13	1.35	1.73
	女	1.70	1.60	1.54	1.87	1.70	1.34
	生産年齢人口 ^{注2)}	2.45	2.97	1.73	3.25	2.50	2.20
	従属人口	0.75	0.30	1.14	0.75	0.55	0.87
	生産活動従事者 ^{注3)}	2.45	3.20	2.87	3.25	2.70	2.60
	農業従事者	0.00	1.53	1.67	0.00	1.65	1.67
	非農業従事者 ^{注4)}	2.45	1.67	1.20	3.25	1.05	0.93
	その他 ^{注5)}	0.75	0.07	0.00	0.75	0.35	0.47
	平均請負地面積 (ha)	0.78	0.93	0.98	1.70	1.47	1.66
	平均流動面積 (ha)	0.78	4.37	0.00	1.70	4.48	0.00
	平均経営面積 (ha)	0.00	5.29	0.98	0.00	5.95	1.66
	平均総所得 (円)	75,550	74,430	36,476	97,188	76,135	37,774
	農業所得 ^{注6)}	0	49,553	10,193	0	41,150	14,087
	農外所得	75,550	24,877	26,283	97,188	34,985	23,687
	一人当たり総所得	23,609	22,762	12,710	24,297	24,962	12,305
	農業所得	0	15,154	3,552	0	13,492	4,589
	農外所得	23,609	7,608	9,158	24,297	11,470	7,716
	1ha 当たり農業所得	0	9,637	10,401	0	6,916	8,486

資料：貸出農家，借入農家，自作農家の調査により作成。

注：1) 年齢は調査農家世帯主の平均年齢である。

2) 生産活動の中心となる 16 歳以上 60 歳未満の人口で，生産年齢人口以外の人口は従属人口という。

3) 両村とも借入農家と自作農家の生産活動従事者が生産年齢人口より大きい。その原因は満 60 歳以上で農業従事している者もいるためであり，両村合わせて 12 世帯ある。

4) 出稼ぎ者と地元での他産業従事者を示す。

5) 従属人口と無職の労働力を示す。

6) 聞き取り調査によると，水田農業生産コストは 5,000～6,000 元/ha，畑は 3,000～4,000 元/ha である。農業生産コストには地代，種，肥料，農薬，機械費，人件費，その他等が含まれている。ただし，人件費の中には家族の人件費は含まれていない。

2.調査農家の農地流動化の実態

表 2-3-2 に示すように、2008～2011 年の間 M 村、Q 村ともに高い割合で農地が流動化している。2011 年に M 村では貸出農家数が 218 戸で 80% を占め、面積は約 210ha で 78% を占めている。Q 村では貸出農家数が 71 戸で 65% を占め、面積は約 115ha で 63% を占めている。村幹部へのインタビューによると、農地移動の手続きは貸借農家間の協議で始まり、協議が整ってのち貸出農家が所属している村民小組も加わった三者での契約締結を行う。契約には地目、面積、期間、地代及び貸借双方の義務等が定められている。年末に借入農家は貸出農家に地代を支払う。地元の農家間では信頼関係に基づいて口頭契約で済みますのが普通である。地代は農業税から補助金政策^{注1)}に転換される(2004 年)以前の約 500 元/ha から、2011 年には水田地代が 5,000～5,500 元/ha、畑地代は 3,700～4,000 元/ha にまで高騰している^{注2)}。

表 2-3-2 M 村と Q 村における農地流動化の推移
(貸出農家数と貸出面積を基準として)

	M 村				Q 村 ^{注1)}			
	貸出農家 (戸)	割合 ^{注2)}	貸出面積 (ha)	割合 ^{注3)}	貸出農家 (戸)	割合 ^{注2)}	貸出面積 (ha)	割合 ^{注3)}
2008	175	64%	170	63%	60	55%	100	55%
2009	195	71%	190	70%	65	59%	107	59%
2010	210	77%	205	76%	70	64%	115	63%
2011	218	80%	210	78%	71	65%	115	63%

資料：村民委員会資料及び村幹部インタビューにより作成。

注：1) Q 村は、2003 年に 1 組 30 戸の農地 65ha (水田 5.5ha, 畑 59.5ha) が 1 戸の農家に譲渡され、黄牛農場になっている。そのため Q 村の割合計算はこの組を除いて世帯数 111-1=110 (戸)、耕地面積 246-65=181 (ha) を母集団としている。

- 2) 貸出農家が請負権持ち農家に占める割合である。
- 3) 貸出面積が村の耕地面積に占める割合である。

表 2-3-3 2011 年農地流動化（貸出）状況

		M 村(n=20)		Q 村(n=8)	
		農家数	面積 (ha)	農家数	面積 (ha)
方式	合計	20	15.67	8	13.56
	又請負	17	13.24	7	12.3
	賃貸	3	2.43	1	1.26
相手	村民小組内農家	17	13.24	7	12.3
	親戚・友達	15	11.62	5	9.67
	村民小組外農家	3	2.43	1	1.26
	外来戸 ^{注1)}	3	2.43	1	1.26
期間	1 年	17	13.24	8	13.56
	2-5 年	3	2.43	0 ^{注2)}	0

資料：貸出農家の調査により作成。

注：1) 外来戸は村外から移動してきたもので、村内に請負地を持っていない農家である。

2) Q 村で調査した農家は、毎年書面契約を締結している。このケースは特別で、Q 村では通常外来戸とは3年間の書面契約を締結している。

表 2-3-3 は貸出農家による農地貸出状況を示している。M 村と Q 村の農地流動化は又請負、賃貸の 2 方式で行われており、その農家数は、M 村が又請負 17 戸、賃貸 3 戸で、Q 村が又請負 7 戸、賃貸 1 戸である。Q 村と M 村は村民小組が集団になっており、村民小組内の移動は又請負、村民小組外の移動は賃貸となる。貸出相手は、同じ村民小組の親戚・友達が多く、他の村民小組または村外から移動してきた外来戸が貸出相手になる事例は比較的少ない。契約期間は 1 年が多く、M 村の 2~5 年は外来戸への農地貸出であり、外来戸へ貸出した農家 4 戸は農業経営を行う親戚・友達がない。契約期間が 1 年と短期間なのは、地代が高騰しているため、貸出農家側が長期契約をあまり好まないからである。聞き取り調査によると、又請負の場合は口頭契約であり、賃貸の場合は書面契約を基本としている。外来戸に対して M 村の農家は 5 年間の書面契約をしている。

表 2-3-4 2011 年農地借入状況 (M 村 : 30, Q 村 : 20)

		1ha 未満	1-5ha	5-10ha	10ha 以上	合計
M 村	又請負	1	19	6	2	28
	村民小組内親戚・友達	1	17	6	2	26
	村民小組内農家	—	6	—	2	8
	貸貸 ^{注)}	—	1	—	4	5
	村内農家	—	1	—	2	3
	村外農家	—	—	—	2	2
Q 村	又請負	—	14	4	—	18
	村民小組内親戚・友達	—	13	4	—	17
	村民小組内農家	—	2	4	—	6
	貸貸 ^{注)}	—	—	3	2	5
	村内農家	—	—	3	—	3
	村外農家	—	—	—	2	2

資料：借入農家の調査により作成。

注：この表では外来戸関連の農地借入を全て貸貸としてカウントしている。村外農家による貸貸は外来戸に限られている。また、1戸以上の農家から借り入れるため合計は借入農家数と合わない。

表 2-3-4 は借入農家による農地借入状況を示している。借入農家の一戸当たり農地経営面積は両村とも 1～5 ha 層に集中している。借入の多くは村民小組内の親戚・友達との又請負によるものであり、大規模になると村民小組外からの貸貸による借入が発生する。

第 4 節 M 村・Q 村の農地流動化における農家の意識

貸出農家、借入農家、自作農家の意識の差から農地流動化の促進要因と制約要因を明らかにする。

表 2-4-1 貸出農家から見た農地貸出促進要因（複数選択）

要因	M 村(n=20)	Q 村(n=8)
1.農業生産コストが高い	20 (100.0%)	8 (100.0%)
2.出稼ぎによる収入が高い	16 (80.0%)	8 (100.0%)
3.契約手続きが簡単（口頭契約等）	16 (80.0%)	5 (62.5%)
4.農業生産に従事する意欲が低い	14 (70.0%)	3 (37.5%)
5.年齢・健康による問題	10 (50.0%)	4 (50.0%)
6.農業経営収入が不安定及び少ない	9 (45.0%)	6 (75.0%)
7.農地が分散している	3 (15.0%)	1 (12.5%)
8.子供の教育のため都市部へ移転	1 (5.0%)	—
9.その他	—	—

資料：貸出農家調査により作成.

表 2-4-2 借入農家から見た借入流動促進要因（複数選択）

要因	M 村(n=30)	Q 村(n=20)
1.大規模化による収入増加	30 (100.0%)	20 (100.0%)
2.農産物価格の安定及び上昇	28 (93.3%)	18 (90.0%)
3.補助金政策	25 (83.3%)	17 (85.0%)
4.農業に従事する意欲が高い	17 (56.7%)	11 (55.0%)
5.契約手続きが簡単（口頭契約等）	15 (50.0%)	11 (55.0%)
6.その他	—	—

資料：借入農家調査により作成.

貸出農家を対象とした農地貸出の促進要因に関する調査（表 2-4-1）では、M 村と Q 村とも「高い農業生産コスト」、「出稼ぎによる高い収入」、「簡単な契約手続き」等が、農地貸出を促進する重要な要因となっている。

借入農家を対象とした農地借入の促進要因に関する調査（表 2-4-2）では、「大規模化による収入増加」、「農産物価格の安定及び上昇」、「補助金政策」が M 村と Q 村とも 80%を超え、農地借入を促進する重要な要因となっている。

表 2-4-3 自作農家から見た農地貸出制約要因（複数選択）

要因	M 村(n=15)	Q 村(n=15)
1.地代より耕作経営の収入が高い	15 (100.0%)	15 (100.0%)
2.他の就職先がない	10 (66.7%)	12 (80.0%)
3.契約手続きが面倒（正式な手続き等）	4 (26.7%)	6 (40.0%)
4.短期的で貸すが、長期的に貸さない	3 (20.0%)	2 (13.3%)
5.老後・急な事故による心配	2 (13.3%)	3 (20.0%)
6.開発による地価上昇を期待	2 (13.3%)	1 (6.7%)
7.農地請負権保護意識が強い	1 (6.7%)	1 (6.7%)
8.地代が安い	1 (6.7%)	1 (6.7%)
9.その他	—	—

資料：自作農家調査により作成.

表 2-4-4 自作農家から見た農地借入制約要因（複数選択）

要因	M 村(n=15)	Q 村(n=15)
1.農業生産コストが高い	15 (100.0%)	15 (100.0%)
2.労働力・資金の不足	15 (100.0%)	15 (100.0%)
3.地代が高い	13 (86.7%)	12 (80.0%)
4.年齢・健康による本人の能力の制限	10 (66.7%)	12 (80.0%)
5.出稼ぎを考慮している	8 (53.3%)	13 (86.7%)
6.契約手続きが面倒（正式的な手続き等）	3 (20.0%)	4 (26.7%)
7.農業経営収入が不安定及び少ない	3 (20.0%)	3 (20.0%)
8.農業生産に従事したくない	3 (20.0%)	3 (20.0%)
9.農地が分散している	3 (20.0%)	2 (13.3%)
10.その他	—	—

資料：自作農家調査により作成.

自作農家を対象とした農地貸出の制約要因に関する調査（表 2-4-3）では、M 村と Q 村とも「地代より耕作経営の収入が高い」、「他の就職先がない」が上位で高い比率を占めている。特に「地代より耕作経営の収入が高い」は両村とも全世帯が回答している。これは貸出農家の農業生産コストが高いという意識とは大きく異なる。

自作農家を対象とした農地借入の制約要因に関する調査（表 2-4-4）では、M 村と Q 村とも、「農業生産コストが高い」、「労働力・資金の不足」を全世帯が回答し、農地を借入していない主要因は両村とも高い農業生産コストと労働力・資金不足である。農地を借入す

るには資金が必要で、農地を借入して大面積を耕作する場合、農繁期に機械を借りるか人を雇わなければならない。そうすると、さらに農業生産コストが高くなる。また、「地代が高い」「年齢・健康による本人の能力の制限」の回答割合も高い。「出稼ぎを考慮している」という項目で、Q村とM村に大きな差があるのは両村が置かれている環境と条件が異なっているからである^{注3)}。

表2-4-1～表2-4-4をまとめると図2-4-1のようになる。農地貸出・借入に対して貸出農家、借入農家、自作農家の意識は大きく異なる。貸出農家は出稼ぎによる収入を意識し、借入農家は大規模化を目指し、それによる収入を高く意識している。自作農家は貸出の立場だと「地代より耕作経営の収入が高い」と感じながら、借入の立場だと「農業生産コストが高い」という、相矛盾する意識を持っている。

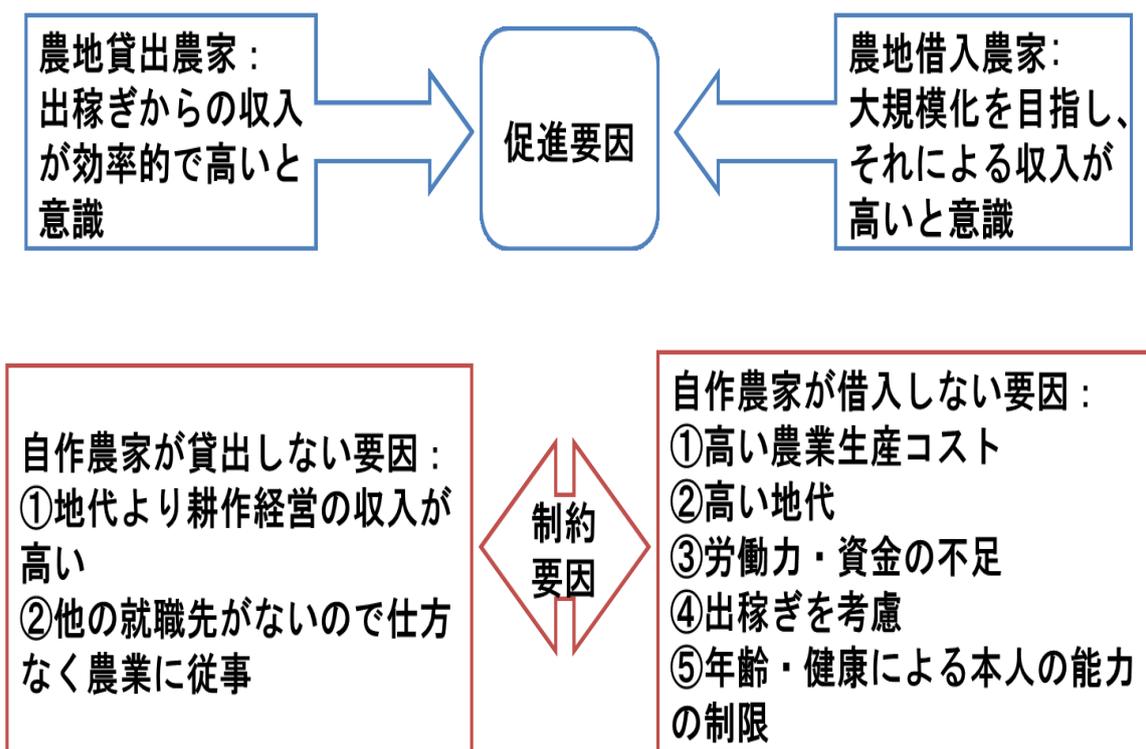


図 2-4-1 農地流動化における農家意識

第5節 各農家の農地流動化に関する今後の意向

1.貸出農家・自作農家の農地借入意向

表 2-5-1 貸出農家・自作農家の農地借入意向

	対象	質問対象 比較基準	農地借入意向	
			有	無
M 村	貸出(n=20)	60歳未満 (n=15)	4	11
		60歳以上 (n=5)	—	5
	自作(n=15)	60歳未満 (n=9)	9	—
		60歳以上 (n=6)	2	4
Q 村	貸出(n=8)	60歳未満 (n=6)	3	3
		60歳以上 (n=2)	—	2
	自作(n=15)	60歳未満 (n=11)	5	6
		60歳以上 (n=4)	1	3

資料：貸出農家，自作農家の調査により作成。

表 2-5-1 に示すように貸出農家と自作農家の今後の農地借入意向は，M 村，Q 村両村とも 60 歳未満の農家の方が 60 歳以上の農家より農地借入意向が強い。M 村の自作農家の農地借入意向が Q 村より高いのは M 村の農家が Q 村に比べ出稼ぎに対する関心度が低い(表 2-4-4) のが原因とも考えられる。

2.借入農家・自作農家の農地貸出意向

表 2-5-2 で示すように働けなくなったら全ての農家が農地貸出意向を持っている。表 2-5-2 と表 2-5-3 を合わせてみると，M 村の 60 歳未満の自作農家は農地貸出意向も借入意向も強く，矛盾した意識を持っている。

表 2-5-3 に見られるように，働ける間でも 5ha 未満の借入農家は農外就職（出稼ぎ）を意識して農地貸出意向があり，5ha 以上の借入農家には農外就職を意識した農地貸出意向

はない。働けなくなった時には、全ての農家に農地貸出意向がある。また、全ての農家が自然災害を心配し、特に5ha以上の借入農家は地代・人件費など農業経営コストの上昇も心配している。

表 2-5-2 借入農家・自作農家の農地貸出意向（複数選択）

	対象	質問内容 比較基準	農地貸出意向			
			有			無
			就職先が決まる	地代上昇	働けない	
M 村	借入(n=28)	60歳未満 (n=24)	16	—	24	—
		60歳以上 (n=4)	2	3	4	—
	自作(n=15)	60歳未満 (n=9)	9	1	9	—
		60歳以上 (n=6)	—	4	6	—
Q 村	借入(n=18)	60歳未満 (n=13)	5	4	13	—
		60歳以上 (n=5)	3	1	5	—
	自作(n=15)	60歳未満 (n=11)	8	1	11	—
		60歳以上 (n=4)	—	4	4	—

資料：借入農家，自作農家の調査により作成。

注：借入農家では外来戸を除いている。

表 2-5-3 借入農家の農地貸出意向（経営規模基準，複数選択）

	対象	質問内容 比較基準	農地貸出意向				農業経営の心配		
			有			無	自然 災害	地代 上昇	人件費 上昇
			就職先が 決まる	地代 上昇	働け ない				
M 村	借入 (n=28)	5ha未満 (n=20)	18	3	20	—	20	8	1
		5ha以上 (n=8)	—	—	8	—	8	8	8
Q 村	借入 (n=18)	5ha未満 (n=14)	8	5	14	—	14	8	2
		5ha以上 (n=4)	—	—	4	—	4	4	4

資料：借入農家の調査により作成。

注：借入農家では外来戸を除いている。

第6節 小括

本章は図們市 Y 鎮の M 村と Q 村を事例として、農地流動化の実態を明らかにすると同時に貸出農家、借入農家、自作農家の三つの立場の意識と意向を比較した。

まず、農家の農地流動化に対する意識からみると、貸出農家は出稼ぎを強く意識する反面、借入農家は経営規模拡大による収入増を強く意識している。貸出農家と借入農家の双方の事情と意識が農地流動化を促進する要因と考えられる。自作農家は農地貸出、借入に対して矛盾した意識を持っており、状況の変化によって借入農家にも貸出農家にも転化する可能性があると考えられる。

借入農家の場合、5ha 以上の農家は働ける間貸出意向がないものの、働けなくなったら貸出農家に転化する可能性がある。5ha 未満の農家は現在でも貸出意向があり、農業所得の相対的低下や高齢化などによって貸出農家に転化する可能性がある。当該地域の農地流動化は極めて不安定な状況である。安定的な農地流動化には組織的な対応が必要であろう。

注

- 1) 補助金政策には、主に食糧生産農民への直接支払い、優良品種購入補助、農業機械購入補助、農業生産資材総合補助の4種類がある。
- 2) 村幹部へのインタビューによると、補助金支給によって地代は急速に上昇しているという。2011年にM村とQ村で農家が受給する補助金は水田が約2,500元/ha、畑が約1,700元/haである。補助金を除く実質的な水田地代は2,500~3,000元/ha、畑地代は2,000~2,300元/haである。2004年の500元/haに比べ、実質的な地代は4~6倍まで上昇している。地代高騰の原因として政策転換の他に農産物価格の高騰、主な出稼ぎ先である韓国通貨（ウォン）安等が考えられる。
- 3) M村の農外就業は国内出稼ぎや地域内が多く、Q村は韓国への出稼ぎが多い。

第3章 延辺地域における「専業農場」の現状と課題—Y 鎮の「専業農場」経営者意識調査より—

第1節 調査概要

延辺州人大農業農村委員会調研組の調査 [63] によると延辺地域での「専業農場」建設は 2008 年に始まり、2011 年には 199 カ所まで拡大し、「専業農場」の総経営耕地面積は 1.68 万 ha となり、延辺地域の総耕地面積の 4.7% を占めている。その内農地流動化面積が 1.47 万 ha で経営耕地面積の 87.5% にも達し、農地貸出農家数は 7,831 戸にのぼる。農場の経営形態から見ると大規模農家による農場（以下大規模農家形態農場）は 83 カ所、農民専業合作社による農場（以下合作社形態農場）は 56 カ所、両者で 70% を占め、個人事業主による「専業農場」が 48 カ所、企業による「専業農場」が 12 カ所でこの二つの形態が 30% を占めている。経営規模から見ると、30～50ha が 28 カ所で 14.1%、50～100 ha が 111 カ所で 55.8%、100ha 以上が 60 カ所で 30.1% である。

延辺地域の 8 つの市（県）の中では図們市、龍井市、琿春市、汪清県で「専業農場」の設立が盛んである。特に、耕地面積に比べ図們市での農場数が多く、鎮（郷）ごとの平均農場数も図們市が延辺地域平均の 2.6 倍になる（表 3-1-1）。その内、Y 鎮は 15 カ所の「専業農場」が設立されている。

本研究では、延辺地域の図們市 Y 鎮において、2010～2011 年に設立された「専業農場」15 の内、現在運営されている 14 カ所の「専業農場」経営者に対して聞き取り調査を行い^{注1)}、「専業農場」の実態及び「専業農場」経営者による農場設立の目的・経営意識を把握して、大規模経営を目指す「専業農場」の現状と課題を検討する。

表 3-1-1 延辺地域における「專業農場」の状況（2011年12月）

	図 們	延 吉	龍 井	和 龍	琿 春	安 図	汪 清	敦 化	合 計
耕地面積（ha）	9,031	17,602	26,990	29,069	30,799	32,705	49,304	164,613	360,113
農場数（個）	31	11	30	25	30	26	38	8	199
全農場での割合（%）	15.6	5.5	15.1	12.6	15.1	13.1	19.1	4.0	100.0
鎮（郷）数（個）	4	4	7	8	9	9	9	16	66
鎮平均農場数（個）	7.8	2.8	4.3	3.1	3.3	2.9	4.2	0.5	3.0

資料：延辺朝鮮族自治州農業信息网 <http://yanbian.jlagri.gov.cn/>，延辺日報 <http://www.iybrb.com/>を参照して筆者作成

第2節 Y鎮「專業農場」の実態

1. 「專業農場」の基本状況

Y鎮は13の村で構成され、全鎮面積2万3,865haの内、耕地面積が2,226haで9.3%を占めている。水田は467ha、畑が1,759haである。総戸数は3,567戸、総人口が10,298人である。

表3-2-1に示すように13の村の内9の村に合計14カ所の「專業農場」が設立されている。S村には3カ所、J村には4カ所の「專業農場」がある。農場の経営形態から見ると、大規模農家形態は9カ所、合作社形態は4カ所、株式形態^{註2)}が1カ所である。経営主体から見ると、村幹部と村幹部でない農家が代表者になっているのがそれぞれ7カ所ある。経営規模から見ると、30～50haが3カ所、50～100haが6カ所、100ha以上が5カ所である。経営耕地面積が50ha未満の「專業農場」は全てJ村に設立されている。100ha以上の「專業農場」は経営者が村幹部の場合が多い。全ての「專業農場」の経営耕地面積の合計は1,137.5ha（SC「專業農場」を除く）で、Y鎮耕地面積の51.1%を占めている。各村での耕地面積と農地請負権持ち戸数に占める割合から見ると「專業農場」の設立により農地が流動化され、特に、K村のBM「專業農場」はそれぞれ90%以上である。

また、14カ所の「專業農場」は農地借入を基本として設立し、大規模な借地経営を展開している。農地借入方式からみると主に又請負と賃貸の方式で農地流動化が行われている。経営耕地面積が50ha未満のJ村の「專業農場」の又請負面積割合は8割以上で、100ha以上の「專業農場」は賃貸の割合が高い。BM「專業農場」の属するK村以外は小組を集団としており、同じ村の農地でも、違う小組の農地を借り入れているため賃貸になる。

調査農場の水田地代は2,500元/haが多く、最も高いのはCXとSJ農場の3,000元/ha、最も低いのはBM農場の2,030元/haである（平均2,568元/ha）。畑地代は2,000元/haが多く、最も高いのはCX農場の2,100元/ha、最も低いのはBM農場の1,800元/haである（平均1,992元/ha）。経営者への聞き取り調査によると、CX農場の地代が高いのは属しているQ村が他の村に比べ生産量が比較的が高く、また経営者の農地借入意向が強いためである。BM農場の地代が低いのは属しているK村の生産量が比較的低く、株式方式で

あるため純利益の 30%を農地貸出農家に返還するからである。地代の支払い方式は、14カ所の内 11カ所が毎年 1回支払い方式を採用し、残りの 3カ所は 3～5年 1回支払い方式を採用している。農地借入期間は全ての「専業農場」で 10年としている。

表 3-2-1 図們市 Y 鎮「專業農場」の基本状況（2011 年 12 月）

	YR	BM	FH	BL	CX	LX	CR	SJ	JKM	SC	SAN	WZ	BQ	CL	合計
設立月日	2010.12.30	2010.12.30	2011.04.02	2011.03.02	2011.03.02	2011.03.31	2012.12.30	2010.12.30	2011.02.18	2011.02.28	2011.01.19	2011.02.10	2011.02.09	2011.02.10	—
経営形態 ^{注1)}	合作社	株式	農家	農家	合作社	農家	農家	農家	農家	合作社	合作社	農家	農家	農家	—
経営主体 ^{注2)}	村幹部	村幹部	村幹部	農家	農家	農家	村幹部	村幹部	農家	農家	村幹部	農家	農家	村幹部	—
加入戸数(戸)	249	68	165	86	77	25	42	247	26	4	25	17	13	16	1,060
農場耕地面積 ^{注3)} (ha)	202.2	137.0	125.3	111.3	61.0	55.0	50.0	128.6	80.0	61.0	60.0	48.0	47.0	32.1	1,198.5
水田(水稻)	138.2	30.0	0	16.3	40.8	3.0	0	58.6	40.0	0	1.0	3.0	0	32.1	363.0
畑	64.0	107.0	125.3	95	20.2	52.0	50.0	70.0	40.0	0	59.0	45.0	47.0	0	774.5
トウモロコシ	64.0	45.0	100.2	74.5	6.0	35.0	42.0	40.0	40.0	0	55.0	15.0	30.0	0	546.7
大豆	0	40.0	25.1	20.5	14.2	17.0	5.0	30.0	0	0	4.0	30.0	17.0	0	202.8
その他 ^{注4)}	0	22.0	0	0	0	0	3.0	0	0	0	0	0	0	0	25.0
農地借入方式(ha)															
又請負	22.6	0	30.3	25.9	18.2	28.6	21.4	43.1	26.8	61.0	20.0	42.4	40.0	28.1	408.4
賃貸	179.6	0	95.0	85.4	42.8	26.4	28.6	85.5	53.2	0	40.0	5.6	7.0	4.0	653.1
株式	0	137.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137.0
地代(元/ha)															
水田	2,500	2,030	—	2,500	3,000	2,500	—	3,000	2,500	—	2,500	2,500	—	2,650	平均 2,568
畑	2,000	1,800	2,000	2,000	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	—	2,000	2,000	2,000	—	平均 1,992
地代の支払い方式(ha)															
1年1回	202.2	137.0	125.3	10.0	61.0	55.0	50.0	48.2	80.0	61.0	0	48.0	47.0	32.1	956.8
3~5年1回	0	0	0	101.3	0	0	0	36.0	0	0	20.0	0	0	0	157.3
5年以上1回	0	0	0	0	0	0	0	44.4	0	0	40.0	0	0	0	84.4
農地借入期間	10年	10年													
所属村	M村	K村	Z村	B村	Q村	P村	Y村	S村			J村				9村
村耕地面積に占める農場耕地面積の割合 ^{注5)}	74.9%	90.1%	70.0%	78.4%	25.5%	33.7%	24.5%	55.0%	34.2%	0%	11.1%	7.6%	5.8%	7.1%	—
村農地請負権持ち戸数に占める加入戸数の割合 ^{注5)}	90.9%	94.4%	41.3%	74.8%	69.4%	6.0%	49.4%	82.3%	8.7%	1.3%	40.0%	32.0%	31.3%	21.4%	—

資料：現地聞き取り調査より筆者作成

注：1)農家は大規模農家により設立された「專業農場」.

2)農家は村幹部でない農家.

3)SC「專業農場」は山地で葡萄を栽培.

4)BM農場はスイカ、マクワウリ、トウガラシなど、CR農場はトウアズキも栽培.

5)FH農場とSAN農場はY鎮で「專業農場」のないL村(村耕地面積:247ha,農地請負権持ち戸数:120戸)からも農地を借り入れているので、所属村耕地面積と農地請負権持ち戸数に占める割合は実際より高くなっている.

2. 「専業農場」の運営方式—YR「専業農場」を事例として—

M村のYR「専業農場」は2010年12月30日に設立され、農場経営面積は202.2haで、Y鎮で最初にできた最大の「専業農場」である。M村の農地請負権持ち農家274戸の内249戸が加入し90.9%を占めている。但し、M村では274戸の内56戸が農業に従事しており、その内51戸が「専業農場」で耕作を行っている。2011年、YR「専業農場」の直接経営面積は93.5haで、元の組織である合作社主要メンバー5人と招聘した専門技術者6人により運営されている。主要メンバー5人は村長（経営代表者）、村会計と小組組長等の村幹部である。他の108.7haの耕地は耕作時期と物財（種・農薬・肥料）などは経営代表者の指示と統一管理を受けながら、46戸の農家が個別に耕作を行っている。農業機械購入補助及び「専業農場」に対する補助金によりYR「専業農場」では刈取機3台、324型トラクター2台、中型トラクター2台、田植機2台などの農業機械を所有している。所属の農家は「専業農場」の農機具を無料または安価で借りられる。

M村には米加工工場もあるので収穫された粳は3.10元/kgで購入されており、「専業農場」に加入している農家の販売に対する悩みは解決されている。YR「専業農場」は2015年までに農場耕地面積全てを直接運営する計画をもっている。

3. 「専業農場」の経営試算

表3-2-2はY鎮「専業農場」における経営試算を示している。先に述べたように「専業農場」で直接経営している面積は限られており、他の面積は個々の農家で経営している。この表は「専業農場」で完全な統一管理を行うと仮定して作成したものである。

表からは、各品目の生産額の差が確認でき、米の1ha当たり平均生産額は1万5,200元である。水田経営面積が10ha以上の農場では、最も高いのはCXの1万8,400元/haであり、最も低いのはBMの1万4,400元/haで、その差は4,000元/haである。トウモロコシの場合の1ha当たりの平均生産額は1万700元である。最も高いのはSANの1万3,100元/haであり、最も低いのはBMの8,000元/haで、その差は5,100元/haである。大豆の1ha当たりの平均生産額は5,500元と3つの作物の中で最も低い。農場経費を平均から見ると地代が17万1,100円で32.5%、変動費が31万7,400円で60.4%、固定費が

37万3,000円で7.1%である。最近急速に高まっている地代と物財費は「専業農場」の経営を圧迫すると考えられる。2011年は「専業農場」経営のスタートの年であり、農業基盤を整えるための投資が多く、それに加えて低温、干ばつ等の自然災害を受けたために、平年より減産することとなった。しかしながら「専業農場」の純利益の平均は38万7,500元であり、山地で葡萄経営を行っているSC農場を除き^{注3)}、全農場が黒字となっている。

表 3-2-2 Y 鎮「專業農場」における經營試算（2011 年 12 月）

名称	30~50ha 未満			50~100ha 未満						100ha 以上					平均
	CL	BQ	WZ	CR	LX	SAN	SC	CX	JKM	BL	FH	SJ	BM	YR	
面積 (ha)	32.1	47.0	48.0	50.0	55.0	60.0	61.0	61.0	80.0	111.3	125.3	128.6	137.0	202.2	85.6
農場生産額 (千元)	480	428.0	345.0	580.0	440.0	786.0	0	962.0	1020.0	1128.0	1180.0	1430.0	1302.0	2705.0	913.3
米 (粳)	480.0	0	45.0	0	40.0	20.0	0	750.0	600.0	240.0	0	870.0	432.0	2025.0	393.0
1ha あたり (千元/ha)	15.0	0	15.0	0	13.3	20.0	0	18.4	15.0	14.7	0	14.8	14.4	14.7	15.2
トウモロコシ	0	360.0	160.0	510.0	300.0	720.0	0	72.0	420.0	790.0	1060.0	420.0	360.0	680.0	418
1ha あたり (千元/ha)	0	12.0	10.7	12.1	8.6	13.1	0	12.0	10.5	10.6	10.6	10.5	8.0	10.6	10.7
大豆	0	68.0	140.0	50.0	100.0	46.0	0	140.0	0	98.0	120.0	140.0	210.0	0	79.4
1ha あたり (千元/ha)	0	4.0	4.7	10.0	5.9	11.5	0	9.9	0	4.8	4.8	4.7	5.3	0	5.5
その他	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	22.9
1ha あたり生産額 (千元/ha)	15.0	9.1	7.2	11.6	8.0	13.1	0.0	15.8	12.8	10.1	9.4	11.1	9.5	13.4	10.7
農場経費 (千元)	246.4	283.3	323.9	421.5	293.7	595.4	295.7	622.3	582.2	501.4	747.2	770.5	703.5	974.9	525.8
地代 ^{注1)}	85.1	94.0	97.5	100.0	104.0	120.0	0	164.8	180.0	230.8	250.6	315.8	253.5	399.9	171.1
水田	85.1	0	7.5	0	0	2.0	0	122.4	100.0	40.8	0	175.8	60.9	345.5	67.1
畑	0	94.0	90.0	100	104.0	118.0	0	42.4	80.0	190	250.6	140.0	192.6	54.4	104.0
変動費	144.4	160.0	207.0	293.0	165.0	435.0	276.0	421.0	300.0	225.0	468.0	415.7	420.0	514.0	317.4
物財費	114.4	90.0	141.0	175.0	85.0	320.0	230.0	341.0	240.0	155.0	368.0	298.7	330.0	454.0	226.9
人件費とその他	30.0	70.0	66.0	118.0	80.0	115.0	46.0	80.0	60.0	70.0	100.0	117.0	90.0	60.0	90.6
固定費 ^{注2)}	16.9	29.3	19.4	28.5	24.7	40.4	19.7	36.5	102.2	45.6	28.6	39.0	30.0	61.0	37.3
農器具	12.9	24.3	15.4	20.0	17.2	27.9	10.7	31.5	87.2	35.6	23.6	29.0	25.0	46.0	29.0
建物	4.0	5.0	4.0	8.5	7.5	12.5	9.0	5.0	15.0	10.0	5.0	10.0	5.0	15.0	8.3
平均経費 (千元/ha)	7.7	6.0	6.8	8.4	5.3	9.9	4.8	10.2	7.3	4.5	6.0	6.0	5.1	4.8	6.2
純利益 (千元)	233.6	144.7	21.1	158.5	146.3	190.6	-295.7	339.7	437.8	626.6	432.8	659.5	598.5	1730.1	387.5
專業農場のみ補助 ^{注3)}	5.0	5.8	5.6	15.0	6.9	32.0	0	27.7	20.3	26.4	19.4	33.5	16.7	42.4	18.3
1ha あたり純利益 (千元/ha)	7.3	3.1	0.4	3.2	2.7	3.2	-4.8	5.6	5.5	5.6	3.4	5.1	4.4	8.6	4.5

資料：現地聞き取り調査及び鎮政府の提供資料により筆者作成。

注：1)表 3-2-1 の支払い方式で 1 年 1 回でない BL, SJ, SAN 農場の地代も比較の便利のため 1 年 1 回として計算。

2)税務研究会「〔平成 23 年改訂新版〕減価償却資産の耐用年数表」により、農器具の耐用年数は 7 年、償却率は 0.143 定額法で作成。工場建物の耐用年数は現地標準で耐用年数は 20 年、償却率は 0.05、定額法で計算。固定費は補助金を引いた経費である。農機具購置補助は原則的に市場価格の 30% を補助しているが、機種によって補助の仕方が違う。

3)「專業農場」向けのローン利息補助と地代保険補助の合計。CL, BQ, SC, FH, LX を除いて、水田 50ha 以下、畑 100ha 以下の「專業農場」も 60%ローン利息補助を享受した。

第3節 Y鎮の「專業農場」における経営者意識

1. 「專業農場」を設立した理由

表 3-3-1 は経営者の「專業農場」を設立した理由を示している。14カ所とも農地集積を
 図り、大規模経営を実現することを目標としていた。また、「專業農場」に対する政府の補
 助政策も大きな影響を与えている。経営者が村幹部となっている「專業農場」は、村の農
 地を守り、農地を適正かつ効率的に利用し、地元へ貢献したいと7カ所全ての経営者が答
 えている。それに比べ村幹部でない農家の場合国内外の市場を開拓する理想をもって「專
 業農場」を設立したと答える経営者もいる。

表 3-3-1 「專業農場」を設立した理由（3つまで選択）

単位：箇所

		農地集積を 図り、大規 模経営を実 現	村の農地守 り、農地有 効利用、地 元に貢献	支農恵農政 策	安全安心な 高品質の農 産品を生産	国内外の市 場を開拓す る理想
農 場 形 態	大規模農家	9	5	9	1	3
	合作社	4	3	4	—	1
	株式	1	1	1	—	—
	合計	14	9	14	1	4
経 営 主 体	村幹部	7	7	7	—	—
	村幹部でな い農家	7	2	7	1	4
	合計	14	9	14	1	4

資料：現地聞き取り調査より筆者作成。

2. 「専業農場」における経営意識

表 3-3-2 は経営者の「専業農場」における経営意識を示した。経営者として「販売・マーケティング管理」、「資金や資材の調達・購入管理」、「農政の動き」に高い関心をもっている経営者が多い。「農政の動き」に関心が高まるのは、「専業農場」に優遇政策が出て、資金や資材の調達・購入にもつながるからである。大規模農家により設立された「専業農場」の経営者は国内外の先進事例を視察することを望んでいる。この理由として組織経営経験が比較的少なく、運営方法についての情報を必要とするためであると思われる。「目標の設定と戦略計画の策定」、「栽培・生産管理」、「従事者・人材管理、後継者の育成管理」を重視している経営者も半数いる。一方で、「財務・会計管理」、「差別化・ブランド化、新商品の開発法」、「経営成長の管理・方法」に関する重視程度は低い。

表 3-3-2 経営者の「専業農場」における経営意識（5 つまで選択）

単位：箇所

	農政の動き	国内外の先進事例視察	目標の設定と戦略計画の策定	資金や資材の調達・購入管理	機械化による栽培・生産管理	従事者・人材管理、後継者の育成管理	販売・マーケティング管理	財務・会計管理	差別化・ブランド化, 新商品の開発法	経営成長の管理・方法
大規模農家形態	7	5	4	8	6	3	9	1	1	1
村幹部	4	2	2	3	2	2	4	—	1	—
村幹部でない農家	3	3	2	5	4	1	5	1	—	1
合作社形態	3	—	2	4	1	3	4	1	2	—
村幹部	2	—	1	2	—	2	2	—	1	—
村幹部でない農家	1	—	1	2	1	1	2	1	1	—
株式形態	1	—	1	1	—	—	1	—	1	—
村幹部	1	—	1	1	—	—	1	—	1	—
合計	11	5	7	13	7	6	14	2	4	1
割合	78.6%	35.7%	50.0%	92.9%	50.0%	42.9%	100.0%	14.3%	28.6%	7.1%

資料：現地聞き取り調査より筆者作成。

注：調査項目に関して楊秀玉 [39] を参照・引用

第4節 小括

本章では、14カ所の「専業農場」を事例として、経営者の農場設立目的・経営意識から「専業農場」の現状と課題を検討した。

表3-2-1で示したように、「専業農場」は大規模農家、合作社、株式など多様な形態で設立されている。経営主体は村幹部の場合と村幹部でない農家の場合と半々である。農地は又請負、賃貸、株式方式で借り入れをしている。この三つの方式では農地に対する請負経営権は元の農家にある。高齢化が進み、労働力が不足している農村において、「専業農場」の設立とその発展は、耕作にノウハウを持ち、リーダーシップを持っている経営者でなければ難しいと考えられる。「専業農場」設立に対しては農地面積基準が定められており、水田、野菜、経済作物で30ha以上、その他の作物で50ha以上が求められている。また、農地流動期間は10年以上、投資総額を50万元以上とすることが求められている。そのようなことから、貸出農家の信頼を得やすい村幹部が設立した「専業農場」が半数に上っていたのであろう。農家間の農地の移動では口頭による契約が多く、契約期間も短く、農地流動化は不安定な状況にあった。「専業農場」の設立により10年間の書面による正式な長期契約を結ぶようになり、農地流動を安定化させたと評価できる。農地貸出側は安心して他の産業への就職または出稼ぎができ、農地経営側としてはより戦略的な経営計画を立てることが可能になった。

表3-2-2で示すように、品目ごとの1ha当たり生産額には大きな差がある。輪作が必要な畑では経営主体の戦略によって農場純利益が大きく変わると考えられる。地代と物財費が高まるなか、「専業農場」に有利な政策により、大量の農機具を購入できるようになった。それにより機械化作業が可能になり、ある程度農地分散を回避することができた。農場経営者は農場加入農家の全ての農地を直接経営してはいないが、「専業農場」で直接経営する部分はある程度大規模になってきている。「専業農場」に加入した個別農家経営の農地に対しては機械の貸出等も行っているため、農作業の効率は高まっていると思われる。

一方で解決しなければならない課題もある。政府による「専業農場」に偏る補助政策は「専業農場」の急速な発展を促進した。表3-3-1と表3-3-2で見られるように経営者は補助金政策を強く意識している。経営者は政府の「専業農場」に対する有利な政策を獲得するために農場規模の条件を満たすことを目的に急速に農地を借り入れているため、実態は

個別経営の場合が多い。規模拡大による規模の経済をまだ実現できない「専業農場」が多い。

注

1) Y 鎮の「専業農場」担当者 J 氏によると、Y 鎮で認定され、登録されている「専業農場」は 15 カ所である。その内実際運営されている「専業農場」は 14 カ所（調査対象）である。1 カ所は代表者が韓国へ出稼ぎに行って在村していないため、「専業農場」が有名無実であり、農場内での経営は「専業農場」の設立前と変わらない個別農家経営である。加入している農家には他の「専業農場」との契約の動きが見られている。2012 年から Y 鎮政府の資料ではこの 1 カ所が外されている。

2) 株式形態農場である BM 農場は、合作社形態農場がさらに発展したケースで、延辺地域では最初の事例である。

3) 水稻，トウモロコシ，大豆等の作物と違い，葡萄は栽培期間が長く，投資初年は収穫できなかったため黒字にならなかった。

第4章 延辺地域における「專業農場」の發展過程と展開方向—図們市Y鎮のYR農場・CX農場を事例として—

第1節 調査概要

本章では、図們市Y鎮で先行して生産から加工・販売までの基盤を整えて「專業農場」を設立したYR農場と隣接する村で新たに2011年に「專業農場」を設立し、それと同時に基盤を整えたCX農場を事例として、経営者と加入農家への聞き取り調査によって、「專業農場」の發展過程と経営実態を分析し、経営内部の問題、両者の関係性、今後の展開方向を明らかにする。具体的には、経営者と加入農家の意識や経営構造から見た経営内部の問題、YR農場とCX農場の發展過程と経営者意識から見た両者の関係性、そして、延辺地域における專業農場の今後の展開方向を明らかにする。

第2節 YR農場・CX農場の概況

YR農場はYR合作社を、CX農場はCX合作社を基に設立されている。2007年の「中華人民共和國農民專業合作社法」の施行をきっかけに、法及び行政支援のもとで、農民專業合作社が設立されるようになった（張安明 [42]）。

表4-2-1に示すように、YR合作社は2008年10月に、CX合作社は2009年2月に設立された。M村を基盤とするYR合作社の経営者（法人代表・理事長）は村長兼党支部書記であるC氏で、構成員数は11人、構成員出資総額は11.0万元で、その内C氏の出資額が5.0万元で5割弱である。M村に隣接するQ村を基盤とするCX合作社の経営者（法人代表・理事長）はQ村出身の企業家J氏で、構成員数は60人、構成員出資総額は35.9万元で、その内J氏の出資額が30.0万元で8割を超える。業務範囲は、YR合作社が水稻栽培、精米加工で、CX合作社は精米と大豆油等の農産物の加工を扱っている。栽培事業も行っているYR合作社では構成員に農業機械利用サービスを提供しているが、加工事業に限っているCX合作社ではこのサービスがない。

表 4-2-1 YR 合作社と CX 合作社の概要 (2012 年末)

	YR合作社	CX合作社
設立時期	2008年10月31日	2009年2月24日 ^{注)}
設立場所	M村	Q村
経営者（法人代表・理事長）	C氏（M村の村長・書記）	J氏（Q村出身の企業家）
構成員数	11人（一戸当たり1人）	60人（一戸当たり1人）
役員人数	6人（理事長1人，理事2人，監事3人）	6人（理事長1人，理事2人，監事3人）
構成員出資総額（理事長）	11.0万元 (5.0万元)	35.9万元 (30.0万元)
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ①水稲栽培 ②精米加工 ③構成員に必要な生産資材を調達，供給 ④構成員の生産物を買付け，販売 ⑤構成員に農業機械利用サービスを提供 ⑥新技術，新品種を導入して，技術の交流と相談サービスを展開 	<ul style="list-style-type: none"> ①農産品加工（精米+大豆油） ②構成員に必要な生産資材を調達，供給 ③構成員の生産物を買付け，販売 ④新技術，新品種を導入して，技術の交流と相談サービスを展開

資料： YRのC氏， CXのJ氏聞き取り調査及び提供資料により作成。

注： 2009年2月24日設立時点で構成員数31人， 構成員出資総額33.0万元。 2012年3月3日に更新。

表 4-2-2 YR 農場と CX 農場の概要 (2012 年末)

	YR 農場	CX 農場
設立時期	2010 年 12 月 30 日	2011 年 3 月 2 日
経営者	C 氏 (M 村の村長兼書記)	J 氏 (Q 村出身の企業家)
資本金	100 万元	100 万元
農地貸出農家	249 戸	77 戸
農場総面積	202ha (水田 : 138ha, 畑 : 64ha)	61ha (水田 : 41ha, 畑 : 20ha)
直営面積 ^{注)}	102ha (水田 : 64ha, 畑 : 38ha)	10ha (水田 : 10ha, 畑 : 0ha)
直営生産量	水稲 : 288 t, トウモロコシ : 228 t	水稲 : 45 t
直営生産額	水稲 : 92.2 万元, トウモロコシ : 36.5 万元	水稲 : 14.4 万元
経営方式	YR 合作社による農場	CX 合作社による農場
農地契約期間	10 年間	10 年間
長期従事者	11 人 (うち合作社のメンバー 5 人)	10 人 (うち合作社のメンバー 7 人)
農業機械 (合作社所有 の機械も含む)	トラクター : 5 台, 播種機 : 2 台, 耕耘機 : 1 台, 田植機 : 7 台, コン バイン : 5 台 (水稲 3 台, トウモロ コシ 2 台)	トラクター : 4 台, 播種機 : 2 台, 耕耘機 : 1 台, 田植機 : 5 台, コン バイン : 7 台 (水稲 3 台, トウモロ コシ 2 台, 大豆 : 2 台)
業務範囲	①農地集積 ②水稲, トウモロコシ栽培 ③農家に農業機械利用サービスを提供	①農地集積 ②水稲, トウモロコシ, 大豆栽培 ③農家に農業機械利用サービスを提供

資料 : YR の C 氏, CX の J 氏聞き取り調査により作成.

注 : 直営面積は農場で雇用している長期従事者が直接に耕作している面積である.

表 4-2-2 は YR 農場と CX 農場の概要を示している.

YR 農場は 2010 年 12 月 30 日に設立され, Y 鎮では最も早い. 経営者は YR 合作社と同様に M 村の村長兼党支部書記である C 氏で, 農場経営面積は 202ha と Y 鎮でもっとも大きい. M 村の農地請負権持ち農家 274 戸の内 249 戸が加入し 90.9%を占めている. 但し,

M村では274戸の内54戸が実際に農業従事しており、その内農場加入していない5戸を除き49戸がYR農場で耕作を行っている。2012年、YR農場の直接経営面積は102haで、元の組織である合作社の役員5人と招聘した村内の専門技術者6人、合計11人の農場従事者により管理運営されている。合作社の役員5人は村長（経営者）、村会計と小組組長等の村幹部である。他の100haの耕地（特に水田64ha）は農場従事者11人以外の38戸の農家が、経営者C氏が示す耕作時期や生産資材（品種・農薬・肥料）などの栽培基準^{注1}に従って個別に耕作を行っている。

CX農場は2011年3月2日に設立され、経営者はCX合作社と同様にQ村出身の企業家J氏で、農場経営面積は61haである。Q村の農地請負権持ち農家111戸の内77戸が加入し69.4%を占めている。但し、2012年、CX農場の直接経営面積は水田10haで、主にCX合作社の業務を担当している合作社構成員7人と招聘した村内の専門技術者3人、合計10人の農場従事者により管理運営されている。経営者J氏を除く6人の合作社構成員の内、3人は村長と小組組長等の村幹部で、残り3人は一般農民である。CX農場直接経営面積の水田10ha以外の31haの水田は15戸の農家が個別に耕作を行っている。CX農場では全てYR農場経営者のC氏の栽培基準に従っている。

農業機械購入補助及び「専業農場」に対する補助金によりYR・CX農場とも多数の農業機械を所有している。所属の農家は「専業農場」の農機具を無料または安価で借りられる。

第3節 YR農場・CX農場における設立経緯と発展過程

YR農場の経営者C氏、CX農場の経営者J氏について、それぞれの農業経営の発展過程をみる。

1.YR農場の経営者による設立経緯と発展過程

表4-3-1はC氏における農業経営の発展過程を示している。C氏は1954年3月生まれで、1998年にM村の村長となり、2003年から現在まで村長兼党支部書記を担っている。2003年にY鎮無公害水稻協会（M村、Q村を含む7つの隣村）を設立し、農地の集積を始めた。2004年には精米加工工場を設立して「6項目の統一（統一品種・播種・肥料・加工・包装・販売）発展戦略」で経営を行い、2007年には加工した精米の商標「H」が「中

国ブランド産品」の指定を受けた。2008年には精米加工工場を拡大するとともに、YR 合作社を設立した。2010年にYR「専業農場」を設立し、大規模農場経営に本格参入した。2011年には精米加工工場が凶們市級農業産業化竜頭企業に指定され、2012年からは精米加工工場とYR農場の設備に再投資し、その規模を拡大している。

C氏は、2004年精米加工工場の設立から「6項目の統一発展戦略」で生産・加工・販売を続け、十分な農業経営のノウハウを蓄積している。

表 4-3-1 YR 農場の経営者 C 氏の農業経営の発展過程

時期	経営形態	重要な事項	農地集積状況
2003年	農民専門協会	①延辺無公害標準化水稻生産示範基地（延辺 YX 無公害農産品開発有限会社 Y 鎮基地）を設立し、「H」商標登録 ②Y 鎮無公害水稻協会（M 村、Q 村を含む 7 つの隣村）を設立	水田面積 ^注 ：400ha（M 村：180ha, Q 村：60ha, その他：160ha）
2004年	精米加工工場	①精米加工工場を設立（10 万元投資） ②「6 項目の統一（統一品種・播種・肥料・加工・包装・販売）発展戦略」で経営開始	農家数：650 戸（M 村：275 戸, Q 村：110 戸, その他：265 戸）
2005年		国家無公害標準化示範基地に昇級	
2006年		①精米加工工場に 60 万元再投資（新農村建設省級示範村に選定, 新農村建設予算） ②精米稼働率に合わせ無公害標準化水稻生産示範基地での管理面積を調整	水稻「6 項目の統一発展戦略」面積：240ha（M 村：180ha, Q 村：60ha）
2007年		精米の商標「H」が「中国ブランド産品」に指定	農家数：385 戸（M 村：275 戸, Q 村：110 戸）
2008年	精米加工工場 & 合作社	①精米加工工場の拡大 ②YR 合作社を設立	
2009年		YR 合作社が農家と無公害水稻契約栽培を開始（「6 項目の統一」と「農業機械利用サービスを提供」, 「技術の交流と相談サービスを展開」）	YR 合作社契約栽培規模 水稻「6 項目の統一発展戦略」と同様
2010年		YR 農場設立	農場規模 面積：202ha（水田：138ha, 畑：64ha） 農家数：249 戸
2011年	精米加工工場 & 合作社 & 農場	①CX 農場の設立により水稻「6 項目の統一発展戦略」（YR 合作社契約栽培）規模が減少 ②減少した Q 村のその面積に対し品種・肥料を継続的に提供 ③精米加工工場が市級農業産業化竜頭企業に指定	「品種・播種時期・肥料」統一管理範囲： 水田面積：240ha（M 村：180ha, Q 村：60ha） 農家数：385 戸（M 村：275 戸, Q 村：110 戸）
2012年～		精米加工工場と YR 農場の設備に 350 万元再投資し, その規模を拡大（2012～2015 年までのプラン）	水稻「6 項目の統一発展戦略」（YR 合作社契約栽培） 面積：205ha（M 村：180ha, Q 村：25ha） 農家数：320 戸（M 村：275 戸, Q 村：45 戸） 農場規模：202ha（水田：138ha, 畑：64ha） 農家数：249 戸

資料：M 村の C 氏の聞き取り調査（2013 年 4 月）により作成。

注：M 村と Q 村の水田面積は、農家請負面積と集団経営面積の合計である。

2.CX 農場の経営者による設立経緯と発展過程

表 4-3-2 は J 氏における農業経営の発展過程を示している。J 氏は 1969 年 2 月生まれで、1993 から 2001 年までは図們市内で自営業（廃品回収・コンビニ）を営んでいた。2001 年に大豆油加工工場を設立（設備投資額：1 万元）し、2004 年に精米機を購入し大豆油加工に加え精米加工に参入し、2006 年にはその規模をさらに拡大した。2009 年に農産品加工工場を基に CX 農民專業合作社を設立し、精米設備を増加し、精米の加工規模を拡大した。2005 年から大規模農家（黒竜江省からの外来戸 4 戸）と大豆及び水稻栽培契約（合計 50ha）を開始し、加工原料を確保して加工工場の稼働率を維持しながら、加工能力を成長させてきた。2011 年に CX「專業農場」を設立し、加工した精米は商標「G」を獲得した。2012 年には精米稼働率を上昇させるために CX 合作社の規模拡大を行い、2013 年には CX 農場の規模を大幅に拡大するとともに、米・大豆・トウモロコシの加工を可能とする加工工場の拡大も行っている。

J 氏は、2001 年から加工工場の経営を行っているが、2003～2006 年の間一時個別農業経営を行った以外には農業生産経験は少なく、ブランド化販売も CX「專業農場」を設立してからである。

表 4-3-2 CX 農場の経営者 J 氏の農業経営の発展過程

時期	経営形態	重要な事項	農地集積状況
2001年	農産品加工工場	大豆油加工工場設立（設備投資額：1万円）	加工範囲
2003年		個別農業経営開始（大豆：3ha）	面積：25ha（畑：25ha）
2004年		加工工場拡大（年末に中古精米機購入）	
2005年		①Q村内の大規模農家（黒竜江省からの外来戸4戸）と大豆及び水稲栽培契約（合計50ha）を開始し、加工原料確保 ②個別農業経営（大豆：3ha→水稲：5ha）	加工範囲 面積：75ha（水田：25ha，畑：50ha）
2006年		二回目の加工工場拡大（設備投資）	
2007年		個別農業経営から撤退	
2009年	（農産品加工工場） 合作社	①農産品加工工場を基にCX合作社を設立し、加工規模が拡大（水田：50ha，畑：50ha） ②Q村内の大規模農家（黒竜江省からの外来戸4戸）と大豆及び水稲栽培契約（合計50ha）終了	加工範囲 面積：100ha以上（水田+畑）
2010年		精米の設備を増加	
2011年	合作社（農産品加工工場） &農場	①CX 専業農場設立 ②「G」商標登録 ③初期農民専業合作社示範社に選定（全国で6,663社，延辺12社，図們1社）	農場規模： 61ha（水田：41ha，畑：20ha）
2012年		CX 合作社規模拡大（加工稼働率を上昇，水田加工面積：75ha，畑：80ha）	農家数：77戸
2013年		①CX「専業農場」の規模を拡大 ②トウモロコシ加工機械購入，加工工場拡大（米+大豆+トウモロコシ加工）	農場規模： 86ha（水田：56ha，畑：30ha） 農家数：93戸

資料：Q村のJ氏の聞き取り調査（2013年4月）により作成。

3.両農場の比較

図 4-3-1 は C 氏と J 氏の農業経営の変遷を示している。C 氏、J 氏ともに、村に唯一の「農産品加工工場」を設立し、その後、国と州政府の政策に合わせるように合作社の設立、「専業農場」の設立という発展過程をとっている。

C 氏は、2003 年に M 村を中心とする 7 つの隣村の農家を動員し、無公害標準化水稻生産基地を設立し、基地内の水田 400ha (M 村：180ha, Q 村：60ha, その他：160ha) と農家 650 戸 (M 村：275 戸, Q 村：110 戸, その他：265 戸) を「6 項目の統一発展戦略」で管理した。2004 年に精米工場を建設し、精米加工工場の稼働率にあわせて 2006 年からは面積 240ha (M 村：180ha, Q 村：60ha) と農家 385 戸 (M 村：275 戸, Q 村：110 戸) に減少させ、Y 鎮無公害水稻協会内のその他の面積は各村の各自で経営することにした。また、2008 年に YR 合作社を設立してからは、「6 項目の統一発展戦略」範囲の M 村と Q 村の面積 240ha, 農家 385 戸と無公害水稻契約栽培を開始した。2010 年に YR 農場を設立し、農場面積は 202ha (水田：138ha, 畑：64ha), 農場加入農家数は 249 戸となった。YR 農場の設立により、畑の集積も開始した。2011 年 Q 村で J 氏により CX 農場が設立されたのを契機に、C 氏による「6 項目の統一発展戦略」及び YR 合作社契約栽培の範囲は水田 205ha (M 村：180ha, Q 村：25ha) と農家 320 戸 (M 村：275 戸, Q 村：45 戸) に減少した。しかし、無公害標準化水稻生産基地内の M 村と Q 村の農家に対して品種・農薬・肥料などの生産資材は統一で提供し、統一栽培基準による管理を行っている。

J 氏は 2001 年から大豆油加工、2005 年からは大豆油加工+精米加工を行っている。2008 年までは主に大豆油の加工を行い、2009 年 CX 合作社の設立とともに精米の加工に力をいれている。CX 農場を設立するまでは、農産品加工工場と CX 合作社を通じて農産品加工事業を発展させてきた。CX 農場は設立当初、面積 61ha (水田：41ha, 畑：20ha), 加入農家数は 77 戸である。CX 農場の設立とともに、組織的に生産と加工及び販売の事業を一体化させた。2012 年には精米加工に関わる面積 75ha (Q 村：35ha^{注2)}, その他：40ha), 農家数 135 戸 (Q 村：65 戸, その他：70 戸), 大豆加工に関わる面積 80ha (Q 村：60ha, その他：20ha), 農家数 75 戸 (Q 村：50 戸, その他：25 戸) である。2013 年には農場規模は、面積 86ha (水田：56ha, 畑：30ha), 加入農家数は 93 戸まで拡大した。

YR 農場の C 氏が水稻生産事業を発展させながら農地集積を行っていたのに対し、CX

農場の J 氏は加工事業に専念し、水稻生産は「専業農場」設立時の 2011 年からである。2005 年から精米加工を行っており、2009 年の合作社設立とともにその規模を拡大し、さらに 2011 年の「専業農場」設立と同時に商標「G」を登録し、精米加工を拡大した。同時に 2011 年以降生産にも事業を拡大し、積極的に農地集積を行っている。CX 農場の設立による生産への事業拡大は C 氏の YR 合作社の契約栽培面積と農家数などの生産事業にも影響を与えている。

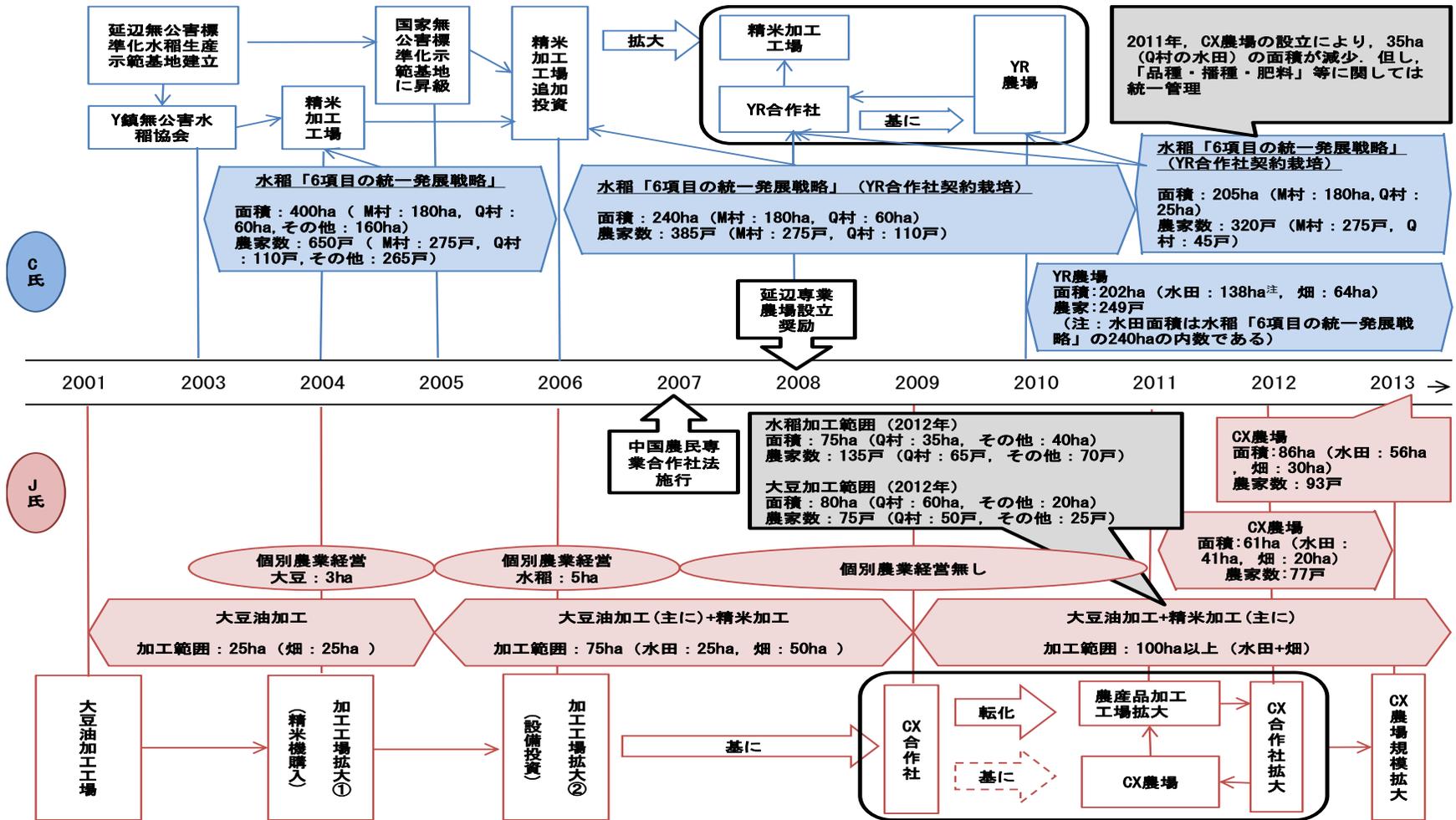


図 4-3-1 C氏とJ氏の農業経営の変遷

資料: YRのC氏, CXのJ氏の聞き取り調査により作成.

第4節 YR農場・CX農場における農地集積と経営状況

1.YR農場・CX農場の農地集積

表4-4-1はYR農場とCX農場における農地集積を示している。C氏のYR農場は2011年から2013年の間農場総面積は202haで変化はない。但し、直営面積は2011年94ha、2012年102ha、2013年125haと年々拡大している。また、この3年間YR農場での地代は水田が2,500元/ha、畑が2,000元/haで変化はない。YR「専業農場」はM村の90.9%の農家が加入し10年間の契約を結び、加入農家が耕作できなくなった場合、YR農場が直接経営することになっている。M村では、農地借入農家又は自作農家の高齢化及び出稼ぎによる離農が進んでいる。

J氏のCX農場は2011年、2012年の農場総面積61haから2013年に86haに拡大した。直営面積は2011年に8ha、2012年10ha、2013年に36haに拡大している。この3年間CX農場での地代は急騰している。2011年は水田が3,000元/ha、畑が2,100元/haで、既にYR農場よりも高く、さらに2012年から水田の地代を4,800元/haに急激に上昇させ、2013年には5,300元/haまで上昇させた。J氏は優良農地を確保し、農地を集積するため、2012年から初年の水田の地代4,800元/haを基準とし、翌年から契約期間内毎年500元/haずつ上昇させるという方法に契約を修正したからである。

表4-4-1 YR農場とCX農場の農地集積状況

		YR農場	CX農場
2013	農場総面積 (ha)	202 (水田：138, 畑：64)	86 (水田：56, 畑：30)
	直営面積	125 (水田：74, 畑：51)	36 (水田：36, 畑：0)
	地代 (元/ha)	水田：2,500, 畑：2,000	水田：5,300, 畑：2,100
2012	農場総面積 (ha)	202 (水田：138, 畑：64)	61 (水田：41, 畑：20)
	直営面積	102 (水田：64, 畑：38)	10 (水田：10, 畑：0)
	地代 (元/ha)	水田：2,500, 畑：2,000	水田：4,800, 畑：2,100
2011	農場総面積 (ha)	202 (水田：138, 畑：64)	61 (水田：41, 畑：20)
	直営面積	94 (水田：58, 畑：36)	8 (水田：8, 畑：0)
	地代 (元/ha)	水田：2,500, 畑：2,000	水田：3,000, 畑：2,100

資料：YRのC氏、CXのJ氏聞き取り調査及び提供資料により作成。

2.YR 農場・CX 農場の経営状況

表 4-4-2 は YR 農場と CX 農場における経営状況を示している。先に述べたように農場で直接経営している面積は限られており、他の面積は個々の農家が経営している。この表は農場の直接経営面積について作成したものである。

表 4-4-2 YR 農場と CX 農場の直接生産経営状況 (2012 年末)

項目		YR 農場	CX 農場
水田 (水稲)	1ha 当たり生産額 (元/ha)	14,400	14,400
	単価 (元/t)	3,200	3,200
	1ha 当たり生産経費 (元/ha)	9,450	12,950
	地代 ^{注)}	2,500	4,800
	物財費 (種+肥料+農薬)	2,450	2,450
	人件費 (長期従事者+バイト)	1,500	1,500
	農業機械	2,200	3,000
	建物	300	700
	その他 (農業保険+ローンの利息等)	500	500
	1ha 当たり純利益 (元/ha)	4,950	1,450
畑 (トウモロコシ)	1ha 当たり生産額 (元/ha)	9,600	0
	単価 (元/t)	1,600	0
	1ha 当たり生産経費 (元/ha)	9,200	0
	地代	2,000	0
	物財費 (種, 肥料, 農薬)	3,500	0
	人件費	1,000	0
	農業機械	2,000	0
	建物	300	0
	その他 (農業保険+ローンの利息等)	400	0
	1ha 当たり純利益 (元/ha)	400	0

資料：YR の C 氏，CX の J 氏聞き取り調査及び提供資料により作成。

注：YR 農場で農家に支払う地代は，水田が 5,000 元/ha，畑が 3,500 元/ha である。政府からの農業補助金（直接支払い，優良品種購入補助，農業生産資材総合補助）は YR 農場で受給し，補助金を除く実質的な水田地代は 2,500 元/ha，畑地代は 2,000 元/ha 程度である。CX 農場で農家に支払う地代は，水田が 5,000 元/ha で，補助金のうち優良品種購入補助（200 元/ha）だけ受給し，その他の補助金を農家が受給し，実質的な水田地代は 4,800 元/ha 程度である。

YR・CX 農場とも水稲の 1 ha 当たり平均生産額は 14,400 元である。これは第 2 節でも説明したように、両農場とも同じ栽培基準によって生産し、隣接しているため生産量がほぼ同じで、単価も 3,200 元/t と同じだからである。但し、1ha 当たり生産経費は YR 農場が 9,450 元/ha、CX 農場 12,950 元/ha で、両農場には大きな差がある。生産経費の各項目を見ると、総じて CX 農場の方が YR 農場より高く、特に CX 農場の地代は 4,800 元/ha で YR 農場の約 2 倍であり、農業機械、建物の経費の差も大きい。

また、YR 農場ではトウモロコシも直接栽培し、単価は 1,600 元/t で、1 ha 当たりの平均生産額は 9,600 元である。1ha 当たりの純利益が低く、水田の 1/10 にもならない。特に、水稲の栽培に比べ物財費が高いのは、化学肥料価格の高騰が主な原因である。

2012 年延辺地域では珍しい台風・低温・雨・雪・結氷による災害に見舞われ、両農場とも水稲の生産量は平年の半分程度、トウモロコシの生産量は 2/3 程度に減産し、経営上大きな打撃を受けた。

第 5 節 YR 農場・CX 農場における加入農家の意識と今後の意向

表 4-5-1 は、「専業農場」加入農家の個別経営状況を示している。C 氏と J 氏に調査に協力可能な加入農家の紹介を依頼し、農場従事者（YR：9 戸、CX：8 戸）と普通加入農家（YR：24 戸、CX：12 戸）を調査対象とした。農場従事者は YR 農場で 11 戸中 9 戸、CX 農場で 10 戸中 8 戸を調査し、普通加入農家は YR 農場で 238 戸中 24 戸、CX 農場で 83 戸中 12 戸を調査した結果である。

YR 農場では農場従事者全てが個別農業経営（調査対象の経営面積 77ha、その内水田 51ha、畑 26ha）を行い、表 4-4-1 で示した YR 農場の直営面積には、農場従事者の面積と共同経営面積が含まれている。個別農業経営を行う農家の比率が高いものの、農業後継者のいる農家は貸出農家を除いた 30 戸の内 2 戸しかない。

CX 農場では農場従事者全てが個別農業経営を行っておらず、農場従事者として働いており、現在個別農業経営を行う農家は 4 戸のみで、その比率が低く、農業後継者のいる農家はない。

表 4-5-1 「専業農場」加入農家の個別農業経営状況（2013年4月）

加入農家タイプ 個別農業経営状況		農場従事者		普通加入農家			合計
		役員	従事者	貸出農家	借入農家	自作農家	
Y R	調査農家数	3	6	3	17	4	33
	個別農業経営を行う農家	3	6	0	17	4	30
	農業後継者のいる農家	1	0	0	1	0	2
C X	調査農家数	3	5	8	2	2	20
	個別農業経営を行う農家	0	0	0	2	2	4
	農業後継者いる農家	0	0	0	0	0	0

資料：YR 農場と CX 農場に加入する農家に対する聞き取り調査により作成。

表 4-5-2 「専業農場」加入理由（2013年4月）

(YR : 33, CX : 20, 複数選択)

加入農家タイプ 加入理由		農場従事者		普通加入農家			合計
		役員	従事者	貸出農家	借入農家	自作農家	
Y R	農業機械利用等の優先権	3	6	0	15	4	28
	効率的な農作業	3	3	0	17	0	23
	組織に対する安心感	3	6	3	10	0	22
	農場経営者の勧誘	0	4	3	3	0	10
	高い地代	0	0	0	0	0	0
C X	農業機械利用等の優先権	0	0	0	2	2	4
	効率的な農作業	3	2	0	0	0	5
	組織に対する安心感	3	5	5	2	0	15
	農場経営者の勧誘	1	5	2	2	0	10
	高い地代	1	2	5	0	2	10

資料：YR 農場と CX 農場に加入する農家に対する聞き取り調査により作成。

表 4-5-2 は、「専業農場」への加入理由を示している。個別農業経営農家が多い YR 農場の加入農家は「農業機械利用等の優先権」と「効率的な農作業」を重要な理由とするのに対し、個別経営農家が少ない CX 農場では「農場経営者の勧誘」と「高い地代」があげら

れている。両農場とも「組織に対する安心感」は共通的にあげられている。

表 4-5-3 で示すように、「専業農場」加入農家の個別農業経営の維持可能性は、YR 農場では 3 年以上の維持を希望する農家が 14 戸で、その内直営面積以外の個別農家が 9 戸もいる。CX 農場では、5 年以上の維持を希望する農家が 2 戸で、それ以外の農家は農業経営から撤退意向を持っている。

表 4-5-3 「専業農場」加入農家の個別農業経営維持可能性（2013 年 4 月）

(YR : 33, CX : 20)

加入農家タイプ 加入理由		農場従事者		普通加入農家			合計
		役員	従事者	貸出農家	借入農家	自作農家	
Y R	10 年以上	1	0	0	3	0	4
	5-10 年	2	1	0	1	0	4
	3-5 年	0	1	0	5	0	6
	3 年未満	0	4	0	6	1	11
	撤退	0	0	3	2	3	8
	合計	3	6	3	17	4	33
C X	10 年以上	0	0	0	0	0	0
	5-10 年	0	0	0	1	1	2
	3-5 年	0	0	0	0	0	0
	3 年未満	0	0	0	0	0	0
	撤退	3	5	8	1	1	18
	合計	3	5	8	2	2	20

資料：YR 農場と CX 農場に加入する農家に対する聞き取り調査により作成。

第 6 節 YR 農場・CX 農場における経営者の意識

表 4-6-1 は YR・CX 農場の経営者 C 氏・J 氏の意識を示している。

まず、2012 年 2 月調査での「専業農場」の設立理由は、両農場とも共通して「専業農場」に対する有利な政府補助政策」と「農地集積を図り、大規模経営の実現」を挙げてい

る。また、村幹部となっている YR 農場の経営者 C 氏は、「村の農地を守り、農地を有効利用し、地元に貢献したい」ことも「専業農場」の設立理由とした。企業家出身の CX 農場の経営者 J 氏は国内外の市場を開拓する理想をもって「専業農場」を設立したと語っている。

次は、2013 年 4 月に実施した「経営の夢・ビジョン」に関する聞き取り調査結果である。「専業農場」の設立理由からもみられるように、YR 農場の C 氏は、「農地集積を図り、農地を有効利用し、機械化による大規模経営を実現」することを最も重要視し、CX 農場の J 氏は、「競争力を持ち、国内外の市場を開拓しながら、高品質の「G」ブランド精米の売り上げ UP」に焦点を当てている。また、両者とも、「経営の夢・ビジョン」は「加工工場」・「合作社」・「専業農場」の三つに取り組むことで経営の効率性を高め、関わる農家・村民への利益の分配を増やしたいと考えている。

さらに経営者として特に重視していることについて、C 氏・J 氏は二回の調査とも「資金や資材の調達・購入管理」、「従事者・人材管理、後継者の育成管理」、「販売・マーケティング管理」を共通して上げている。それ以外では C 氏は「農政の動き」、「差別化・ブランド化、新商品の開発法」も重視し、J 氏は「機械化による栽培・生産管理」、「目標の設定と戦略計画の策定」も重視している。

2013 年 4 月の調査では、2012 年と同じ項目であてはまるもの全て挙げてもらったところ、C 氏は「農地確保・有効利用」、「機械化による栽培・生産管理」、「財務・会計管理」に対しても重視するようになり、J 氏は「差別化・ブランド化、新商品の開発法」、「農政の動き」等に対しても重視するようになった。

表 4-6-1 YR 農場と CX 農場の経営者意識 (2012 年 2 月&2013 年 4 月)

	YR 農場・C 氏	CX 農場・J 氏
2012 年 2 月 農場設立理由 (優先順位)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「専業農場」に対する有利な政府補助政策 2. 農地集積を図り，大規模経営の実現 3. 村の農地を守り，農地有効利用，地元貢献 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外の市場を開拓する理想 2. 「専業農場」に対する有利な政府補助政策 3. 農地集積を図り，大規模経営の実現
2013 年 4 月 経営の夢・ビジョン (優先順位)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地集積を図り，農地を有効利用し，機械化による大規模経営を実現 2. 高品質の「H」ブランド精米の持続可能な生産 3. 競争力を持ち，国内外の市場を開拓しながら，精米「H」ブランド影響力をUP 4. 付加価値の高い高級加工商品を生産 5. 村の農地を集積しつつ，経営を拡大し，主に加工工場・合作社・「専業農場」と関わりがある農家に対し所得を増加させながら，村民の福利を増進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 競争力を持ち，国内外の市場を開拓しながら，高品質の「G」ブランド精米の売り上げUP 2. 付加価値の高い高級加工商品を生産 3. 農地集積を図り，農地を有効利用し，機械化による大規模経営を実現 4. 農地を集積しつつ，経営を拡大し，加工工場・合作社・「専業農場」と関わりがある農家に対し，福利を増進
経営者として重視	2012 年 2 月 (優先順位)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金や資材の調達・購入管理 2. 農政の動き 3. 従事者・人材管理，後継者の育成管理 4. 販売・マーケティング管理 5. 差別化・ブランド化，新商品の開発法
	2013 年 4 月 (あてはまるものを全て)	<ol style="list-style-type: none"> ◎資金や資材の調達・購入管理 ◎農政の動き ◎従事者・人材管理，後継者の育成管理 ◎販売・マーケティング管理 ◎差別化・ブランド化，新商品の開発法 ☆農地確保・有効利用 ☆機械化による栽培・生産管理 ☆財務・会計管理
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 機械化による栽培・生産管理 2. 資金や資材の調達・購入管理 3. 販売・マーケティング管理 4. 従事者・人材管理，後継者の育成管理 5. 目標の設定と戦略計画の策定（計画的に農地集積・確保・有効利用）
		<ol style="list-style-type: none"> ◎機械化による栽培・生産管理 ◎資金や資材の調達・購入管理 ◎販売・マーケティング管理 ◎従事者・人材管理，後継者の育成管理 ◎目標の設定と戦略計画の策定（計画的に農地集積・確保・有効利用） ☆差別化・ブランド化，新商品の開発法 ☆農政の動き

資料：YR の C 氏，CX の J 氏聞き取り調査により作成。

注：調査項目に関して楊秀玉 [39] を参照・引用。

第7節 小括

本章では、YR 農場と CX 農場を事例として、延辺地域における「專業農場」の發展過程と展開方向を検討した。

両農場はいずれも一人の経営者による「農産品加工工場」→「合作社」→「專業農場」という發展過程をとっている。図 4-3-1 に見られるように、YR 農場の C 氏は 2004 年から「無公害水稻生産基地」内の農家に生産資材を提供し続け、合作社を設立してからは農家と契約栽培を結んで精米加工工場の原料を確保している。農地集積・確保に対してある程度の農場の基盤が整っていたといえる。それに対し、CX 農場の J 氏は、「專業農場」設立時の 2011 年に本格的に精米工場を建設しているため、現在精米工場の稼働率を上げるために、積極的に農地集積を行っている。両社は農場の設立により、原料確保が楽になり、「農産品加工工場」→「合作社」→「專業農場」の一体的経営が可能になったといえる。

表 4-4-1 で見られるように両農場とも農場経営者の直接経営と加入農家の個別経営が混在する「二段構え」の経営構造である。経営者と加入農家の関係性から見ると、両農場とも農業生産に積極的（5 年以上も個別農業維持可能性）な農家が入っており、農場の設立で農業生産基盤がよくなったことで、農業から撤退する可能性は低くなっているようである。「二段構え」の経営構造は今後も続く可能性が高い（表 4-5-1～4-5-3）。

しかし、両農場とも、「專業農場」による直営面積は年々拡大し、農地集積度が高まっている。YR 農場では農地借入農家や自作農家の高齢化及び出稼ぎによる離農が進んでいることや、経営者 C 氏が経営している農産品加工工場の稼働率を高めるために加工原料の確保を優先しているためと考えられる。CX 農場では設立まで農業生産を行っていなかったため、経営者 J 氏が農産品加工工場での原料確保も一つの要因として急速な規模拡大を目指して、高い地代を設定したため農地集積が進んでいると考えられる。表 4-4-2 の水稻とトウモロコシの純利益の差から見られるように、水田に対する農地集積の競争は更に高まると思われる。J 氏は大豆油加工基盤も持っているが、畑作と水田の収益格差があるため、農地集積は水田を重点的に行っていると考えられる。

また、表 4-6-1 の YR 農場と CX 農場の経営者意識からもみられるように、両者は「農地集積、確保、有効利用」を重視している。これは、近年 Y 鎮で合作社・「專業農場」などの組織の増加による農地獲得競争を意識しているためと思われる。また、両者とも、「経

営の夢・ビジョン」は「加工工場」・「合作社」・「専業農場」の三つに取り組むことで経営の効率性を高めるとともに大規模で統一的な生産を行い、加工を通じて商品のブランド化を実現し、利益を上げて、関わる農家・村民への利益の分配を増やしたいと考えている。生産から加工・販売まで行っている一体的経営は、経営者だけでなく、農民にも有利になり、究極的には地域経済の発展にも繋がり、「専業農場」は今後の延辺地域の農業の重要な担い手であると思われる。

「専業農場」の設立により、C氏は農業経営の基盤を強固にし、J氏は生産事業へと事業を拡大して新たな局面を開いた。農業生産経験が少ないJ氏は、生産事業でC氏の栽培技術を利用し、C氏はJ氏が生産事業まで取り込んだことでY鎮無公害標準化示範基地の管理が容易になり、この面では、お互いにメリットがあったと言える。但し、J氏が借入地代を高めることにより、M村からもCX農場への加入を希望する可能性が高くなると予想される。農地を確保するための地代競争ともいえる状況は、C氏の経営も圧迫し、経営基盤に影響を与える可能性が高い。

注

- 1) M村のC氏はY鎮における水稲「国家無公害標準化示範基地」400haの内240haを管理・担当している。Q村のCX「専業農場」もC氏の管理範囲で、C氏が種、農薬、肥料などの物財を提供し、栽培基準を示している。
- 2) 2012年のCX農場の水田面積は41haで、CX合作社のQ村内の精米加工面積35haとは一致していない。この差6ha分は、M村のC氏によって精米加工されている。

第5章 各章の要約と結論

中国では、農村労働力の農外流出に伴い、農地経営権の流動化と大規模経営の形成が進行している。近年の中国農村において非農業部門へ流出する就業者の増加は億単位の人数とも言われており、産業間格差や地域格差を如実に露呈する深刻な問題である。地域の労働市場の発展程度や出稼ぎの進展度合により、農地流動化の程度は異なるが、農地の集約化及び農業経営の強化を目指し、三農問題の対策として合作社、農場等の組織による農地流動化が進み、適度な大規模経営が行われるようになった。中国において農地流動化は1984年から一貫して政府によって容認され、適度な大規模経営政策にも力が注がれているが、その効果はあまり顕著でない。本研究では、延辺地域における農地流動化の実態を解明し、延辺地域の農地流動化を促進している手段である「專業農場」の現状を把握しつつ、設立経緯と発展過程及び展開方向を明らかにする。また、「專業農場」政策という延辺地域のユニークな大規模農業経営の経営形態が中国の農業経営の中でどの程度一般化しうる可能性があるのかについても展望を試みる。

本章では、各章の分析結果をまとめ、本研究の結論を総括し、最後に「專業農場」に関する今後の展望を述べる。

第1節 各章の要約

序章では、中国における農地流動化の重要性と、延辺地域において農地流動化を促進する重要な手段で、農業経営の規模拡大を実現している「專業農場」の必要性を指摘し、関連する先行研究を整理し、本研究の課題を提起し、研究全体に関わる課題と方法について述べた。

第1章では、中国における農地流動化制度の変遷について、開始段階(1984～1992年)、確立段階(1993～2001年)、法制化段階(2002年～)に分けて、各段階における農地流動化の変遷を整理した上で、中国における農地流動化及び延辺地域における農地流動化の現状と「專業農場」の展開を紹介した。

第2章では、図們市Y鎮のM村とQ村を事例として、農地流動化の実態を明らかにすると同時に貸出農家、借入農家、自作農家の三つの立場の意識と意向を比較した。

農家の農地流動化に対する意識からみると、貸出農家は出稼ぎを強く意識する反面、借

入農家は経営規模拡大による収入増を強く意識している。貸出農家と借入農家の双方の事情と意識が農地流動化を促進する要因と考えられる。自作農家は農地貸出、借入に対して矛盾した意識を持っており、状況の変化によって借入農家にも貸出農家にも転化する可能性があると考えられる。

借入農家の場合、5ha以上の農家は働ける間は貸出意向がないものの、働けなくなったら貸出農家に転化する可能性がある。5ha未満の農家は現在でも貸出意向があり、農業所得の相対的低下や高齢化などによって貸出農家に転化する可能性がある。このように当該地域の農地流動化は極めて不安定な状況にあり、安定的な農地流動化には組織的な対応が必要であろう。

第3章では、14カ所の「専業農場」を事例として、経営者の農場設立目的・経営意識から「専業農場」の現状と課題を検討した。

「専業農場」は大規模農家、合作社、株式など多様な形態で設立されている。経営主体は村幹部の場合と村幹部でない農家の場合と半々である。農地は又請負、賃貸、株式方式で借入れをしている。「専業農場」の設立により10年間の書面による正式な長期契約を結ぶようになり、農地流動化を安定化させたと評価できる。農地貸出側は安心して他産業への就業や出稼ぎができ、農地経営側としてはより戦略的な経営計画を立てることが可能になった。地代と物財費が高まるなか、「専業農場」に対する有利な政策により、大量の農機具を購入できるようになった。それにより機械化作業が可能になり、より大規模な経営が可能となり、ある程度農地分散を回避することができた。農場経営者は農場加入農家の全ての農地を直接経営してはいないが、「専業農場」で直接経営する部分はある程度大規模になってきている。「専業農場」に加入した個別農家経営の農地に対しては機械の貸出等も行っているため、農作業の効率は高まっていると思われる。

一方で解決しなければならない課題もある。政府による「専業農場」に偏る補助政策は「専業農場」の急速な発展を促進した。経営者は補助金政策を強く意識している。経営者は政府の「専業農場」に対する有利な政策を獲得するために農場規模の条件を満たすことを目的に急速に農地を借り入れているため、実態は個別経営の場合が多く、規模拡大による規模の経済がまだ実現できない「専業農場」が多い。従って、政府としても農場の持続可能な経営のために、先進的で将来性が高い「専業農場」に限る補助政策が必要であると考えられる。

第4章では、YR農場とCX農場を事例として、延辺地域における「専業農場」の発展

過程と展開方向を検討した。

両農場はいずれも一人の経営者による「農産品加工工場」→「合作社」→「專業農場」という発展過程を辿っている。YR 農場の C 氏は 2004 年から「無公害水稻生産基地」内の農家に生産資材を提供し続け、合作社を設立してからは農家と契約栽培を結んで精米加工工場の原料を確保している。農地集積・確保に対してある程度の農場の基盤が整っていたといえる。それに対し、CX 農場の J 氏は、「專業農場」設立時の 2011 年に本格的に精米工場を建設しているため、現在精米工場の稼働率を上げるために、積極的に農地集積を行っている。両社は農場の設立により、原料確保が容易になり、「農産品加工工場」→「合作社」→「專業農場」の一体的経営が可能になったといえる。

また、両農場とも農場経営者の直接経営と加入農家の個別経営が混在する「二段構え」の経営構造である。経営者と加入農家の関係性から見ると、両農場とも農業生産に積極的（5 年以上の個別農業維持可能性）な農家が入っており、農場の設立で農業生産基盤がよくなったことで、農業から撤退する可能性は低くなっているようである。「二段構え」の経営構造は今後も続く可能性が高い。

しかし、両農場とも、「專業農場」による直営面積は年々拡大し、農地集積度が高まっている。YR 農場では農地借入農家や自作農家の高齢化及び出稼ぎによる離農が進んでいることや、経営者 C 氏が経営している農産品加工工場の稼働率を高めるために加工原料の確保を優先しているためと考えられる。CX 農場では設立まで農業生産を行っていなかったため、経営者 J 氏が農産品加工工場での原料確保も一つの要因として急速な規模拡大を目指して、高い地代を設定したため農地集積が進んでいると考えられる。

また、YR 農場と CX 農場の経営者意識からもみられるように、両者は「農地集積，確保，有効利用」を重視している。これは、近年 Y 鎮での合作社・「專業農場」などの組織の増加による農地獲得競争を意識しているためと思われる。また、両者とも、「経営の夢・ビジョン」は「加工工場」・「合作社」・「專業農場」の三つに取り組むことで経営の効率性を高めるとともに大規模で統一的な生産を行い、加工を通じて商品のブランド化を実現し、利益を上げて、関わる農家・村民への利益の分配を増やしたいとしている。生産から加工・販売まで行っている一体的経営は、経営者だけでなく、農民にも有利になり、究極的には地域経済の発展にも繋がり、「專業農場」は今後の延辺地域の農業の重要な担い手であると思われる。

「專業農場」の設立により、C 氏は農業経営の基盤を強固にし、J 氏は生産事業へと事

業を拡大して新たな局面を開いた。農業生産経験が少ない J 氏は、生産事業で C 氏の栽培技術を利用し、C 氏は J 氏が生産事業まで取り込んだことで Y 鎮無公害標準化示範基地の管理が容易になり、この面では、お互いにメリットがあったと言える。但し、J 氏が借入地代を高めることにより、M 村からも CX 農場への加入を希望する可能性が高くなると予想される。農地を確保するための地代競争ともいえる状況は、C 氏の経営も圧迫し、経営基盤に影響を与える可能性が高い。

第 2 節 結論

以上の各章の分析結果に基づき、本研究の結論を以下のようにまとめた。

第 1 に、中国の農地流動化において、農家の意識と意向は重要である。中国は「集団所有・農家請負経営」、戸籍等の独特な制度のもとで、農業部門と非農業部門との経済格差が大きく、近年ますます拡大している。一方で、「三農」に対する優遇政策は農民の農業に対する積極性を高めている。先行研究でも示したように、中国と日本両国とも農地流動化は主に賃貸借により行われている。農地流動化においては取引費用、地域性、農政の動向等の様々な影響があることから、農地流動化における農家意思・行為が非常に重要だと考えられた。第 2 章の M 村と Q 村の事例から見ると、貸出農家、借入農家、自作農家の三つの立場によってそれぞれの意識と意向が異なり、借入農家の場合は経営面積とも関係がある。貸出農家と借入農家の双方の事情と意識が農地流動化を促進しているが、自作農家は自らの矛盾した意識で農地流動化に参加できない。長期的・安定的な農地流動化のためには、農家の今後に対する意向が重要である。

第 2 に、長期的・安定的な農地流動化を行うために組織的対応が必要である。先行研究で示すように、中国も日本も大規模農家や組織的な経営体に農地が集積されており、農家の農地流動化の取組は経済行為だけでなく、人間関係等にも関わる社会行為であり、状況により立場が変わる可能性が高い。第 2 章の M 村と Q 村の事例から見ると、貸出農家、借入農家、自作農家の三つの立場の分析から各農家の事情と意識が農地流動化に影響を与え、状況の変化によって他の立場に転化する可能性が高い。農家間の農地流動化は不安定な状況であり、長期的・安定的な農地流動化には組織的な対応が必要である。そして、「専業農場」は安定的・効率的な農地流動化に対し、重要な役割を果たしている。

第 3 に、持続可能な組織構築を目標とした資金支援対象の選定システムが必要である。

先行研究で示すように、農業経営者は農地賃貸借に関して、農地流動化による規模拡大・面的集積・団地化等を意識し、農地集積の意向が高い。しかも、組織経営体に対する優遇政策等は、その行為をさらに促進している。第3章のY鎮の「專業農場」14カ所の分析から、経営者は補助金政策を強く意識している。経営者は政府の「專業農場」に対する有利な政策を獲得するために農場規模の条件を満たすことを目的に農家の囲い込みを進めているが、実態は個別経営の集合体の場合が多い。その結果、規模拡大による規模の経済はまだ実現できない「專業農場」が多い。従って、政府としても農場の持続可能な経営のために、先進的で将来性が高い「專業農場」に限定する補助政策が必要であると考えられる。

第4に、有能な農業経営者の育成のために資金面と指導面等の政府の支援システムが必要である。第4章のYR農場経営者C氏とCX農場経営者J氏の聞き取り調査の分析から、「專業農場」は村を土台として「加工工場」→「合作社」→「專業農場」の発展過程を辿り、生産から販売までの一体的な経営を実現する。しかも、この急激な発展は一人の経営者によって行われ、経営・管理されている。YR農場のC氏はまもなく60代に入り、農業経営を続けていくためには、今後リーダーシップを持っている後継者の育成も必要であろう。

「專業農場」の設立は農地流動化を促進し、延辺地域において農地流動化を左右する重要な影響要因である。また、「專業農場」に有利な政策により、機械化・大規模化がある程度実現し、農業経営の効率化を促進させ、農業経営者（農業経営者と個別農業経営農家）の農業積極性を向上させた。

第3節 今後の展望

本研究の分析対象である図們市Y鎮の「專業農場」は、大規模農家形態、合作社形態、株式形態で運用されている。本研究で特に注目したYRとCX「專業農場」は、村幹部と地元の農業企業家等の地域リーダーにより、農民專業合作社を母体とし、「加工工場」→「合作社」→「專業農場」の発展過程を辿り、「農業生産」→「生産物加工」→「製品販売」の生産から加工・販売まで行っている一体的経営を実現している。

「專業農場」は「農家生産請負経営を基礎として、同類の農産品生産経営者、あるいは同類の農業生産経営サービスの提供者と利用者が自発的に連合し、民主的に運営する互助性の経済組織である」農民專業合作社（神田健策・大島一二）と異なって、経営者による

個別経営を目指し、主要事業は農業生産である。「專業農場」の設立により、機械化作業が可能になり、より大規模な経営が可能となり、ある程度農地分散を回避することができ、「專業農場」に加入した個別農家経営の農地に対しては機械の貸出等も行っているため、農作業の効率は高まっている。

現在、中国では一戸当たりの農地経営面積は 8.37 ムー (0.56ha, 2011 年) と極めて僅小であり、農家の組織化として農民專業合作社の役割が注目されている。農村では膨大な数の合作社が設立され、2012 年末で、中国政府の工商管理局に登録された合作社数は 68.9 万社で、村民委員会の数 59 万 (2011 年) を上回り、全国的に数多くの合作社が設立されている。加入農家数は 5,300 万戸に達し、これは中国全農家数の約 20% を占め、一合作社当たりの組合員は 77 名である。

しかしながら、現段階の合作社は次のような問題点と検討課題を抱えている (神田健策・大島一二)。第 1 は、膨大な数の合作社が設立されているが、全体としてみれば一社当たりの経営規模は小さく、経済力が弱い。第 2 は、合作社が提供する事業が組合員にとって不十分で、共同購買・共同販売事業を展開している合作社が少ない。第 3 は、合作社の運営体制と内部管理の不健全性である。第 4 は、「共同利益の追求」が実行されておらず、利益還元を行っている合作社が少ない。第 5 は、「協同思想」と人材の不足である。最後に、農村合作金融組織の未整備である。

総合的なサービス提供を目的とする農民專業合作社に比べ、「專業農場」は専門性が高い農業生産組織である。YR 合作社は「6 項目の統一発展戦略」のもとで、無公害水稻契約栽培を行っているが、「專業農場」の設立により農業生産基盤が強まったことで、より効率的な農業生産経営が可能になり、生産から加工・販売まで行っている一体的経営の規模を拡大し、精米商標「H」のブランド化を高めるようになった。CX 合作社は「專業農場」の設立により生産から加工・販売まで行う一体的経営を始め、精米商標「G」のブランド化を始めるようになった。また、YR 合作社及び YR「專業農場」の経営者である C 氏と CX 合作社及び CX「專業農場」の経営者である J 氏は、農業生産経営に対する積極性が高く、地元に対して貢献する意欲も高く、経営に関わっている組織に加入している農家に対し福利を増進など「共同利益の追求」の意識も高い。

中国では膨大な数の合作社が設立されている。既に契約栽培を行っているか、又はその意向がある合作社は「專業農場」のような専門性の高い組織を設立する可能性が高い。農業経営者は農地賃貸借に関して、農地流動化による規模拡大・面的集積・団地化等を意識

し、農地集積の意向が高い。効率的な農業生産経営は、生産から加工・販売まで行っている一体的経営の農業産業化の第一歩であると考えられる。また、地代は農業税から補助金政策に転換され、「三農」問題に対する優遇政策、特に農業経営組織などの大規模経営体を主な支援の対象とする優遇政策により、農業生産経営に積極性が高い農民出身のリーダーが出現する可能性が高い。

延辺地域の「専業農場」は、延辺地方政府の政策により設立された大規模農業経営の経営形態で、中国の浙江寧波、上海松江、安徽郎溪、湖北武漢などの地域の大規模農場経営とともに注目されている。中国では延辺地域を問わず、膨大な数の合作社が設立されている。YR と CX 農場の事例から、既に契約栽培を行っているか、又はその意向がある合作社は「専業農場」のように農業生産事業を強化するか、新たな組織を設立することで、生産から加工・販売までを一体化させた大規模農業経営を実現することができると思われる。このようなことから、「専業農場」という大規模農業経営の経営形態も中国の農業経営の中で、一般化する可能性は高いと考えられる。

【引用文献・参考文献】

【日本語引用・参考文献】（ローマ字順）

- 1.有本寛・中嶋晋作「農地の流動化と集積をめぐる論点と展望」『農業経済研究』第82巻第1号, 2010年, pp.22-35
- 2.陳鍾煥『中国農業「保護」政策の開始と農業「産業化経営」の役割—中国農業の商品経済化への対応と吉林省農業』批評社, 2008年, pp.105-106
- 3.董彪・菅沼圭輔「中国稲作における大規模借地経営の存立条件と問題点」, 『2010年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会, 2010年 pp.486-493
- 4.董啓森「中国における農地の流動化と規模拡大に関する一考察:河北省畑作農業地域での実態調査を踏まえて」『2005年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会, 2005年, pp.477-483
- 5.藤栄剛「取引費用が農地取引に及ぼす影響に関する研究—考察」『農業経済研究』, 第75巻第1号, 2003年4, pp.9-19
- 6.神門善久「農地流動化,農地転用に関する統計的把握」『農業経営研究』第34巻第1号, pp.62-71
- 7.平石学「大規模畑作・野菜作農業における大規模経営の展開と適正規模」『農業経営研究』日本農業経営学会, 第49巻第4号, 2012, pp.21-30
- 8.細山隆夫「北海道十勝畑作地域における大型法人経営の農地集積」『2009年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会, 2009年, pp.45-50
- 9.細山隆夫「大区画圃場整備地域における大規模借地経営の存立状況と農地団地化—北陸・新潟県上越市三和区を対象に—」『農業経営研究』第49巻第3号, 2011年, pp.12-22
- 10.細山隆夫『農地賃貸借進展の地域差と大規模借地経営の展開』農林統計協会, 2004年
- 11.竇劔久俊「中国の農地賃貸市場の形成とその課題」『アジ研ワールドトレンド』2012年2月号, pp.28-31
- 12.竇劔久俊「中国における農地流動化の進展と農業経営への影響:浙江省奉化市の事例を中心に」『中国経済研究』第8巻第1号, 2011年, pp.4-20
- 13.金虎範・上野和彦「中国・朝鮮族農村の変容—延辺朝鮮族自治州龍井市大馬村松林洞を事例に—」『東京学芸大学紀要人文社会科学系Ⅱ』第60集, 2009年, pp.47-58
- 14.河原昌一郎「中国の土地請負経営権の法的内容と適用法理」『農林水産政策研究』第10

号, 2005 年, pp.1-32

15. 神田健策・大島一二『中国農業の市場化と農村合作社の展開』筑波書房, 2013 年

16. 数寄竜也・八木洋憲「水田経営の農地集積戦略とその評価—新潟県内の水田単作地域を事例として—」『2012 年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会, 2012 年 pp.1-8

17. 倉澤貴幸・門間敏幸「借地による規模拡大に関する畑作農家の意思決定行動の分析—コソニャク農家を事例として—」『農業経営研究』第 47 巻第 2 号, 2009 年, pp.146-151

18. 小林一穂・劉文静『中国華北農村の再構築—山東省鄒平県における「新農村建設」』御茶の水書房, 2011 年, pp.28-30

19. 小松知未『組織法人の経営展開・大規模水田の論理』農林統計出版, 2012 年

20. 草苺仁「日本の米作とコメ政策の展開」奥野正寛・本間正義編『農業問題の経済分析』日本経済新聞社, 1998 年, pp.115-141

21. 李明権「中国における農地流動化と農地配分の団地化—吉林省延辺朝鮮族自治州の実態分析を中心に—」『アジア太平洋レビュー』2004 年, pp.2-14

22. 李英花・伊藤亮司・青柳斉「中国出稼ぎ農村における農地流動化の特徴と展望—黒龍江省鶏西市 H 村の事例から—」『農林業問題研究』47(1), 2011 年, pp.108-113

23. 李永燃『中国農村の土地公有制及びその法的分析』晃洋書房, 2011 年, pp.39-42

24. 盛田清秀『農地制度改革の課題—本当の改革とはどのようなものか, その根拠と具体策を考える—』総合研究開発機構, 2008 年

25. 中村広次『検証・戦後日本の農地政策』全国農業会議所, 2002 年

26. 倪鏡「中国における農地流動化の最新動向—江蘇省の農地株式合作社に着目して—」『JC 総研レポート』, 2012 年秋, VOL.23, pp.50-56

27. 新田義修「「大規模借地経営体」による借地選択と農地集積効果の計測」『農林業問題研究』, 第 183 号, 2011 年, pp.290-295

28. 秦大忠「中国における農地制度の改革に関する研究—農地流動化政策の基礎的条件整備の視角から—」, 東北大学博士学位論文, 2006 年

29. 阮蔚「矛盾深まる中国の農地制度—経済成長に取り残された農民—」『農林金融』2010 年 8 号, pp.2-15

30. 仙田徹志・藤栄剛「圃場分散と面的集積の意向に関する規定要因—香川県における調査結果を用いて—」『農業経営研究』第 47 巻第 2 号, 2009 年, pp.152-156

31. 高橋大輔「農地流動化の進展と地域性」安藤光義編『日本農業の構造変動—2010 年農

- 業センサス分析—』農林統計協会，2013年，pp.69-100
- 32.島本富夫『現代農地賃貸借論』農林統計協会，2001年
- 33.島本富夫『日本の農地—所有と制度の略史』，全国農業会議所，2003年
- 34.菅沼圭輔「中国東部地域における農場経営の展開に関する研究」『農村研究』第107号，2008年
- 35.徐小青「中国の農業経営体制の新たな変化」『農林金融』2013年2号，pp.22-36
- 36.王峰「現代中国の経済発展と土地承包の流転・移転に関する研究」，岐阜大学連合農学研究科博士学位論文，2007年
- 37.山本淳子『農業経営の継承と管理』農林統計出版，2011年
- 38.巖善平『農村から都市へ—1億3000万人の農民大移動』，岩波書店，2009年
- 39.楊秀玉「中国の農企業における後継者育成に関する研究—中国の吉林省を対象とした日本の法人経営との比較から—」，岩手大学大学院連合農学研究科博士学位論文，2012年
- 40.吉田俊幸『米政策の転換と農協・生産者—水田営農・経営多角化の課題と戦略—』農山漁村文化協会，2003年
- 41.兪炳強「中国蘇南地域における農地流動化と地方政府の役割—江蘇省常熟市の事例—」『2011年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会，2011年，pp.417-424
- 42.張安明「中国農民組織化の到達点と今後の行方-農業経営主体のニーズに応えられる組織化のあり方」『JC 総研レポート』2011年，第20号，pp.6-12

【中国語引用・参考文献】（中国語発音のローマ字順）

- 43.包宗順・徐志明・高珊・周春芳「農村土地流転的区域差異与影響因素—以江蘇省為例」『中国農村経済』2009年第04号，pp.23-30，p.47
- 44.党国英「深化土地制度改革不可久托不决」『国土資源』2008年第1号，pp.4-5
- 45.鄧志鋒「農村土地流転中政府制度供給探討」『農村経済』，2010年，pp.24-27
- 46.丁関良『土地承包經營權基本問題研究』，浙江大学出版社，2007年，pp.175-178
- 47.顧仲陽「農業部：全国土地面積流転2.7億畝」『人民日報』，2013年3月5日
- 48.韓学平「我国土地適度規模經營政策的歷史演变与反思」『科学社会主義』2010年第2号，pp.121-123
- 49.賀雪峰「農村土地流転要慎重」『理論参考』2009年第1号，pp.49-51
- 50.李昌平「土地集体所有制，村社内置金融与農村發展和有效置理」『銀行家』2010年第6

号, pp.112-115

51.李明權·闫新華「農地流動的影響因素分析—以吉林省延邊地區的農地轉包為例」『農村經濟』2005年第8号, pp.24-27

52.李啓宇「基于城鄉統籌特的農地承包經營權流轉制度創新研究」四川農業大學博士學位論文, 2010年

53.黎霆·趙陽·辛賢「当前農地流轉的基本特徵及影響要素分析」『中國農村經濟』2009年第10号, pp.4-11

54.李遠東「我國農業生產經營組織形式變革的實現途徑探析」『經濟經緯』2009年第5号, pp.113-116

55.劉淑春「改革開放以來中國農村土地流轉制度的改革與發展」『經濟與管理』2008年第10号, pp.23-27

56.農業部農村合作經濟研究課題組「中國農村土承包經營制度及合作組織運行考察」『農業經濟問題』1993年第11号, pp.45-53

57.錢忠好「非農就業是否必然導致農地流轉—基于家庭內部分工的理論分析及對中國農戶兼業化解釋」『中國農村經濟』2008年第10号, pp.13-21

58.秦暉「〈優化配置〉? 〈土地福利〉? —關於農村土地制度的思考」『新財經』2001年第9号, pp.66-67

59.蘇和平·張熙炆「關於建設專業農場與促進土地流轉的若干思考——以延邊朝鮮族自治州為例論推動少數民族地區農村產業化, 城市化的途徑」『延邊大學學報—社會科學版』2009年第1号, pp.99-102

60.文華「我國農村土地流轉的制度演進, 認識基礎與現實反思」『理論月刊』2010年第7号, pp.174-176

61.謝冬水·黃少安「中國歷史上永佃制與小農經濟的延續——中國農業農場化經營的思考」『江西財經大學學報』2011年第2号, pp.89-95

62.王洪生「黨的十一屆三中全會以來農村土地承包經營權流轉改革研究」西南大學碩士論文, 2009年

63.延邊州人大農業農村委員會調研組「現代農業的曙光—延邊州發展「專業農場」紀實—」延邊日報2012年1月30日

64.姚洋「非農就業結構與土地租賃市場的發育」『中國農村觀察』1999年第2号, pp.16-21, pp.37

- 65.温鉄軍「靠土地私有化解決農村問題是南轅北轍」『理論參考』2009年第1号, pp.53
- 66.張謀貴「論我国農村集体土地使用權的流轉」『毛沢東鄧小平理論研究』2003年第5号, pp.50-54
- 67.趙陽「城鎮化背景下的農地產權制度及相關問題」『經濟社会体制比較』2011年第2号, pp.20-25
- 68.中央書記処農村政策研究室「中国農村社会經濟典型調查(1985)」, 中国社会科学出版社, 1988年, pp.4
- 69.鐘漲宝・汪萍「農地流轉過程中的農戶行為分析—湖北, 浙江等地的農戶問卷調查」『中国農村觀察』2003年第6号, pp.55-64

【統計資料】(中国語発音のローマ字順)

- 70.吉林省統計局編『吉林統計年鑑』各年版, 中国統計出版社
- 71.延辺朝鮮族自治州農業信息网 <http://yanbian.jlagri.gov.cn/>,
- 72.延辺日報 <http://www.iybrb.com/>
- 73.中国農業信息网 www.agri.gov.cn
- 74.中華人民共和國国家統計局編『中国統計年鑑』各年版, 中国統計出版社
- 75.中華人民共和國国家統計局国家数据 <http://data.stats.gov.cn/>

参考資料

農地流動化の実態と農家意識・意向に関する聞き取り調査票（2011年）

名前：_____ 年齢：満_____歳 学歴：_____ 一般農家 or 村幹部 所属村：_____

この調査は、延辺地域の現在の農村土地請負経営権流動化の状況を把握することにより、村内の農家と農村幹部を対象にアンケート調査を実施させていただくことになりました。お忙しい中大変恐縮とは存じますが、調査趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い致します。なお、得られたアンケート結果については、本人の学位論文以外には使用しませんので、最もあてはまるものに○をして下さい。

一. 農家基本状況

1. お宅の請負農地面積_____ha, 一人当たり面積_____ha
2. ご家族の_____人, 男性_____人, 女性_____人; 農業従事者_____人, 非農業従事者_____人, 満16歳以下_____人
3. 出稼ぎ経験がある家族は_____人
4. ご家族のなか村幹部は_____人 (一人以上の場合問7へ)
5. 担任職務 ①村長 ②党支部書記 ③村会計 ④村民小組組長
6. お宅の年収_____元, その中農業収入_____元, 農業外収入_____元

二. 農地経営条件・コスト

1. 請負農地及び農地経営状況 (単位: ha)

	①請負面積	②農地流出面積	③農地流入面積	④経営農地面積 (④=①-②+③)
水田				
畑				

2. 農業生産コスト: _____元
(地代_____元, 種_____元, 肥料_____元, 農薬_____元, 人件費_____元, 機械使用費_____元)
3. 近年農業の従事による収入
①多く増加 ②やや増加 ③変化なし ④やや減少 ⑤多く減少

4. 農業生産の中機械化程度

- ①部分 ②一部 ③少量 ④なし

5. 今後請負地における計画は_____

- ①請負地のみ経営する経営 ②農家間貸付 ③専業農場に貸付 ④農村経営権放棄して都市部に遷移 ⑤その他_____

6. 農業従事中直面した主な困難は_____

三. 農地流動状況

(説明：貸出農家の場合は1～10, 借入農家の場合11～20, 自作農家の場合21～25)

(一) 農地流出状況

1. 農地流動化面積及び地代

農地構成	面積 (ha)	農地流動契約期間	地代 (元/年)	農地流動方式
水田				
畑				

(流動方式：①又請負 ②賃貸 ③相互交換 ④転讓(請負権の有償讓渡) ⑤その他_____)

2. 農地を貸出した原因 (多項選択)

- ①農業経営収入が不安定及び少ない ②出稼ぎによる収入が高い ③農業生産コストが高い ④農業生産に従事する意欲が低い ⑤年齢・健康による問題 ⑥契約手続きが簡単(口頭契約等) ⑦農地が分散している ⑧子供の教育のため都市部へ移転 ⑨その他_____

3. 農地貸出の相手

- ①本組(同じ小組) ②本村外組 ③外村 ④外郷・鎮 ⑤その他

4. 農地流動化に関する情報のルートは

- ①親戚・友達から紹介 ②村幹部から紹介 ③個人訪問 ④その他

5. 農地流動の契約

- ①口頭 ②正式書面 ③その他_____

6. 契約期間内貸出した農地を回収して農業に従事したい時

- ①双方は協議 ②強硬回収 ③契約に従う ④その他

7. 政府からの各種補助金を享受している方

- ①貸出農家 ②借入農家 ③その他_____

8. 農地流動化の行う時改善すべきこと

- ①手続きの簡便さ ②手続きの規範化 ③その他_____

9. 農地を貸出して一番心配になることは_____

10. 農地の流出はどのようなきっかけで、いつから始めたのか？

11. 国内外労務輸出による場合勤め先の情報はどのように入手したのか？

12. 国内外労務輸出による場合いつまで続けるのか、その後はどこに住み、何をするのか。

(二) 農地借入状況

11. 農地借入面積及び地代

農地構成	面積 (ha)	農地流動契約期間	地代 (元/年)	農地流動方式
水田				
畑				

(流動方式：①又請負 ②賃貸 ③相互交換 ④転讓(請負権の有償讓渡) ⑤その他_____)

12. 農地を借入した原因(多項選択)

①農産物価格の安定及び上昇 ②大規模化による収入増加 ③補助金政策 ④農業に従事する意欲が高い ⑤契約手続きが簡単(口頭契約等) ⑥その他_____

13. 農地借入の相手は

①本組(同じ小組) ②本村外組 ③外村 ④外郷・鎮 ⑤その他

14. 農地流動に関する情報のルート

①親戚・友達から紹介 ②村幹部から紹介 ③個人訪問 ④その他

15. 農地流動時の契約

①口頭 ②正式書面 ③その他_____

16. 契約期間内農地借入農家が回収して農業に従事したい時

①双方は協議 ②強硬回収 ③契約に従う ④その他

17. 政府からの各種補助金を享受している方

①貸出農家 ②借入農家 ③その他_____

18. 農地流動化の行う時改善すべきこと

①手続きの簡便さ ②手続きの規範化 ③その他_____

19. 農地借入の時一番ネックになるのは_____

①契約の短期化 ②地代の上昇 ③農地供給の不足 ④その他_____

20. 農地を借入し、農業に従事しながら一番心配になることは_____

(三) 請負地のみ経営している自作農家に対する調査

21. 農地を貸出しない原因は_____

①地代より耕作経営の収入が高い ②他の就職先がない ③契約手続きが面倒（正式な手続き等） ④短期的で貸すが、長期的に貸さない ⑤老後・急な事故による心配 ⑥開発による地価上昇を期待 ⑦農地請負権保護意識が強い ⑧地代が安い ⑨その他

22. どんな状況なら貸出（意向）_____

23. 農地借入をしない原因は

①農業生産コストが高い ②労働力・資金の不足 ③地代が高い ④年齢・健康による本人の能力の制限 ⑤出稼ぎを考慮している ⑥契約手続きが面倒（正式的な手続き等） ⑦農業経営収入が不安定及び少ない ⑧農業生産に従事したくない ⑨農地が分散している ⑩その他

24. どんな状況なら借入（意向）_____

25. 合理的な地代は、水田_____元/ha, 畑_____元/ha

農地流動化と「専業農場」経営状況に関する経営者聞き取り調査票（2012年）

「専業農場」名称：_____ 所属村：_____ 農場経営者：満__歳 一般農家 or 村幹部

1. 設立時間：____年__月

2. 設立主体：①農家 ②村民小組 ③村民委員会 ④合作社 ⑤龍頭企業 ⑥その他_____

3. 経営形態

①大規模農家 ②農民専業合作者を基の農場（共同農場） ③株式農場 ④企業法人農場

4. 「専業農場」の農地を集積ルート

①村民委員会会議招集 ②広報などの公開募集 ③経営者から直接勧誘 ④その他_____

5. 農地借入の相手範囲

①村民小組内 ②村内 ③村内外 ④鎮内 ⑤その他_____

6. 農地所有権を持っている農村集団経済組織

①村民委員会 ②村民小組 ③郷鎮 ④その他_____

7. 農地に対する政府補助金の享受は

①農地貸出農家 ②農地借入農家 ③専業農場 ④その他

8. 契約期間内、農地を貸出した農家（現在農作業を行っていない農家）が農業に従事したい時

①元の農地での耕作を許可 ②農場から借り入れた農地（元以外の農地）での耕作を許可
③不許可

9. 「専業農場農」の経営面積の状況（2011年）

①水田（水稻）：_____ha, ②畑：_____ha（トウモロコシ_____ha, 大豆_____ha, その他_____ha）

10. 農場農地の団地枚数：_____枚、その内直営農地の団地枚数：_____枚

11. 農場生産額

①水田（水稻）：_____元 ②畑：_____元（トウモロコシ_____元, 大豆_____元, その他_____元）

12. 生産物販売額

①水田（水稻）：_____元, ②畑：_____元（トウモロコシ_____元, 大豆_____元, その他_____元）

13. 生産経費

- ①地代_____元 (水田_____元, 畑_____元)
- ②物財費_____元 (種_____元, 肥料_____元, 農薬_____元)
- ③人件費_____元 (職員_____元, パート・アルバイト_____元)
- ④農機具・設備_____元
- ⑤その他_____元

14. 農地流動化状況 (2011年)

		農家数 (戸)		面積 (ha)		地代 (元/ha)	
		水田	畑	水田	畑	水田	畑
農地流動方式	合計						
	又請負						
	賃貸						
	株式						
	その他						
農地流動期間	合計						
	1年						
	2-5年						
	6-10年						
	10年以上						
払い方の支	1年1回						
	3~5年1回						
	5年以上1回						

15. 「専業農場」の設立理由

- ①農地集積を図り, 大規模経営を実現
- ②村の農地守り, 農地有効利用, 地元へ貢献
- ③支農恵農政策
- ④安全安心な高品質の農産物を生産
- ⑤国内外の市場を開拓する理想

16. 経営者の「専業農場」における経営意識 (複数回答、5つまで)

- ①農政の動き
- ②国内外の先進事例参観
- ③目標の設定と戦略計画の策定
- ④資金や資材の調達・購入管理
- ⑤栽培・生産管理
- ⑥従事者・人材管理, 後継者の育成管理
- ⑦販売・マーケティング管理
- ⑧財務・会計管理
- ⑨差別化・ブランド化, 新商品の開発法
- ⑩経営成長の管理・方法
- ⑪その他: _____

17. 村外者があなたの所属する村または鎮で「専業農場」を設立するのに対して

- ①賛成
- ②反対
- ③どちらも言えない

その理由: _____

18. 「専業農場」経営中の問題点・課題 (自由記述)

「専業農場」経営者聞き取り調査票（2013年）

「専業農場」名称：_____ 所属村：_____ 農場経営者：満__歳 一般農家 or 村幹部

一、「専業農場」の基本概況について該当するところに記入，○をつけてください。

1. 農場規模状況：

		合計 (ha)	水田 (ha)	畑 (ha)			その他 (ha)
				トウモロコシ	大豆	その他	
2011	全体						
	直営						
2012	全体						
	直営						
2013	全体						
	直営						

2. 販売状況

(1) 未加工品生産物

販売方式 品目	「専業農場」経営者による販売 (販売単価：t/元，販売額：元)	農家単独直売 (面積：ha)

(2) 「専業農場」経営者による加工品販売（販売単価：t/元，販売額：元）

販売方式 品目		契約販売	市場直接販売	市場卸売販売	その他
精米	販売単価				
	販売額				
	販売先				
	販売単価				
	販売額				
	販売先				
	販売単価				
	販売額				
	販売先				
	販売単価				
	販売額				
	販売先				

3. 2011年総収入：_____万元（農産物販売額：_____万元，その他：_____万元）
 2012年総収入：_____万元（農産物販売額：_____万元，その他：_____万元）
 2013年総収入目標：_____万元（農産物販売額：_____万元，その他：_____万元）

4. 設立してからの総投資額状況（直営）

	地代	物財費					人件費		工場・倉庫	農機具
		種	肥料	農薬	燃料	その他	社員	臨時		
2011										
2012										
2013										

5. 設立してからの政府補助及びローン状況

		中央政府	省政府	州政府	市政府	鎮政府	その他
補助金	2011						
	2012						
	2013						
ローン	2011						
	2012						
	2013						

6. 農機具：①トラクター____台 ②耕耘機____台 ③田植機____台 ④育苗機____台
 ⑤コンバイン____台 ⑥防除機____台 ⑦乾燥機____台 ⑧その他____台

7. 農用施設：_____

二. 「專業農場」の仕組みおよび農業従事状況について該当するところに記入，○をつけてください。

1. 「專業農場」の運営管理人数：_____人，その内，代表：_____人，役員：_____人
 運営管理体制：_____

農場で定期会議：①あり（週/回，月/回，四半期/回，半年/回，年/回）②無し
 参加対象：①役員のみ ②役員と村幹部 ③役員と農場で大規模農家 ④役員と農場で農業参加農家 ⑤制限なし

2. 農場役員の役割と年間農業日数

役職	役割	農業従事日数

3. 直営での臨時雇用（農繁期）： _____人，農業従事日数 _____日， _____人/ha
4. 農場で耕作を続ける農家数： _____戸（自作農家数 _____戸，借入農家数 _____戸）
 農場で耕作を続ける労働力： _____人（自作農家労働力数 _____人，借入農家労働力数 _____人）
5. 経営後継者：有 _____人・無，年齢： _____歳，交代予定時期 _____年後，経営者との関係：

三. 「専業農場」の加入農家に対するサービスについて該当するところに記入，○をつけてください。

1. 種・肥料・農薬等の物財の共同購入

購入先： _____

2. 農場所所有の農機具賃貸・利用状況

機械名	台数	賃貸料	賃貸期間	性能	備考
トラクター					
耕耘機					
田植機					
育苗機					
コンバイン					
防除機					
乾燥機					
その他					

3. 農地の利用調整： _____

4. 農作業技術指導： _____

5. 作物販売解決： _____

6. その他： _____

四. 「専業農場」の経営意識・意向について該当するところに記入，○をつけてください。

1. 専業農場の経営の夢・ビジョンは（複数回答，優先順位）

- ①農地集積を図り、農地有効利用できる経営
 ②機械化による大規模経営を実現できる経営
 ③付加価値の高い加工商品が生産できる経営
 ④地域の農地を守り、地域社会を支え、地域住民に貢献できる経営
 ⑤安全で安心な高品質の農産物を供給する経営
 ⑥競争力を持ち、国内外の市場を開拓する経営
 ⑦その他： _____

2. 経営者として重視しているのは（複合選択、あてはまるのを全て）

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①農政の動き | ⑥従事者・人材管理，後継者の育成管理 |
| ②国内外の先進事例参観 | ⑦販売・マーケティング管理 |
| ③目標の設定と戦略計画の策定 | ⑧財務・会計管理 |
| ④資金や資材の調達・購入管理 | ⑨差別化・ブランド化，新商品の開発法 |
| ⑤栽培・生産管理 | ⑩経営成長の管理・方法 |
| ⑪その他： _____ | |

3. 今後の経営規模拡大の意向：①あり ②現状維持 ③なし ④その他 _____

意向の理由： _____

4. 「専業農場」の設立による全般的経営の変化

①生産方面： _____

②販売方面： _____

③その他： _____

5. 農場経営における課題

①農地集積に関すること，理由： _____

②農業生産や経営，技術に関すること，理由： _____

③融資などに関すること，理由： _____

④雇用や労務管理に関すること，理由： _____

⑤農業の会計・経理に関すること，理由： _____

⑥農産物の加工や販売に関すること，理由： _____

⑦その他，理由： _____

「専業農場」参加農家の現状と将来に関する聞き取り調査票（2013年）

記入者氏名：_____ 性別：_____ 加入農場：_____ 所属村：_____ 農場加入年：_____年

1. 加入「専業農場」での役割について該当するところに記入，○をつけてください。

①農場役員（役職_____） ②専門技術者 ③農場従事者 ④普通農家 ⑤その他_____

2. ご家族の就業状況について該当するところに記入，○をつけてください。

続柄	年齢	就職	勤務先
世帯主		1. 農業のみ 2. 農業が主 3. 他業が主 4. 他業のみ 5. 従事なし	1. 市内 2. 市外（国内：_____ 国外：_____）
		1. 農業のみ 2. 農業が主 3. 他業が主 4. 他業のみ 5. 従事なし	1. 市内 2. 市外（国内：_____ 国外：_____）
		1. 農業のみ 2. 農業が主 3. 他業が主 4. 他業のみ 5. 従事なし	1. 市内 2. 市外（国内：_____ 国外：_____）
		1. 農業のみ 2. 農業が主 3. 他業が主 4. 他業のみ 5. 従事なし	1. 市内 2. 市外（国内：_____ 国外：_____）
		1. 農業のみ 2. 農業が主 3. 他業が主 4. 他業のみ 5. 従事なし	1. 市内 2. 市外（国内：_____ 国外：_____）
		1. 農業のみ 2. 農業が主 3. 他業が主 4. 他業のみ 5. 従事なし	1. 市内 2. 市外（国内：_____ 国外：_____）

3. あなたの家の農業経営形態について該当するところに記入，○をつけてください。

- ①専業農家（農業収入のみ）
 ②第1種兼業農家（農業収入が多い）
 ③第2種兼業農家（農業以外の収入が多い）
 ④その他_____

4. あなたの家の総収入：_____元（その内農業収入：_____元，農業外収入：_____元）

5. あなたの家の農地面積状況を教えてください。

(1) 水田 ①請負地__ha ②借入地__ha ③貸出地__ha ④経営地（①+②-③）__ha

- 「専業農場」から借入面積__ha，「専業農場」に貸出面積__ha
- 一般農家から借入面積__ha，一般農家に貸出面積__ha

(2) 畑 ①請負地__ha ②借入地__ha ③貸出地__ha ④経営地（①+②-③）__ha

- 「専業農場」から借入面積__ha，「専業農場」に貸出面積__ha
- 一般農家から借入面積__ha，一般農家に貸出面積__ha

6. 「専業農場」設立による変化と満足度について教えてください

(1) 種・肥料・農薬等の物財の共同購入

- 1) 価格に対する満足度 ①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足
 2) 質に対する満足度 ①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足
 3) その他の意見_____

(2) あなたの家の農業機械の所有状況及び「専業農場」から農業機械のレンタル状況

	所有状況			「専業農場」から農業機械レンタル		
	台数	購入年分	購入金額 (元)	レンタル料 (元/ha)	レンタル期間 (日)	今後の意向 有:○, 無:×
トラクター						
耕耘機						
田植機						
コンバイン						
育苗機						
防除機						
乾燥機						
その他						

- 1) 農業機械のレンタル料に対する満足度
 ①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足
 2) 農業機械性能に対する満足度
 ①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足
 3) その他の意見_____

(3) 農地の利用調整（農場加入農家間で、飛び地を交換等）

- 1) 農地集積による農業作業に対する満足度
 ①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足
 2) その他の意見_____

(4) 農作業技術の共有

- 1) 専門技術者が定期的栽培技術の指導及び栽培状況の確認に対する満足度
 ①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足
 2) 専門技術者が定期的農業機械利用技術の指導に対する満足度
 ①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足
 3) その他の意見_____

(5) 販売状況

- 1) 生産物の販路及び理由
 ①加入「専業農場」関連の農産品加工工場に販売, 理由_____
 ②他農産品加工工場に販売, 理由_____
 ③個人販売, 理由_____
 ④その他_____, 理由_____

2) 販売価格に対する満足度

①大変満足 ②やや満足 ③普通 ④やや不満足 ⑤大変不満足

3) 収入変化 ①収入上昇, 理由 _____ ②収入低下, 理由 _____
③変化なし, 理由 _____

7. あなたの家の農業後継者状況を教えてください.

(1) 現在, 後継者と一緒に個別農業経営を

①する (後継者人数 _____ 人, 性別 _____, 年齢 _____ 歳) ②しない

(2) 今後, 後継者が個別農業経営を

①する (後継者人数 _____ 人, 性別 _____, 年齢 _____ 歳) ②しない

8. あなたの家の農業はあと何年くらいできると考えていますか.

①20年以上 ②10-20年 ③5-10年 ④3-5年未満 ⑤3年未満 ⑥撤退 (来年から)

9. あなたの今後の家の農業に対する意向及びその理由を教えてください.

①現状維持, 理由: _____

②農地を借りるなど経営規模を拡大, 理由: _____

③経営規模を縮小, 理由: _____

④農業から撤退, 理由: _____

⑤その他 (_____), 理由: _____

10. 「専業農場」に対する全般的な評価 (該当するところに全て○をつけてください).

(1) 満足した点について

①農地の借入・貸出相手を探しやすさ ②農地賃貸借に対する安心感 ③適度な大規模経営条件の整い ④農業機械化を促進 ⑤栽培技術を向上 ⑥農作業の効率化 ⑦販売先心配なし

⑧その他 _____

※ 選択項目に対して優先順位で該当番号を書いてください. _____

(2) 不満足点について

①地代が高い ②地代が低い ③農作業にたいする制限 ④農業機械がまだ不十分

⑤その他 _____

※ 選択項目に対して優先順位で該当番号を書いてください. _____

11. 「専業農場」に対するご期待・ご意見ありましたらご記入ください.

--

謝 辞

本研究は多くの方のお力添えにより、ここまで形にすることが出来ました。

主指導教員の小沢教授（山形大学農学部）から日頃に激励され、課題の設定から、研究の方法、論文の構成、中国現地調査のサポート及び日本語の表現まで貴重なご指導と、研究遂行能力を高めるようリサーチ・アシスタント（RA）の機会も与えて下さり、学問的・精神的に多大な支援を頂き、大変お世話になり、感謝しております。

第一副指導教員の藤科智海准教授（山形大学農学部）から、私の未熟な考え方や分析仕方に、色々な観点から物事を考えるということを教えて頂き、丁寧に日本語のご訂正も頂きました。また、研究過程中挫折した時いつも激励され、大変お世話になり、感謝しております。

第二副指導教員の神田健策（弘前大学農学生命科学部）からは研究の視角、今後の課題（①合作社と「専業農場」の関係性、②中国で「専業農場」経営形態の一般化しうる可能性）等について、貴重なご意見を頂いたこと、感謝しております。

最終段階で審査員を引け受けてくださった佐藤和憲教授（岩手大学農学部）には、論文中の不十分・不明確な文章と内容に対してのご指摘や、今後の課題（二つの先進的な専業農場の共通点と相違点の深層比較）等について、貴重なご意見を頂いたこと、感謝しております。

また、私が研究を進めるにあたって、金龍勳教授（中国延辺大学）から日頃に激励され、貴重な御教示や研究資料の提供、調査地の選定等につきましても大変お世話になったこと、感謝しております。

そして、貴重な御助言又はコメントをくださった金成学教授（山形大学農学部）、岩鼻通明教授（山形大学農学部）、仙北谷康准教授（帯広畜産大学）、比屋根哲教授（岩手大学農学部）、青柳斉教授（新潟大学）、木南莉莉教授（新潟大学）、池上彰英教授（明治大学）に感謝しております。また、学問的・精神的に応援してくださった中国延辺大学農学院の嚴昌国院長、梁成云副院長、蔡京淑元国際交流部長、崔振東教授、金成哲准教授、中国延辺大学経済管理学院の張傑教授、権哲男教授、中国延辺大学で出会った韓国籍の尹勝炫・尹姫淑教授、韓国忠北大学の朴鍾燮教授にも感謝しております。

更に、中国延辺地域 Y 鎮での実態調査に際して、大変お世話になった、Y 鎮政府の朴世峰様と金春範様、調査対象になった M 村と Q 村の村幹部と農家及び 14 カ所「専業農場」の経営者（法人代表者）に厚く御礼を申し上げます。特に、調査するたびに協力してくださった M 村の崔明宇様と全光日様、Q 村の崔相浩様と金鎮権様に対して感謝しております。

「平成 24 年度アグロイノベーション戦略研究プログラム」に参加する際にお世話になった岩本隼人特任教授（東京農工大学アグロイノベーション高度人材養成センター）をはじめ、センターの皆様及びインターンシップの研修生として受け入れて大変貴重な体験をさせてくださった全国農業会議所の清野英二様（総務部長）と砂田嘉彦様（農地・組織対策部長）をはじめ、会議所の皆様にも感謝しております。

勉学生活をサポートくださったロータリー米山記念奨学会、特にお世話になった国際ロータリー第 2800 地区の鶴岡 RC の方々をはじめ、ロータリアンの方々、そして鶴岡 RAC の方々にも深く御礼を申し上げます。私を家族の一員として扱ってくださったカウンセラーである藤川享胤パスト・ガバナー及びご家族に大変お世話になり、感謝しております。

学位論文に関して貴重な御意見をくださった山形大学農学部地域計画研究室の皆様及び

金研究室の土屋正幸さん（博士課程）、井上俊美さん（修士課程）に感謝の意を表します。

なお、本研究の一部には東北農業経済学会からの研究助成を得て、ここに記して謝意を表します。

名前を挙げきれないほど、私は多くの方々に支えられ、無事に博士課程を修了することができました。これまでに関わった全ての方々と、長い学生生活を送る一人娘に全力を挙げて支援し、常に励ましてくれた親に心から感謝の気持ちを伝えたいです。

2014年2月

山形大学農学部 地域計画研究室にて

金紅蘭